

令和2年度

あまがさきの介護

**尼崎市健康福祉局福祉部
介護保険事業担当**

『あまがさきの介護』 目次

I	一般状況	7
1	市勢	9
(1)	尼崎市の沿革	9
(2)	尼崎市の位置及び面積	9
2	高齢者の状況	10
(1)	高齢者人口の推移(住民基本台帳人口)	10
(2)	年代別高齢者人口と高齢化率	11
3	介護保険制度のあゆみ	12
4	組織図と事務分掌(令和3年4月1日現在)	13
II	被保険者	15
1	第1号被保険者数の年度別推移	17
2	第1号被保険者数の月別推移	18
III	保険料	19
1	年度別保険料(年額)の推移	21
2	保険料収納状況	27
(1)	現年度分	27
(2)	所得段階別 現年度分	28
(3)	滞納繰越分	29
(4)	所得段階別 滞納繰越分	29
(5)	口座振替加入率	30
(6)	減免状況	30
IV	認定審査	31
1	介護認定審査会	33
2	月別要支援・要介護認定申請状況	33
3	年度別要支援・要介護認定申請状況	34
4	月別要介護度別認定者状況	35
5	年度末別要介護度別認定者状況(12年度末～17年度末)	37
6	年度末別要介護度別認定者状況(18年度末～2年度末)	38
7	年度末別認定率	40
8	行政区別 要介護度別認定者状況	41

V	保険給付等	43
1	月別介護サービス利用者状況	45
	(1) 居宅(介護予防)サービス利用者数	45
	(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数	46
	(3) 施設別介護サービス利用者数	47
	(4) 要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合	48
2	年度別介護サービス利用者状況	49
	(1) 居宅介護(介護予防)サービス利用者数	49
	(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数	49
	(3) 施設別介護サービス利用者数	49
3	保険給付費審査年度別・月別支給額	50
	(1) 平成15～20年度 年度別支給額	50
	(2) 令和2年度月別支給額及び平成21～令和元年度支給額	51
4	負担割合証交付状況	58
5	減免認定状況	58
	(1) 食費・居住費に係る負担限度額認定	58
	(2) 利用者負担減額・免除認定	58
	(3) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定	58
6	高額介護(予防)サービス費支給状況	59
7	高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況	59
8	居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率	60
9	一般施策	62
	(1) 社会福祉法人による生活困窮者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業	62
	(2) 障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業	62
VI	地域支援事業 1	63
1	総合事業	65
	(1) 介護予防・生活支援サービス事業	65
	(2) 生活支援サポーター養成研修	66
2	任意事業	67
	(1) 住宅改修支援事業	67
	(2) 介護相談員派遣事業	67
	(3) 介護給付適正化事業	67

VII	地域支援事業 2	69
1	介護予防事業	71
2	包括的支援事業	73
(1)	地域包括支援センターの設置状況	73
(2)	総合相談支援、権利擁護業務	74
(3)	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	74
(4)	生活支援サービス体制整備	76
(5)	医療・介護連携推進	76
(6)	認知症総合支援事業	76
3	任意事業	78
(1)	家族介護慰労事業	78
(2)	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	78
(3)	徘徊高齢者家族支援サービス事業	78
(4)	高齢者向けグループハウス運営事業	79
(5)	高齢者自立支援型食事サービス事業	79
(6)	住宅改造相談事業	79
(7)	家族介護用品支給事業	79
(8)	介護マーク普及事業	79
(9)	成年後見制度利用支援事業	80
(10)	高齢者緊急一時保護事業	80
(11)	権利擁護推進事業	80
VIII	その他	81
1	広報活動	83
(1)	パンフレットの作成・配布	83
(2)	保険料のしおり	83
(3)	介護保険だよりの発行	83
(4)	市報あまがさきへの掲載	83
(5)	市民への説明(市政出前講座)等	83
(6)	ホームページへの掲載	83
2	苦情相談件数	83
3	尼崎市 介護保険事業所・施設数	84
(1)	介護保険事業所・施設数	84
(2)	市内の介護保険施設	85
(3)	市内の地域密着型サービス事業所	86

4	尼崎市地域包括支援センター運営部会	87
(1)	設置年月日	87
(2)	設置目的	87
(3)	組織	87
(4)	所掌事項	87
(5)	令和2年度開催回数	87
(6)	地域包括支援センターについて	87
5	尼崎市地域密着型サービス運営部会	88
(1)	設置年月日	88
(2)	設置目的	88
(3)	組織	88
(4)	所掌事項	88
(5)	令和2年度開催回数	88
6	尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会	89
(1)	設置年月日	89
(2)	設置目的	89
(3)	組織	89
(4)	所掌事項	89
(5)	令和2年度開催回数	89
7	在宅医療・介護連携推進部会	90
(1)	設置年月日	90
(2)	設置目的	90
(3)	組織	90
(4)	所掌事項	90
(5)	令和2年度開催回数	90
8	尼崎居宅介護支援事業連絡会	91
(1)	設立	91
(2)	目的	91
(3)	会員数	91
(4)	主な活動内容	91
IX	財政・条例等	93
1	財 政	95
(1)	令和2年度介護保険事業費歳入歳出決算(見込)	95
(2)	令和3年度介護保険事業費歳入歳出予算(当初)	95
(3)	介護保険事業に係る基金の状況	96
2	条例等	97
(1)	尼崎市介護保険条例	97
(2)	尼崎市介護保険規則	109
(3)	尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例	113

I 一般狀況

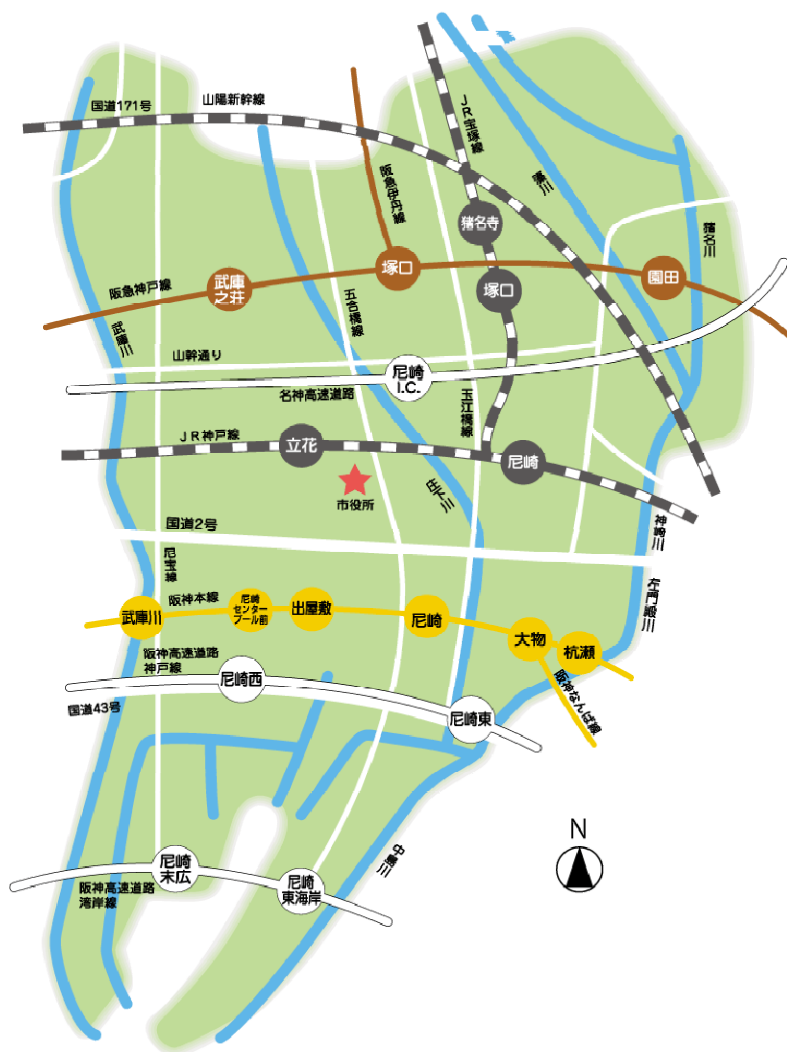
1 市勢

(1) 尼崎市の沿革

1916年	(大正5年)	市制の施行
1936年	(昭和11年)	小田村と解消合併
1942年	(昭和17年)	立花村・大庄村・武庫村を合併
1947年	(昭和22年)	園田村を合併し、ほぼ現在の市域となる

(2) 尼崎市の位置及び面積

阪神広域圏に属し、大阪平野の西部にあって、兵庫県の南東部に位置し、総面積50.72平方キロメートルである。市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面している。



2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移(住民基本台帳人口) ※平成24年以前は外国籍を含まない。

(単位:人)

区 分	平成13年3月末		平成14年3月末		平成15年3月末		平成16年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	464,170	100.0%	463,256	100.0%	462,386	100.0%	462,082	100.0%
40歳以上	238,562	51.4%	239,428	51.7%	240,432	52.0%	241,651	52.3%
65歳以上	77,817	16.8%	80,596	17.4%	83,499	18.1%	85,686	18.5%
75歳以上	29,492	6.4%	30,969	6.7%	32,219	7.0%	33,938	7.3%

区 分	平成17年3月末		平成18年3月末		平成19年3月末		平成20年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	460,263	100.0%	459,568	100.0%	458,958	100.0%	458,603	100.0%
40歳以上	243,389	52.9%	245,027	53.3%	246,524	53.7%	249,161	54.3%
65歳以上	88,147	19.2%	91,182	19.8%	95,052	20.7%	97,962	21.4%
75歳以上	35,505	7.7%	37,119	8.1%	38,971	8.5%	40,854	8.9%

区 分	平成21年3月末		平成22年3月末		平成23年3月末		平成24年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	459,933	100.0%	460,245	100.0%	457,216	100.0%	457,216	100.0%
40歳以上	252,580	54.9%	255,924	55.6%	261,433	57.2%	261,433	57.2%
65歳以上	101,276	22.0%	103,862	22.6%	107,140	23.4%	107,140	23.4%
75歳以上	42,603	9.3%	44,780	9.7%	49,111	10.7%	49,111	10.7%

区 分	平成25年3月末		平成26年3月末		平成27年3月末		平成28年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	467,673	100.0%	466,034	100.0%	464,562	100.0%	463,662	100.0%
40歳以上	271,099	58.0%	274,120	58.8%	277,010	59.6%	279,352	60.2%
65歳以上	113,539	24.3%	117,778	25.3%	121,277	26.1%	123,772	26.7%
75歳以上	52,240	11.2%	53,954	11.6%	55,804	12.0%	58,228	12.6%

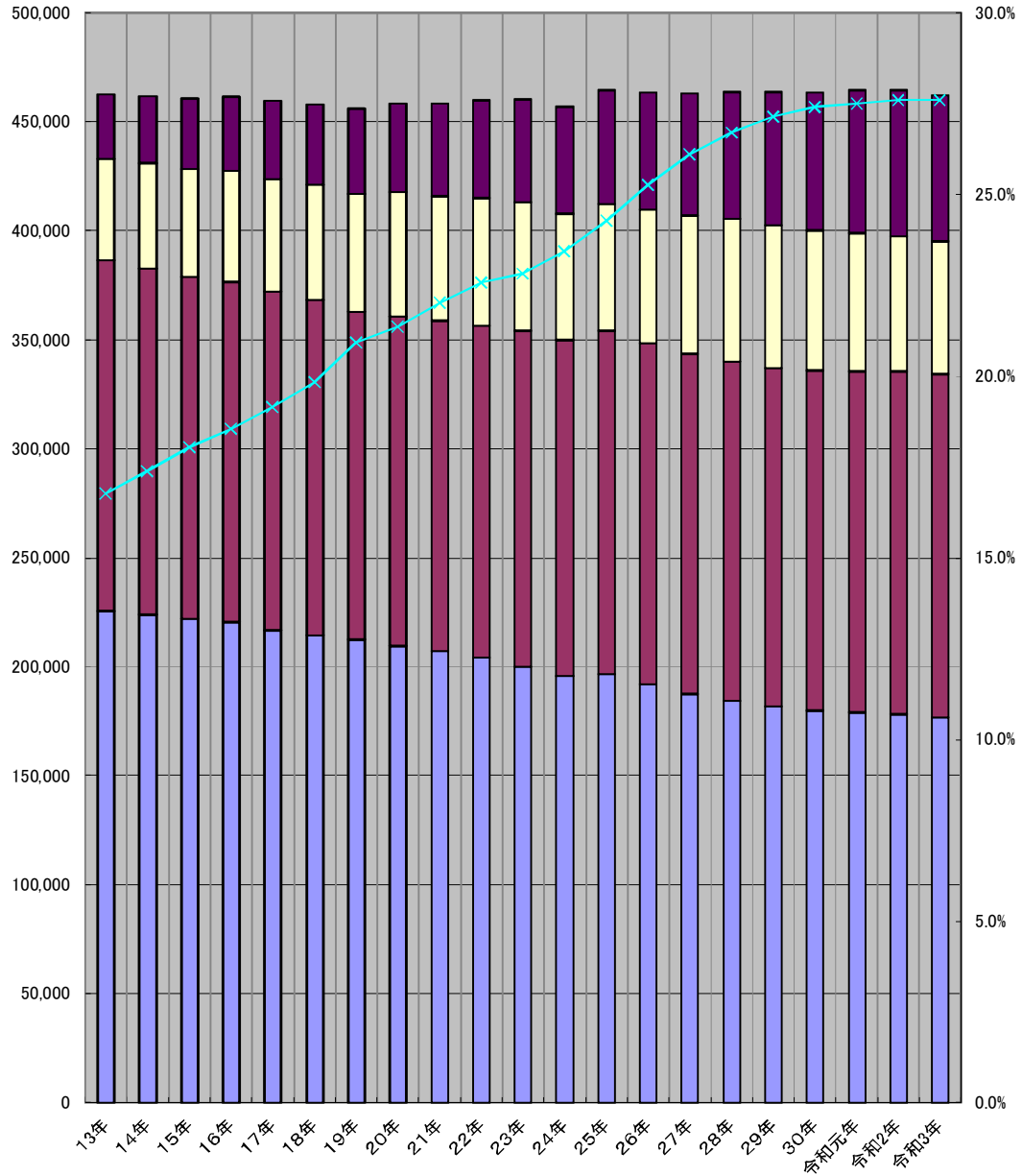
区 分	平成29年3月末		平成30年3月末		令和元年3月末		令和2年3月末A	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	462,520	100.0%	462,476	100.0%	462,934	100.0%	463,236	100.0%
40歳以上	280,934	60.7%	282,712	61.1%	283,958	61.3%	284,893	61.5%
65歳以上	125,574	27.1%	126,789	27.4%	127,410	27.5%	127,749	27.6%
75歳以上	61,137	13.2%	63,315	13.7%	65,513	14.2%	66,987	14.5%

区 分	令和3年3月末B		前年度末比
	人数	割合	B/A
総人口	461,988	100.0%	99.7%
40歳以上	285,381	61.8%	100.2%
65歳以上	127,585	27.6%	99.9%
75歳以上	67,187	14.5%	100.3%

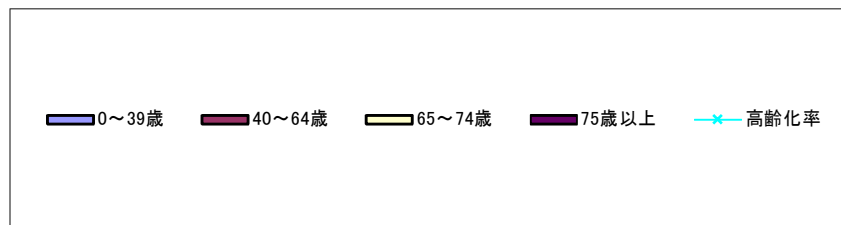
単位:人

(2)年代別高齢者人口と高齢

高齢化率



※各年3月末時



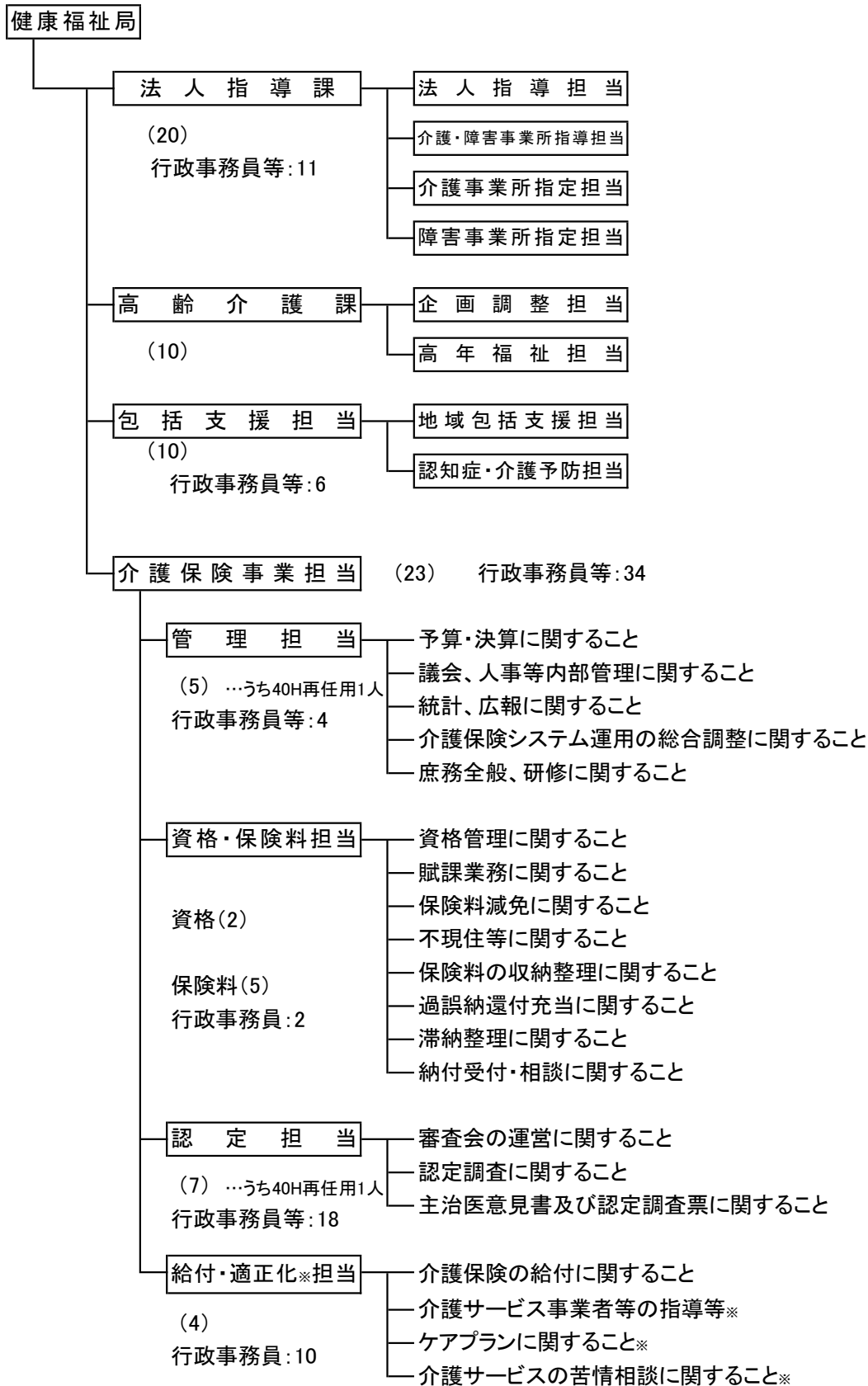
3 介護保険制度のあゆみ

	国	市
H 9 . 12 . 17	介護保険法(法律第123号)公布	
H 10 . 4 . 1		介護保険準備室設置
H 10 . 4 . 10	介護支援専門員に関する省令	
H 10 . 8 . 1		高齢者等に関する実態調査実施
H 10 . 8 . 24		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策 定委員会発足
H 11 . 4 . 1		介護保険課設置
H 11 . 8 . 26		尼崎市介護認定審査会委員委嘱(90名)
H 11 . 9 . 13		要支援・要介護認定申請受付開始
H 11 . 10 . 1		準備要支援・要介護認定審査開始
H 12 . 2 . 3		尼崎居宅介護支援事業連絡会発足
H 12 . 2 . 10	厚生省告示第19号他(介護報酬) 厚生省告示第37号(短期入所サービ ス区分の利用枠拡大)	
H 12 . 2 . 21	平成11年度介護保険円滑導入臨時 特例交付金について(通知)	
H 12 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定
H 12 . 3 . 24	厚生省告示第92号(短期入所サービ スの振替措置)	
H 12 . 4 . 1	介護保険法施行	尼崎市介護保険条例施行
H 12 . 9 . 11		平成12年度介護保険料決定通知発送
H 12 . 10 . 1		保険料徴収開始(半額徴収) いきいき健康づくり事業(保健福祉事業)開 始
H 14 . 8 . 1		介護相談員派遣事業実施
H 15 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 15 . 4 . 1		尼崎市介護保険条例改正
H 16 . 6 . 1		いきいき100万歩運動実施
H 17 . 10 . 1	介護保険法改正(施設給付見直し)	
H 18 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 18 . 4 . 1	介護保険法改正(新予防給付、地域 密着型サービス、地域包括支援セン ター設置等)	改正尼崎市介護保険条例施行
H 21 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 21 . 4 . 1	介護保険法改正(介護報酬3%引上 げ)	尼崎市介護保険条例改正、尼崎市介護従事 者処遇改善臨時特例基金条例制定
H 24 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 24 . 4 . 1	介護保険法改正(指定居宅サービス 事業等の人員基準等の条例委任、定 期巡回・随時対応型訪問介護看護、 複合型サービス新設)	尼崎市介護保険条例改正
H 25 . 4 . 1		尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービ スの事業の人員、設備及び運営の基準等を 定める条例施行
H 26 . 4 . 1	介護保険法改正(地域包括支援セン ター、指定居宅介護支援事業等の人 員基準等の条例委任)	
H 27 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 27 . 4 . 1	介護保険法改正(新総合事業の実 施、地域支援事業の充実、利用者負 担等の見直し、保険料軽減措置の実 施等)	尼崎市介護保険条例改正、 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービ スの事業の人員、設備及び運営の基準等を 定める条例改正
H 29 . 4 . 1		介護予防・日常生活支援総合事業開始
H 30 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 30 . 4 . 1		尼崎市介護保険条例改正
R 3 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
R 3 . 4 . 1		尼崎市介護保険条例改正

4 組織図と事務分掌

組織図(令和3年4月1日現在)

※ ()内は職員数



※ 健康増進課、福祉相談支援課において地域支援事業の一部を実施している。

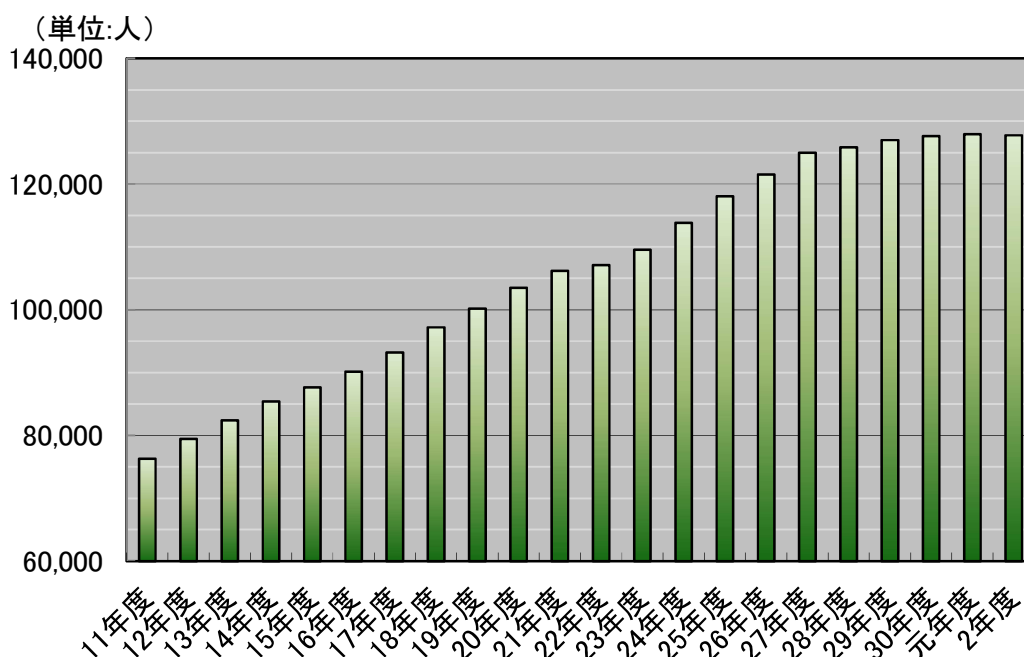
Ⅲ 被保險者

1 第1号被保険者数の年度別推移

(単位:人)

	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳到達	適用除外非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他
11年度	76,272	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12年度	79,456	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13年度	82,314	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14年度	85,422	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15年度	87,660	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16年度	90,141	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17年度	93,190	699	6,746	1	25	1,051	36	3,325	6	4
18年度	97,201	734	7,567	3	77	910	100	3,343	10	7
19年度	100,172	739	6,756	1	45	858	106	3,587	8	11
20年度	103,506	851	6,973	3	24	872	42	3,572	13	18
21年度	106,188	885	6,195	1	59	858	42	3,544	4	10
22年度	107,086	810	4,890	5	31	877	15	3,926	6	14
23年度	109,562	810	6,684	0	13	946	71	3,990	8	16
24年度	113,820	862	8,458	4	48	941	92	4,055	11	15
25年度	118,065	817	8,401	3	74	952	37	4,027	12	22
26年度	121,507	995	7,730	0	79	974	85	4,277	8	18
27年度	124,967	877	6,775	4	81	994	39	4,217	13	14
28年度	125,838	927	6,187	0	75	871	32	4,402	4	9
29年度	126,999	994	5,640	4	84	882	61	4,589	14	15
30年度	127,638	1,008	5,190	9	58	927	21	4,644	11	23
元年度(a)	127,947	921	4,953	5	63	872	17	4,704	13	27
2年度(b)	127,766	810	4,723	0	97	885	9	4,880	7	30
前年度比 (b)/(a)	99.9%	87.9%	95.4%	0.0%	154.0%	101.5%	52.9%	103.7%	53.8%	111.1%

注) 被保険者数は年度末現在の人数



2 第1号被保険者数の月別推移

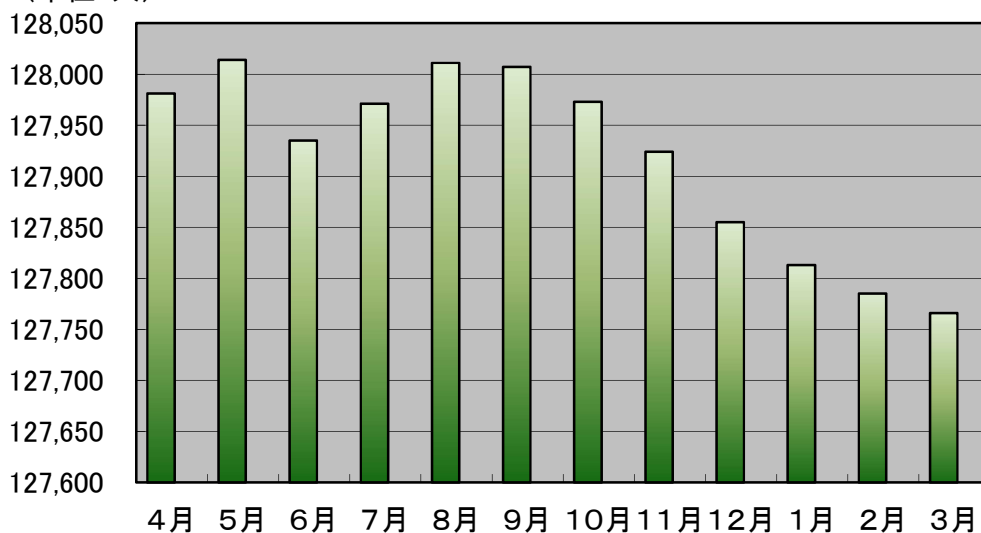
令和02年度

(単位:人)

	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳到達	適用除外非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他
4月	127,981	94	403	0	9	99	5	364	0	4
5月	128,014	58	377	0	7	56	0	352	1	0
6月	127,935	66	340	0	2	63	2	416	2	4
7月	127,971	65	415	0	9	82	1	369	0	1
8月	128,011	57	411	0	11	67	0	371	0	1
9月	128,007	74	399	0	11	72	0	415	0	1
10月	127,973	66	385	0	5	89	1	396	0	4
11月	127,924	82	343	0	5	63	0	409	3	4
12月	127,855	66	379	0	7	60	0	458	0	3
1月	127,813	51	448	0	7	51	0	494	1	2
2月	127,785	58	422	0	8	100	0	414	0	2
3月	127,766	73	401	0	16	83	0	422	0	4
合計	-	810	4,723	0	97	885	9	4,880	7	30

注) 被保険者数は月末現在の人数

(単位:人)



Ⅲ 保險料

1 年度別保険料(年額)の推移

令和2年度の保険料等(平成30年度～令和2年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.500	38,472
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人		
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	52,707
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	57,708
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	69,250
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	76,944
第6段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	92,333
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.300	100,027
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額200万円以上300万円未満の人	1.500	115,416
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.700	130,805
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	140,423
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	150,041
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	159,659
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2.200	169,277
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上の人	2.325	178,895

平成27年度の保険料等(平成27年度～平成29年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.500 (0.450)	35,532 (31,979)
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人		
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	48,679
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	53,298
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	63,958
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	71,064
第6段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	85,277
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円以下の人	1.250	88,830
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.300	92,383
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.500	106,596
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.700	120,809
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	129,692
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	138,575
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	147,458
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.200	156,341

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

公費による低所得者の保険料軽減強化 平成27年度から公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。軽減後の保険料はそれぞれ次のとおりです。

段階	軽減後保険料								
	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率
第1段階	34,625円	2,885円	0.45	28,854円	2,405円	0.375	23,083円	1,924円	0.3
第2段階				43,089円	3,591円	0.56	33,471円	2,789円	0.435
第3段階				55,784円	4,649円	0.725	53,861円	4,488円	0.7

平成27年度の第1段階の保険料(平成27年度～平成29年度)

段階	軽減前			軽減後		
	年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率
第1段階	35,532円	2,961円	0.5	31,979円	2,665円	0.45

1 年度別保険料(年額)の推移

平成27年度の保険料等(平成27年度～平成29年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人	0.500 (0.450)	35,532 (31,979)
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人		
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	48,679
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	53,298
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	63,958
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	71,064
第6段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	85,277
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円以下の人	1.250	88,830
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.300	92,383
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.500	106,596
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.700	120,809
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	129,692
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	138,575
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	147,458
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.200	156,341

平成26年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人	0.500	32,048
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	40,060
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	43,906
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階、第3段階以外の人	0.750	48,072
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	57,686
第6段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	64,095
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.150	73,710
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.250	80,119
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	H24: 1.333	85,458
		H25: 1.417	90,804
		H26: 1.500	96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.500	96,143
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.625	104,155
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	1.750	112,167
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	1.875	120,179

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

公費による低所得者の保険料軽減強化 平成27年度から、公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。軽減後の**第1段階**の保険料は次のとおりです。

軽減前			軽減後		
年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率
35,532円	2,961円	0.5	31,979円	2,665円	0.45

平成26年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	32,048
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	40,060
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	43,906
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階、第3段階以外の人	0.75	48,072
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	57,686
第6段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	64,095
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	73,710
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.25	80,119
第9段階	基準所得金額変更に伴う第7段階からの激変緩和措置対象者	H24	1.3333 85,458
		H25	1.4167 90,804
		H26	1.5 96,143
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	1.5	96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	104,155
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	112,167

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	28,265
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	56,529 (57,347)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	98,926

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

※平成21年度の保険料(平成21年度～平成23年度)の表中にある第5段階(基準額)の保険料年額欄の()内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時特例交付金がなかった場合)の金額です。

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.5	28,265
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	56,529 (57,347)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.75	98,926

平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者(H20～) ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.5	28,484
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	35,605
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階以外の人	0.75	42,726
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されて いるが、本人は市民税非課税の人	1.0 (基準額)	56,968
第5段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円未満の人	1.25	71,210
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	85,452
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	92,573
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.75	99,694

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

※第5段階(基準額)の保険料年額欄の()内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時特例交付金がなかった場合)の金額です。

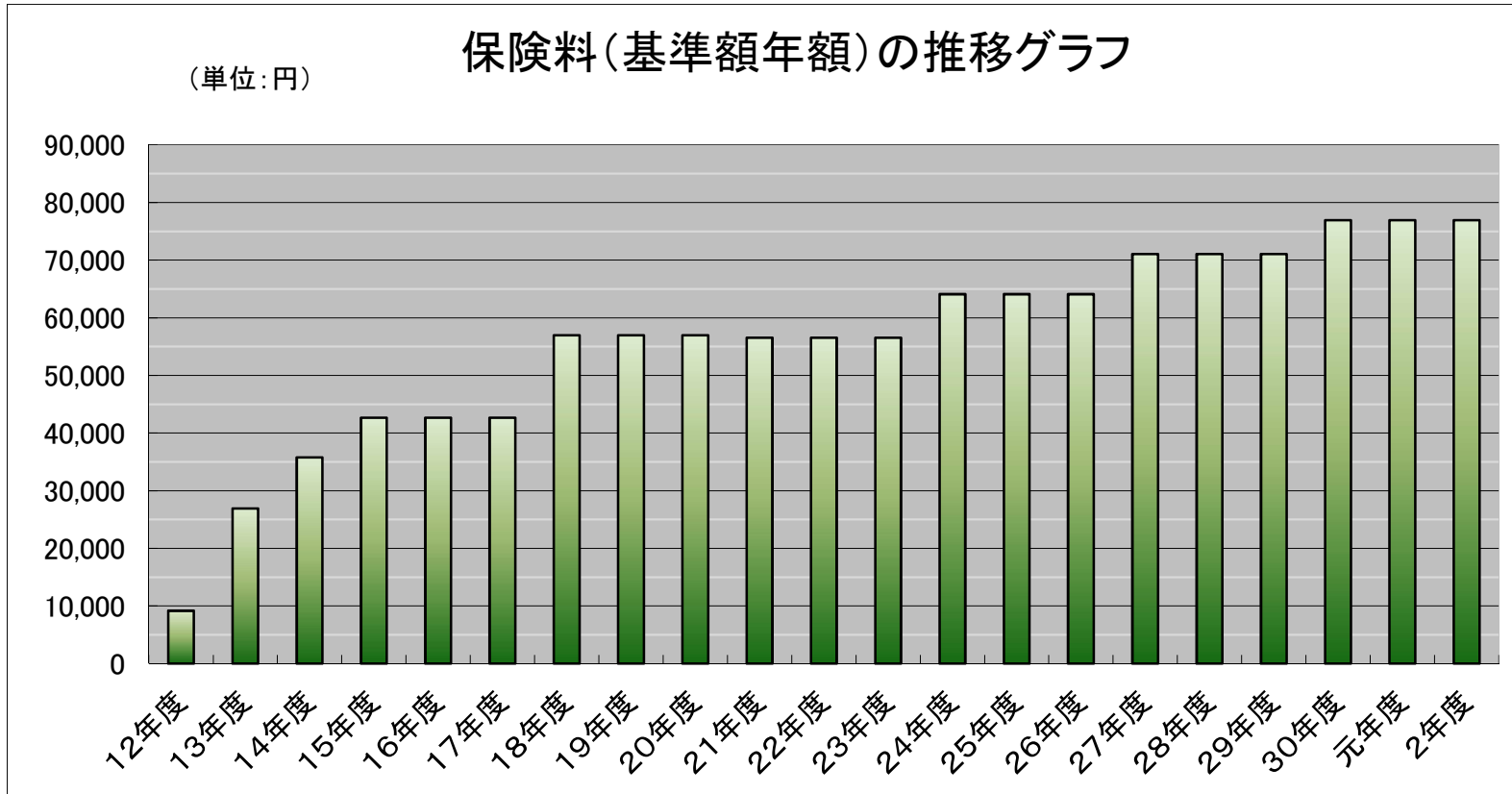
平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	0.625	35,605
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の場合	0.75	42,726
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	1.0 (基準額)	56,968
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合	1.25	71,210
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の場合	1.5	85,452
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合	1.625	92,573
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の場合	1.75	99,694

従来 of 段階等

所得段階	対象者	保険料率	年度別の年間保険料(円)			
			12年度	13年度	14年度	15～17年度
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合	0.5	4,584	13,454	17,889	21,333
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の場合	0.75	6,876	20,181	26,834	31,999
第3段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	1.0 (基準額)	9,167	26,907	35,778	42,665
第4段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合(平成14年度まで250万円未満)	1.25	11,459	33,634	44,723	53,332
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の場合(平成14年度まで250万円以上)	1.5	13,751	40,361	53,667	63,998

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。



* 保険料は平成12年4月～9月までは国が全額負担、
平成12年10月～平成13年9月までは国が半額負担。

* 平成21～平成23年度の基準額 56,529円は、
介護従事者処遇改善臨時特例交付金による負担軽減後の金額。
軽減前の基準額は、57,347円。

2 保険料収納状況

(1) 現年度分

(単位:人数(人)、金額(円))

年 度	内 訳 徴 収 区 分	調 定		収 納		未 納		収 納 率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
12	合 計	81,145	705,274,695	79,312	689,555,846	2,787	15,718,849	97.77
13	合 計	93,160	2,121,025,536	91,060	2,073,766,071	3,347	47,259,465	97.77
14	合 計	95,405	2,887,101,909	93,243	2,821,691,802	3,336	65,410,107	97.73
15	合 計	98,285	3,551,794,939	95,885	3,467,115,774	3,665	84,679,165	97.62
16	合 計	100,251	3,624,156,634	97,849	3,538,475,997	3,575	85,680,637	97.64
17	合 計	103,404	3,719,145,445	100,948	3,631,019,336	3,676	88,126,109	97.63
18	合 計	112,696	5,282,932,952	109,880	5,158,998,136	4,184	123,934,816	97.65
19	合 計	109,987	5,525,843,545	107,428	5,406,622,949	3,721	119,220,596	97.84
20	合 計	112,819	5,690,023,446	110,209	5,563,633,075	3,869	126,390,371	97.78
21	合 計	115,960	5,741,652,562	113,363	5,616,694,555	3,821	124,958,007	97.82
22	合 計	116,389	5,790,845,429	114,025	5,674,663,090	3,506	116,182,339	97.99
23	合 計	117,957	5,831,293,146	115,547	5,718,158,848	3,520	113,134,298	98.06
24	合 計	124,088	6,796,126,572	121,461	6,658,863,387	3,867	137,263,185	97.98
25	合 計	128,647	7,054,580,887	125,977	6,913,257,174	3,881	141,323,713	98.00
26	特別徴収	107,979	6,339,091,448	107,979	6,339,091,448	0	0	100.00
	普通徴収	24,803	947,637,188	22,162	804,743,408	3,911	142,893,780	84.92
	合 計	132,782	7,286,728,636	130,141	7,143,834,856	3,911	142,893,780	98.04
27	特別徴収	110,620	7,129,762,604	110,620	7,129,762,604	0	0	100.00
	普通徴収	23,550	980,111,475	21,035	834,326,060	3,638	145,785,415	85.13
	合 計	134,170	8,109,874,079	131,655	7,964,088,664	3,638	145,785,415	98.20
28	特別徴収	112,946	7,317,654,749	112,946	7,317,654,749	0	0	100.00
	普通徴収	22,876	965,463,889	20,467	825,598,048	3,457	139,865,841	85.51
	合 計	135,822	8,283,118,638	133,413	8,143,252,797	3,457	139,865,841	98.31
29	特別徴収	114,957	7,431,578,192	114,957	7,431,578,192	0	0	100.00
	普通徴収	22,609	958,530,378	20,303	821,017,371	3,498	137,513,007	85.65
	合 計	137,566	8,390,108,570	135,260	8,252,595,563	3,498	137,513,007	98.36
30	特別徴収	117,398	8,206,410,794	117,398	8,206,410,794	0	0	100.00
	普通徴収	20,299	940,094,715	18,350	816,473,753	2,991	123,620,962	86.85
	合 計	137,697	9,146,505,509	135,748	9,022,884,547	2,991	123,620,962	98.65
元	特別徴収	117,954	7,972,460,197	117,954	7,972,460,197	0	0	100.00
	普通徴収	19,691	877,545,937	17,838	765,622,459	2,773	111,923,478	87.25
	合 計	137,645	8,850,006,134	135,792	8,738,082,656	2,773	111,923,478	98.74
2	特別徴収	117,438	7,658,295,012	117,438	7,658,295,012	0	0	100.00
	普通徴収	19,946	867,386,332	18,325	751,172,095	3,456	116,214,237	86.60
	合 計	137,384	8,525,681,344	135,763	8,409,467,107	3,456	116,214,237	98.64

※各年度分とも翌年度5月末現在

(2) 所得段階別 現年度分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 段階	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)	
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額		
1	特徴	26,069	573,534,433	26,069	573,534,433	0	0	100.00
	普徴	8,873	176,290,673	8,217	158,794,505	1,296	17,496,168	90.08
	計	34,942	749,825,106	34,286	732,328,938	1,296	17,496,168	97.67
2	特徴	12,348	399,757,136	12,348	399,757,136	0	0	100.00
	普徴	607	12,083,646	554	10,471,633	86	1,612,013	86.66
	計	12,955	411,840,782	12,902	410,228,769	86	1,612,013	99.61
3	特徴	11,883	615,530,501	11,883	615,530,501	0	0	100.00
	普徴	613	19,336,154	550	12,682,819	280	6,653,335	65.59
	計	12,496	634,866,655	12,433	628,213,320	280	6,653,335	98.95
4	特徴	12,353	818,422,724	12,353	818,422,724	0	0	100.00
	普徴	2,591	131,030,239	2,341	107,482,031	627	23,548,208	82.03
	計	14,944	949,452,963	14,694	925,904,755	627	23,548,208	97.52
5	特徴	12,456	940,717,804	12,456	940,717,804	0	0	100.00
	普徴	404	16,827,545	371	14,451,082	61	2,376,463	85.88
	計	12,860	957,545,349	12,827	955,168,886	61	2,376,463	99.75
6	特徴	14,754	1,309,900,235	14,754	1,309,900,235	0	0	100.00
	普徴	1,953	117,694,607	1,723	94,820,318	414	22,874,289	80.56
	計	16,707	1,427,594,842	16,477	1,404,720,553	414	22,874,289	98.40
7	特徴	14,746	1,417,269,651	14,746	1,417,269,651	0	0	100.00
	普徴	1,826	119,894,986	1,657	100,986,897	340	18,908,089	84.23
	計	16,572	1,537,164,637	16,403	1,518,256,548	340	18,908,089	98.77
8	特徴	6,488	712,683,389	6,488	712,683,389	0	0	100.00
	普徴	1,334	97,171,101	1,235	84,477,061	195	12,694,040	86.94
	計	7,822	809,854,490	7,723	797,160,450	195	12,694,040	98.43
9	特徴	2,555	318,504,643	2,555	318,504,643	0	0	100.00
	普徴	604	51,978,953	570	47,228,961	73	4,749,992	90.86
	計	3,159	370,483,596	3,125	365,733,604	73	4,749,992	98.72
10	特徴	1,777	236,892,395	1,777	236,892,395	0	0	100.00
	普徴	499	48,193,640	477	45,449,728	43	2,743,912	94.31
	計	2,276	285,086,035	2,254	282,342,123	43	2,743,912	99.04
11	特徴	655	92,755,314	655	92,755,314	0	0	100.00
	普徴	191	19,021,337	186	18,095,216	13	926,121	95.13
	計	846	111,776,651	841	110,850,530	13	926,121	99.17
12	特徴	354	53,914,723	354	53,914,723	0	0	100.00
	普徴	126	14,451,688	124	13,907,375	9	544,313	96.23
	計	480	68,366,411	478	67,822,098	9	544,313	99.20
13	特徴	200	32,044,877	200	32,044,877	0	0	100.00
	普徴	78	10,416,224	78	10,154,790	6	261,434	97.49
	計	278	42,461,101	278	42,199,667	6	261,434	99.38
14	特徴	800	136,367,187	800	136,367,187	0	0	100.00
	普徴	247	32,995,539	242	32,169,679	13	825,860	97.50
	計	1,047	169,362,726	1,042	168,536,866	13	825,860	99.51

※各翌年度5月末現在

(3)滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 年度	調定		収納		不納欠損		翌年度繰越		収納率 (%)
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
平成13年度	2,787	15,144,322	2,373	3,523,958	0	0	1,778	11,620,364	23.27
平成14年度	3,677	58,572,638	1,299	11,164,981	1,366	6,787,284	2,463	40,620,373	19.06
平成15年度	4,083	105,953,699	1,331	16,641,254	1,945	28,603,812	2,610	60,708,633	15.71
平成16年度	4,322	145,113,671	1,421	22,216,926	2,131	46,716,495	2,812	76,180,250	15.31
平成17年度	4,459	161,731,447	1,381	22,856,173	2,369	59,197,711	2,882	79,677,563	14.13
平成18年度	4,496	167,217,918	1,246	19,474,509	2,499	63,768,941	3,014	83,974,468	11.65
平成19年度	4,974	207,683,452	1,339	24,562,501	2,606	67,177,643	3,453	115,943,308	11.83
平成20年度	5,038	234,886,736	1,213	23,562,169	2,964	92,849,825	3,419	118,474,742	10.03
平成21年度	5,069	244,602,673	1,241	25,774,477	2,996	95,745,284	3,372	123,082,912	10.54
平成22年度	4,908	246,477,713	1,321	28,321,484	2,895	97,035,259	3,333	121,120,970	11.49
平成23年度	4,627	237,072,003	1,198	25,501,803	2,880	96,931,016	3,130	114,639,184	10.76
平成24年度	4,571	227,383,481	1,081	23,455,129	2,765	93,136,266	3,120	110,792,086	10.32
平成25年度	5,869	247,903,918	1,185	28,433,142	2,651	87,978,192	3,393	131,492,584	11.47
平成26年度	5,035	272,582,742	1,313	30,629,234	2,839	103,876,542	3,469	138,076,966	11.24
平成27年度	5,059	280,714,854	1,327	31,536,449	2,987	109,515,891	3,402	139,662,514	11.23
平成28年度	4,763	284,798,463	1,233	30,720,029	2,886	109,979,264	3,243	144,099,170	10.79
平成29年度	4,486	283,572,658	1,121	29,009,414	2,731	111,346,229	3,094	143,217,015	10.23
平成30年度	4,479	280,472,127	1,151	28,207,671	2,593	109,039,933	3,122	143,224,523	10.06
令和元年度	4,296	266,668,654	1,101	28,488,565	2,601	107,189,425	2,859	130,990,664	10.68
令和2年度	3,939	242,254,175	851	23,306,192	2,401	97,095,832	2,690	121,852,151	9.62

※3月末現在

※保険料の徴収が平成12年度より開始のため、滞納繰越分は平成13年度から記載。

(4)所得段階別 滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 段階	調定		収納		不納欠損		翌年度繰越		収納率 (%)
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
1段階	1,948	55,660,654	332	4,886,163	1,203	24,649,455	1,280	26,125,036	8.78
2段階	162	5,572,282	36	694,578	85	2,276,512	101	2,601,192	12.46
3段階	165	8,800,591	40	1,183,458	87	3,118,665	111	4,498,468	13.45
4段階	606	41,931,516	113	3,211,862	391	17,782,447	415	20,937,207	7.66
5段階	91	6,428,367	20	490,654	49	2,809,465	63	3,128,248	7.63
6段階	657	50,994,143	155	5,523,499	389	20,322,398	414	25,148,246	10.83
7段階	354	32,491,885	81	2,704,698	177	11,317,034	289	18,470,153	8.32
8段階	361	22,142,688	74	2,201,477	213	8,187,955	170	11,753,256	9.94
9段階	170	10,247,097	35	1,120,051	109	4,036,262	69	5,090,784	10.93
10段階	56	3,984,232	10	222,821	36	1,643,921	29	2,117,490	5.59
11段階	23	1,405,955	6	467,785	11	384,482	10	553,688	33.27
12段階	6	290,759	1	17,700	3	174,859	3	98,200	6.09
13段階	7	296,119	2	93,790	2	14,759	5	187,570	31.67
14段階	13	2,007,887	4	487,656	6	377,618	8	1,142,613	24.29
合計	4,619	242,254,175	909	23,306,192	2,761	97,095,832	2,967	121,852,151	9.62

※3月末現在

※収納人数については、一部でも収納した人をカウントしているため、収納と未納の計上と調定人数は一致しない。

(5)口座振替加入率

年度	口座振替加入率(%)
平成26年度	20.51
平成27年度	20.97
平成28年度	21.45
平成29年度	20.93
平成30年度	22.41
令和元年度	23.56
令和2年度	19.12

(6)減免状況

(保険料減免)

内訳		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
被災	件数		25	11	4
	金額		942,011	245,897	110,927
所得激減	件数		222	225	252
	金額		3,496,001	3,494,103	4,279,245
生活困窮	件数		244	208	5
	金額		3,458,678	1,004,566	76,945
制度的	件数		0	0	0
	金額		0	0	0
その他	件数		28	39	128
	金額		513,557	740,111	1,603,631
合計	件数		519	483	389
	金額		8,410,247	5,484,677	6,070,748

(コロナ減免)

内訳		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
コロナ1.0	件数		-	141	203
	金額		-	1,712,530	14,117,370
コロナ0.8	件数		-	0	66
	金額		-	0	5,389,134
コロナ廃失	件数		-	22	32
	金額		-	239,905	2,318,580
合計	件数		0	163	301
	金額		0	1,952,435	21,825,084

※R2年度の対象期間(H31年度2月期～R2年度3月期)であるため、実人数ではなく件数で計上

IV 認定審査

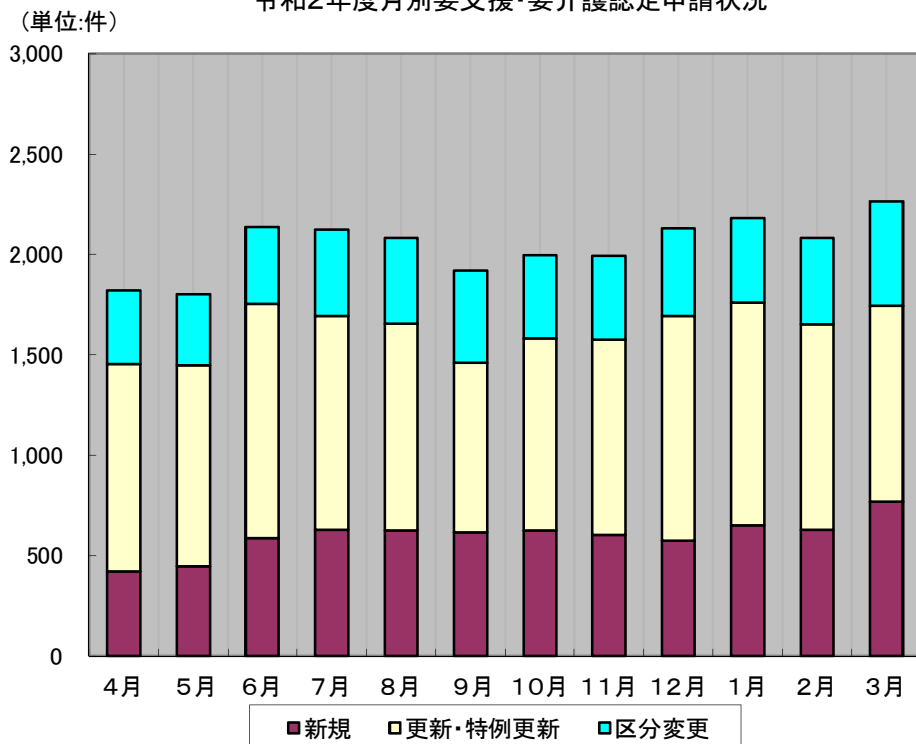
1 介護認定審査会

項目	内容
合議体数	40合議体
委員数及び内訳	172人（医療 116人・保健 25人・福祉 31人）（令和3年3月31日現在）
1回の審査件数	約 50件
開催日時	月曜～金曜 2開催 午後1時～
審査会開催数	計 397回（R元年度459回）
認定処理件数	計23,126件（R元年度27,026件）

2 月別要支援・要介護認定申請状況

	申請 件数	申請区分		
		新規	更新・特例更新	区分変更
4月	1,823	422	1,030	371
5月	1,802	446	1,002	354
6月	2,138	589	1,163	386
7月	2,125	630	1,063	432
8月	2,080	626	1,029	425
9月	1,920	617	844	459
10月	1,997	626	957	414
11月	1,993	605	969	419
12月	2,131	576	1,119	436
1月	2,181	650	1,109	422
2月	2,081	628	1,026	427
3月	2,267	768	977	522
合計	24,538	7,183	12,288	5,067

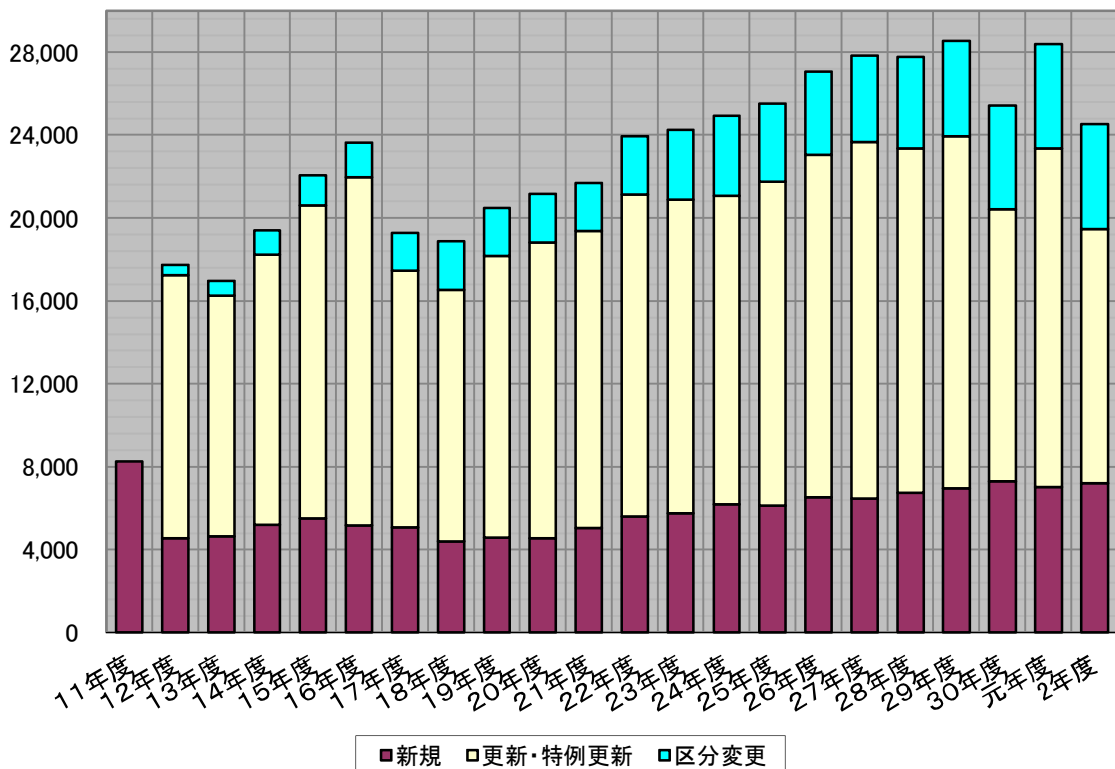
令和2年度月別要支援・要介護認定申請状況



3 年度別要支援・要介護認定申請状況

	申請 件数	申請区分					
		新規		更新・特例更新		区分変更	
		申請件数	割合	申請件数	割合	申請件数	割合
11年度	8,250	8,250	100.00%	0	0.00%	0	0.00%
12年度	17,760	4,558	25.66%	12,688	71.44%	514	2.89%
13年度	16,989	4,641	27.32%	11,617	68.38%	731	4.30%
14年度	19,414	5,202	26.80%	13,021	67.07%	1,191	6.13%
15年度	22,053	5,516	25.01%	15,084	68.40%	1,453	6.59%
16年度	23,642	5,176	21.89%	16,796	71.04%	1,670	7.06%
17年度	19,279	5,052	26.20%	12,397	64.30%	1,830	9.49%
18年度	18,888	4,417	23.39%	12,119	64.16%	2,352	12.45%
19年度	20,477	4,591	22.42%	13,582	66.33%	2,304	11.25%
20年度	21,161	4,559	21.54%	14,246	67.32%	2,356	11.13%
21年度	21,678	5,038	23.24%	14,328	66.09%	2,312	10.67%
22年度	23,939	5,601	23.40%	15,533	64.89%	2,805	11.72%
23年度	24,247	5,741	23.68%	15,161	62.53%	3,345	13.80%
24年度	24,918	6,175	24.78%	14,903	59.81%	3,840	15.41%
25年度	25,525	6,139	24.05%	15,609	61.15%	3,777	14.80%
26年度	27,059	6,529	24.13%	16,528	61.08%	4,002	14.79%
27年度	27,828	6,465	23.23%	17,226	61.90%	4,137	14.87%
28年度	27,761	6,753	24.33%	16,603	59.81%	4,405	15.87%
29年度	28,531	6,960	24.39%	16,994	59.56%	4,577	16.04%
30年度	25,440	7,283	28.63%	13,136	51.64%	5,021	19.74%
元年度	28,380	7,014	24.71%	16,338	57.57%	5,028	17.72%
2年度	24,538	7,183	29.27%	12,288	50.08%	5,067	20.65%

年度別 要支援・要介護認定申請状況



4 月別要介護度別認定者状況

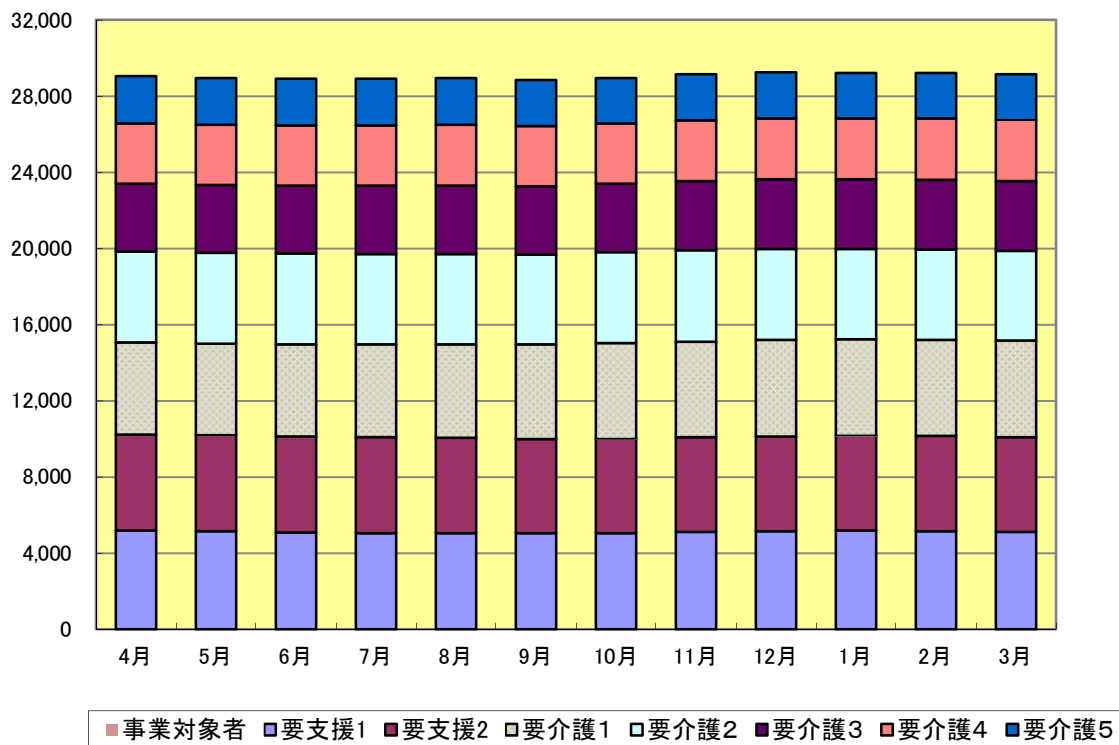
(単位:人)

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月末	第1号	0	5,118	4,951	10,069	4,774	4,673	3,511	3,101	2,392	28,520
	65歳～74歳	0	749	852	1,601	485	657	389	359	311	3,802
	75歳以上	0	4,369	4,099	8,468	4,289	4,016	3,122	2,742	2,081	24,718
	第2号		57	112	169	52	101	62	61	78	523
	小計	0	5,175	5,063	10,238	4,826	4,774	3,573	3,162	2,470	29,043
5月末	第1号	0	5,082	4,965	10,047	4,745	4,673	3,487	3,101	2,382	28,435
	65歳～74歳	0	747	847	1,594	482	654	392	362	305	3,789
	75歳以上	0	4,335	4,118	8,453	4,263	4,019	3,095	2,739	2,077	24,646
	第2号		61	108	169	52	104	65	56	74	520
	小計	0	5,143	5,073	10,216	4,797	4,777	3,552	3,157	2,456	28,955
6月末	第1号	0	5,031	4,921	9,952	4,790	4,666	3,493	3,104	2,395	28,400
	65歳～74歳	0	729	848	1,577	484	644	406	369	302	3,782
	75歳以上	0	4,302	4,073	8,375	4,306	4,022	3,087	2,735	2,093	24,618
	第2号		68	109	177	52	100	64	54	80	527
	小計	0	5,099	5,030	10,129	4,842	4,766	3,557	3,158	2,475	28,927
7月末	第1号	0	4,998	4,902	9,900	4,818	4,637	3,531	3,114	2,381	28,381
	65歳～74歳	0	730	846	1,576	480	647	412	371	310	3,796
	75歳以上	0	4,268	4,056	8,324	4,338	3,990	3,119	2,743	2,071	24,585
	第2号		68	116	184	54	105	66	52	79	540
	小計	0	5,066	5,018	10,084	4,872	4,742	3,597	3,166	2,460	28,921
8月末	第1号	0	4,994	4,879	9,873	4,864	4,643	3,533	3,123	2,386	28,422
	65歳～74歳	0	726	843	1,569	502	632	408	373	306	3,790
	75歳以上	0	4,268	4,036	8,304	4,362	4,011	3,125	2,750	2,080	24,632
	第2号		65	115	180	52	105	66	51	80	534
	小計	0	5,059	4,994	10,053	4,916	4,748	3,599	3,174	2,466	28,956
9月末	第1号	0	4,980	4,864	9,844	4,909	4,625	3,529	3,114	2,352	28,373
	65歳～74歳	0	721	838	1,559	510	635	399	379	307	3,789
	75歳以上	0	4,259	4,026	8,285	4,399	3,990	3,130	2,735	2,045	24,584
	第2号		60	102	162	44	104	60	49	72	491
	小計	0	5,040	4,966	10,006	4,953	4,729	3,589	3,163	2,424	28,864
10月末	第1号	0	4,998	4,860	9,858	4,967	4,677	3,526	3,106	2,336	28,470
	65歳～74歳	0	713	840	1,553	522	638	413	369	304	3,799
	75歳以上	0	4,285	4,020	8,305	4,445	4,039	3,113	2,737	2,032	24,671
	第2号		55	99	154	47	105	62	51	73	492
	小計	0	5,053	4,959	10,012	5,014	4,782	3,588	3,157	2,409	28,962
11月末	第1号	0	5,069	4,886	9,955	4,968	4,676	3,585	3,131	2,356	28,671
	65歳～74歳	0	729	853	1,582	534	637	419	386	311	3,869
	75歳以上	0	4,340	4,033	8,373	4,434	4,039	3,166	2,745	2,045	24,802
	第2号		52	96	148	48	108	63	48	72	487
	小計	0	5,121	4,982	10,103	5,016	4,784	3,648	3,179	2,428	29,158
12月末	第1号	0	5,085	4,888	9,973	5,036	4,646	3,622	3,130	2,345	28,752
	65歳～74歳	0	717	864	1,581	543	645	429	388	310	3,896
	75歳以上	0	4,368	4,024	8,392	4,493	4,001	3,193	2,742	2,035	24,856
	第2号		57	99	156	45	110	61	52	70	494
	小計	0	5,142	4,987	10,129	5,081	4,756	3,683	3,182	2,415	29,246

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
1月末	第1号	0	5,124	4,898	10,022	5,015	4,627	3,607	3,156	2,307	28,734
	65歳～74歳	0	732	848	1,580	534	638	439	402	308	3,901
	75歳以上	0	4,392	4,050	8,442	4,481	3,989	3,168	2,754	1,999	24,833
	第2号		60	98	158	45	110	60	48	75	496
	小計	0	5,184	4,996	10,180	5,060	4,737	3,667	3,204	2,382	29,230
2月末	第1号	0	5,091	4,904	9,995	5,012	4,617	3,611	3,176	2,334	28,745
	65歳～74歳	0	717	847	1,564	535	632	437	405	320	3,893
	75歳以上	0	4,374	4,057	8,431	4,477	3,985	3,174	2,771	2,014	24,852
	第2号		58	102	160	46	103	60	48	75	492
	小計	0	5,149	5,006	10,155	5,058	4,720	3,671	3,224	2,409	29,237
3月末	第1号	0	5,061	4,868	9,929	5,018	4,607	3,597	3,155	2,333	28,639
	65歳～74歳	0	713	823	1,536	527	636	427	403	315	3,844
	75歳以上	0	4,348	4,045	8,393	4,491	3,971	3,170	2,752	2,018	24,795
	第2号		59	104	163	53	108	68	53	84	529
	小計	0	5,120	4,972	10,092	5,071	4,715	3,665	3,208	2,417	29,168

令和2年度月別要介護度別認定者状況

(単位:人)

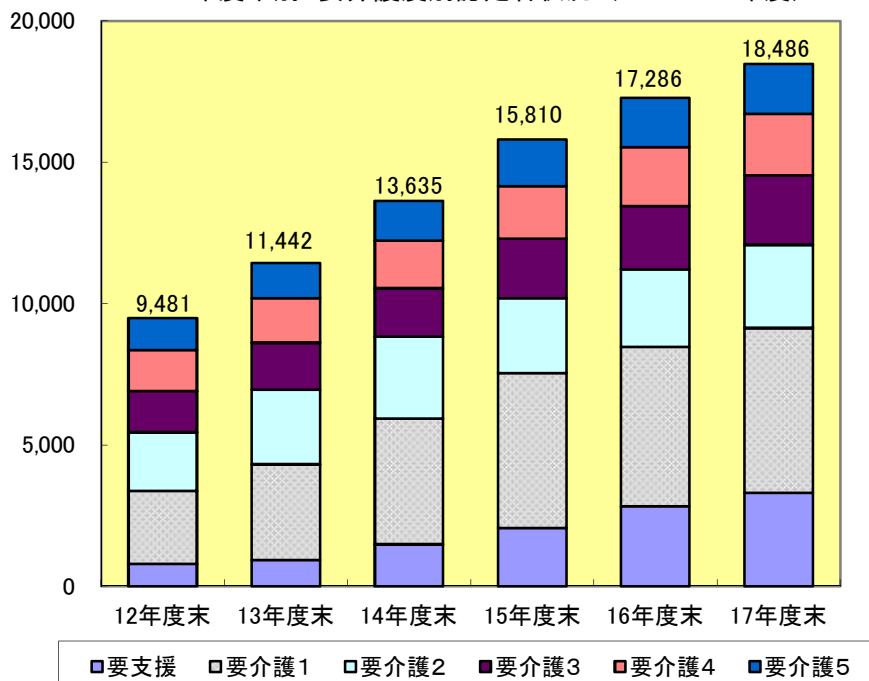


5 年度末別要介護度別認定者状況(12年度末～17年度末)

(単位:人)

		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
12 年度末	第1号	788	2,498	1,974	1,380	1,398	1,056	9,094
	65歳～74歳	191	577	427	263	254	231	1,943
	75歳以上	597	1,921	1,547	1,117	1,144	825	7,151
	第2号	7	83	97	70	64	66	387
	小計	795	2,581	2,071	1,450	1,462	1,122	9,481
13 年度末	第1号	919	3,303	2,497	1,584	1,503	1,180	10,986
	65歳～74歳	234	762	558	320	286	230	2,390
	75歳以上	685	2,541	1,939	1,264	1,217	950	8,596
	第2号	5	86	140	83	75	67	456
	小計	924	3,389	2,637	1,667	1,578	1,247	11,442
14 年度末	第1号	1,465	4,320	2,759	1,630	1,620	1,322	13,116
	65歳～74歳	381	1,007	611	317	303	271	2,890
	75歳以上	1,084	3,313	2,148	1,313	1,317	1,051	10,226
	第2号	18	122	141	85	76	77	519
	小計	1,483	4,442	2,900	1,715	1,696	1,399	13,635
15 年度末	第1号	2,031	5,312	2,527	1,992	1,776	1,576	15,214
	65歳～74歳	553	1,232	581	377	361	299	3,403
	75歳以上	1,478	4,080	1,946	1,615	1,415	1,277	11,811
	第2号	33	167	120	107	84	85	596
	小計	2,064	5,479	2,647	2,099	1,860	1,661	15,810
16 年度末	第1号	2,782	5,450	2,636	2,122	1,987	1,668	16,645
	65歳～74歳	738	1,211	556	385	369	313	3,572
	75歳以上	2,044	4,239	2,080	1,737	1,618	1,355	13,073
	第2号	55	179	116	112	89	90	641
	小計	2,837	5,629	2,752	2,234	2,076	1,758	17,286
17 年度末	第1号	3,255	5,649	2,813	2,338	2,084	1,675	17,814
	65歳～74歳	829	1,231	577	427	353	318	3,735
	75歳以上	2,426	4,418	2,236	1,911	1,731	1,357	14,079
	第2号	58	176	130	120	94	94	672
	小計	3,313	5,825	2,943	2,458	2,178	1,769	18,486

(単位:人) 年度末別 要介護度別認定者状況 (H12～H17年度)

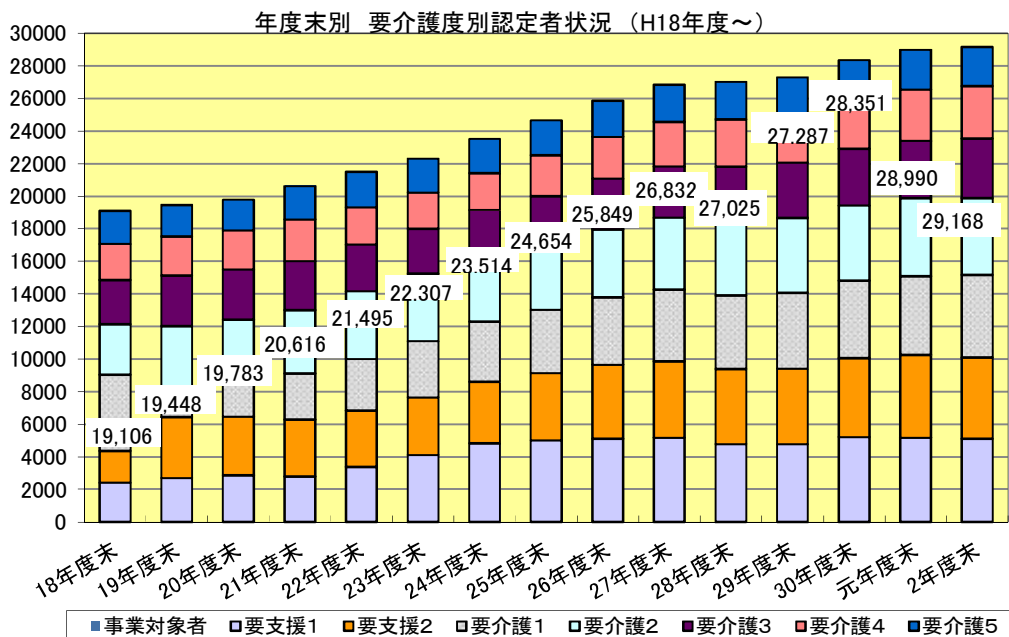


6 年度末別要介護度別認定者状況(18年度末～2年度末)

(単位:人)

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
18 年度末	第1号		2,388	1,889	4,277	4,534	2,977	2,580	2,127	1,934	18,429
	65歳～74歳		583	459	1,042	905	672	512	344	353	3,828
	75歳以上		1,805	1,430	3,235	3,629	2,305	2,068	1,783	1,581	14,601
	第2号		25	69	94	131	132	122	100	98	677
	小計		2,413	1,958	4,371	4,665	3,109	2,702	2,227	2,032	19,106
19 年度末	第1号		2,673	3,627	6,300	1,754	3,647	2,968	2,301	1,822	18,792
	65歳～74歳		590	776	1,366	285	757	581	363	310	3,662
	75歳以上		2,083	2,851	4,934	1,469	2,890	2,387	1,938	1,512	15,130
	第2号		30	109	139	38	158	126	92	103	656
	小計		2,703	3,736	6,439	1,792	3,805	3,094	2,393	1,925	19,448
20 年度末	第1号		2,846	3,490	6,336	2,052	3,702	2,959	2,310	1,795	19,154
	65歳～74歳		598	691	1,289	351	752	581	355	300	3,628
	75歳以上		2,248	2,799	5,047	1,701	2,950	2,378	1,955	1,495	15,526
	第2号		30	101	131	37	169	109	94	89	629
	小計		2,876	3,591	6,467	2,089	3,871	3,068	2,404	1,884	19,783
21 年度末	第1号		2,758	3,388	6,146	2,785	3,715	2,893	2,481	1,943	19,963
	65歳～74歳		553	658	1,211	477	754	529	361	311	3,643
	75歳以上		2,205	2,730	4,935	2,308	2,961	2,364	2,120	1,632	16,320
	第2号		43	97	140	48	166	114	86	99	653
	小計		2,801	3,485	6,286	2,833	3,881	3,007	2,567	2,042	20,616
22 年度末	第1号		3,339	3,339	6,678	3,119	3,990	2,760	2,213	2,074	20,834
	65歳～74歳		639	684	1,323	474	779	425	310	318	3,629
	75歳以上		2,700	2,655	5,355	2,645	3,211	2,335	1,903	1,756	17,205
	第2号		50	110	160	49	167	109	71	105	661
	小計		3,389	3,449	6,838	3,168	4,157	2,869	2,284	2,179	21,495
23 年度末	第1号		4,047	3,406	7,453	3,390	3,970	2,671	2,149	1,990	21,623
	65歳～74歳		720	730	1,450	491	728	372	308	310	3,659
	75歳以上		3,327	2,676	6,003	2,899	3,242	2,299	1,841	1,680	17,964
	第2号		70	128	198	54	173	96	66	97	684
	小計		4,117	3,534	7,651	3,444	4,143	2,767	2,215	2,087	22,307
24 年度末	第1号		4,751	3,655	8,406	3,626	3,921	2,696	2,196	1,996	22,841
	65歳～74歳		863	748	1,611	480	702	410	297	332	3,832
	75歳以上		3,888	2,907	6,795	3,146	3,219	2,286	1,899	1,664	19,009
	第2号		78	126	204	62	156	80	73	98	673
	小計		4,829	3,781	8,610	3,688	4,077	2,776	2,269	2,094	23,514
25 年度末	第1号		4,956	3,994	8,950	3,821	3,926	2,854	2,436	2,040	24,027
	65歳～74歳		903	818	1,721	515	692	425	355	345	4,053
	75歳以上		4,053	3,176	7,229	3,306	3,234	2,429	2,081	1,695	19,974
	第2号		57	132	189	64	137	71	67	99	627
	小計		5,013	4,126	9,139	3,885	4,063	2,925	2,503	2,139	24,654
26 年度末	第1号		5,062	4,423	9,485	4,074	4,045	3,022	2,509	2,114	25,249
	65歳～74歳		891	885	1,776	547	709	442	372	314	4,160
	75歳以上		4,171	3,538	7,709	3,527	3,336	2,580	2,137	1,800	21,089
	第2号		58	110	168	71	123	89	59	90	600
	小計		5,120	4,533	9,653	4,145	4,168	3,111	2,568	2,204	25,849

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
27 年度末	第1号		5,126	4,586	9,712	4,338	4,269	3,065	2,687	2,180	26,251
	65歳～74歳		861	899	1,760	571	755	466	378	298	4,228
	75歳以上		4,265	3,687	7,952	3,767	3,514	2,599	2,309	1,882	22,023
	第2号		53	111	164	61	134	83	58	81	581
	小計		5,179	4,697	9,876	4,399	4,403	3,148	2,745	2,261	26,832
28 年度末	第1号		4,741	4,507	9,248	4,450	4,456	3,250	2,855	2,236	26,495
	65歳～74歳		743	832	1,575	588	699	427	373	314	3,976
	75歳以上		3,998	3,675	7,673	3,862	3,757	2,823	2,482	1,922	22,519
	第2号		42	102	144	61	120	75	62	68	530
	小計		4,783	4,609	9,392	4,511	4,576	3,325	2,917	2,304	27,025
29 年度末	第1号	7	4,726	4,526	9,252	4,584	4,496	3,330	2,823	2,276	26,761
	65歳～74歳	2	739	803	1,542	516	694	395	370	307	3,824
	75歳以上	5	3,987	3,723	7,710	4,068	3,802	2,935	2,453	1,969	22,937
	第2号		44	113	157	64	105	62	65	73	526
	小計	7	4,770	4,639	9,409	4,648	4,601	3,392	2,888	2,349	27,287
30 年度末	第1号	2	5,151	4,757	9,908	4,673	4,524	3,426	3,032	2,270	27,835
	65歳～74歳	0	758	842	1,600	512	657	391	358	313	3,831
	75歳以上	2	4,393	3,915	8,308	4,161	3,867	3,035	2,674	1,957	24,004
	第2号		58	101	159	64	99	60	62	72	516
	小計	2	5,209	4,858	10,067	4,737	4,623	3,486	3,094	2,342	28,351
元 年度末 A	第1号	0	5,118	4,971	10,089	4,783	4,676	3,465	3,090	2,363	28,466
	65歳～74歳	0	750	860	1,610	484	659	382	362	299	3,796
	75歳以上	0	4,368	4,111	8,479	4,299	4,017	3,083	2,728	2,064	24,670
	第2号		57	112	169	52	107	59	56	81	524
	小計	0	5,175	5,083	10,258	4,835	4,783	3,524	3,146	2,444	28,990
2 年度末 B	第1号	0	5,061	4,868	9,929	5,018	4,607	3,597	3,155	2,333	28,639
	65歳～74歳	0	713	823	1,536	527	636	427	403	315	3,844
	75歳以上	0	4,348	4,045	8,393	4,491	3,971	3,170	2,752	2,018	24,795
	第2号		59	104	163	53	108	68	53	84	529
	小計	0	5,120	4,972	10,092	5,071	4,715	3,665	3,208	2,417	29,168
前 年度比 B/A	第1号	0.0%	98.9%	97.9%	98.4%	104.9%	98.5%	103.8%	102.1%	98.7%	100.6%
	65歳～74歳	0.0%	95.1%	95.7%	95.4%	108.9%	96.5%	111.8%	111.3%	105.4%	101.3%
	75歳以上	0.0%	99.5%	98.4%	99.0%	104.5%	98.9%	102.8%	100.9%	97.8%	100.5%
	第2号		103.5%	92.9%	96.4%	101.9%	100.9%	115.3%	94.6%	103.7%	101.0%
	小計	0.0%	98.9%	97.8%	98.4%	104.9%	98.6%	104.0%	102.0%	98.9%	100.6%



7 年度末別認定率

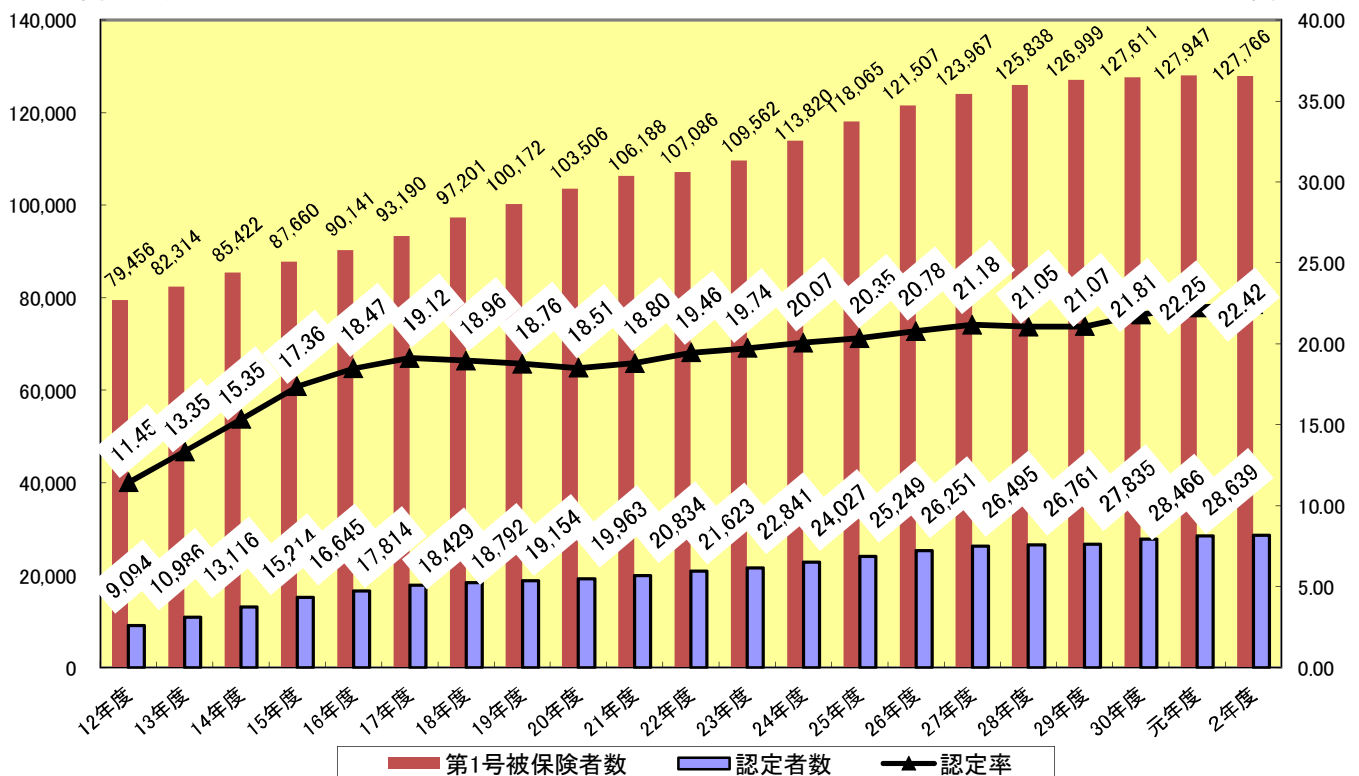
(単位:人)

各年度末時点	第1号 被保険者数 A	第1号 認定者数 B	第2号 認定者数 C	総認定者数 D=B+C	認定率 B/A(%)	認定率 (2号含む) D/A(%)
12年度	79,456	9,094	387	9,481	11.45	11.93
13年度	82,314	10,986	456	11,442	13.35	13.90
14年度	85,422	13,116	519	13,635	15.35	15.96
15年度	87,660	15,214	596	15,810	17.36	18.04
16年度	90,141	16,645	641	17,286	18.47	19.18
17年度	93,190	17,814	672	18,486	19.12	19.84
18年度	97,201	18,429	677	19,106	18.96	19.66
19年度	100,172	18,792	656	19,448	18.76	19.41
20年度	103,506	19,154	629	19,783	18.51	19.11
21年度	106,188	19,963	653	20,616	18.80	19.41
22年度	107,086	20,834	661	21,495	19.46	20.07
23年度	109,562	21,623	684	22,307	19.74	20.36
24年度	113,820	22,841	673	23,514	20.07	20.66
25年度	118,065	24,027	627	24,654	20.35	20.88
26年度	121,507	25,249	600	25,849	20.78	21.27
27年度	123,967	26,251	581	26,832	21.18	21.64
28年度	125,838	26,495	530	27,025	21.05	21.48
29年度	126,999	26,761	526	27,287	21.07	21.49
30年度	127,611	27,835	516	28,351	21.81	22.22
元年度	127,947	28,466	524	28,990	22.25	22.66
2年度	127,766	28,639	529	29,168	22.42	22.83

(単位:人)

年度末別 第1号被保険者数と認定者数(1号)及び認定率

(単位:%)



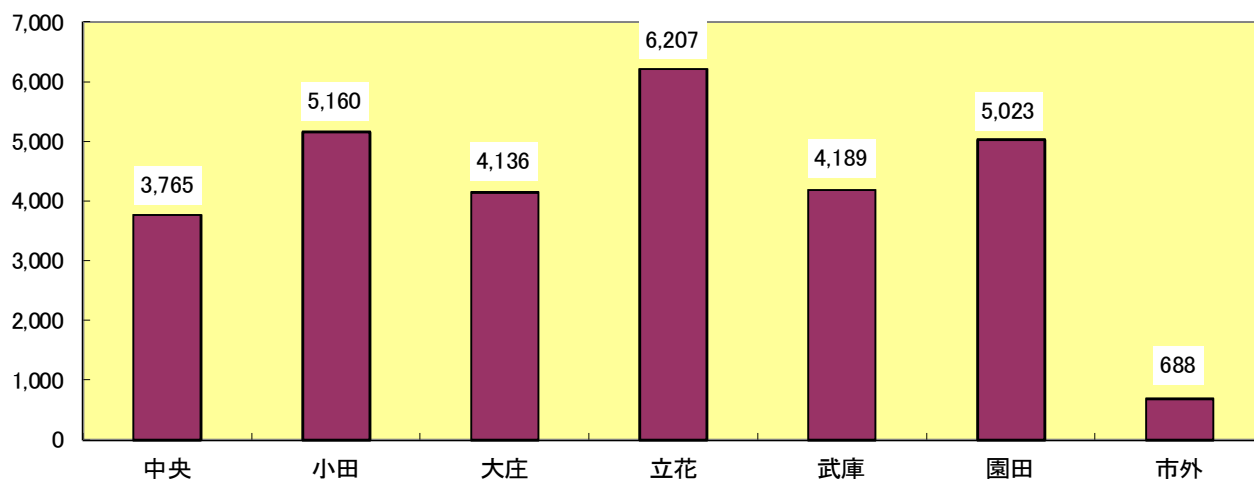
8 行政区別 要介護度別認定者状況(令和3年3月31日現在)

(単位:人)

要介護度		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
地区											
中央	第1号	0	630	653	1,283	579	611	480	427	325	3,705
	65歳～74歳	0	95	116	211	68	99	61	71	47	557
	75歳以上	0	535	537	1,072	511	512	419	356	278	3,148
	第2号	0	9	11	20	7	12	6	7	8	60
	小計	0	639	664	1,303	586	623	486	434	333	3,765
小田	第1号	0	849	877	1,726	886	827	609	573	449	5,070
	65歳～74歳	0	125	155	280	89	113	72	70	61	685
	75歳以上	0	724	722	1,446	797	714	537	503	388	4,385
	第2号	0	12	17	29	10	22	10	8	11	90
	小計	0	861	894	1,755	896	849	619	581	460	5,160
大庄	第1号	0	666	643	1,309	665	722	517	496	353	4,062
	65歳～74歳	0	108	113	221	74	98	65	62	39	559
	75歳以上	0	558	530	1,088	591	624	452	434	314	3,503
	第2号	0	4	16	20	11	9	9	13	12	74
	小計	0	670	659	1,329	676	731	526	509	365	4,136
立花	第1号	0	1,111	1,108	2,219	1,146	951	752	609	417	6,094
	65歳～74歳	0	152	179	331	119	125	80	72	55	782
	75歳以上	0	959	929	1,888	1,027	826	672	537	362	5,312
	第2号	0	12	19	31	9	26	21	11	15	113
	小計	0	1,123	1,127	2,250	1,155	977	773	620	432	6,207
武庫	第1号	0	740	718	1,458	780	683	474	404	316	4,115
	65歳～74歳	0	97	118	215	78	99	55	43	42	532
	75歳以上	0	643	600	1,243	702	584	419	361	274	3,583
	第2号	0	8	14	22	9	15	6	5	17	74
	小計	0	748	732	1,480	789	698	480	409	333	4,189
園田	第1号	0	1,009	823	1,832	870	727	612	504	369	4,914
	65歳～74歳	0	133	137	270	89	95	71	67	61	653
	75歳以上	0	876	686	1,562	781	632	541	437	308	4,261
	第2号	0	14	26	40	7	22	13	8	19	109
	小計	0	1,023	849	1,872	877	749	625	512	388	5,023
市外	第1号	0	56	46	102	92	86	153	142	104	679
	65歳～74歳	0	3	5	8	10	7	23	18	10	76
	75歳以上	0	53	41	94	82	79	130	124	94	603
	第2号	0	0	1	1	0	2	3	1	2	9
	小計	0	56	47	103	92	88	156	143	106	688
総数	第1号	0	5,061	4,868	9,929	5,018	4,607	3,597	3,155	2,333	28,639
	65歳～74歳	0	713	823	1,536	527	636	427	403	315	3,844
	75歳以上	0	4,348	4,045	8,393	4,491	3,971	3,170	2,752	2,018	24,795
	第2号	0	59	104	163	53	108	68	53	84	529
	合計	0	5,120	4,972	10,092	5,071	4,715	3,665	3,208	2,417	29,168

(単位:人)

行政区別認定者数



V 保險給付等

1 月別介護サービス利用者状況

(1) 居宅(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月	第1号	1,583	2,643	4,226	3,693	4,005	2,367	1,756	1,255	17,302
	第2号	14	60	74	28	90	51	45	50	338
	小計	1,597	2,703	4,300	3,721	4,095	2,418	1,801	1,305	17,640
5月	第1号	1,575	2,674	4,249	3,740	4,029	2,384	1,794	1,263	17,459
	第2号	18	61	79	28	92	53	43	49	344
	小計	1,593	2,735	4,328	3,768	4,121	2,437	1,837	1,312	17,803
6月	第1号	1,591	2,702	4,293	3,820	4,047	2,369	1,772	1,261	17,562
	第2号	23	60	83	32	93	50	38	50	346
	小計	1,614	2,762	4,376	3,852	4,140	2,419	1,810	1,311	17,908
7月	第1号	1,603	2,675	4,278	3,875	4,054	2,409	1,798	1,260	17,674
	第2号	23	62	85	31	92	52	38	49	347
	小計	1,626	2,737	4,363	3,906	4,146	2,461	1,836	1,309	18,021
8月	第1号	1,581	2,635	4,216	3,869	4,022	2,414	1,770	1,275	17,566
	第2号	22	64	86	30	92	54	38	51	351
	小計	1,603	2,699	4,302	3,899	4,114	2,468	1,808	1,326	17,917
9月	第1号	1,605	2,631	4,236	3,913	3,998	2,386	1,794	1,267	17,594
	第2号	20	63	83	29	94	52	34	49	341
	小計	1,625	2,694	4,319	3,942	4,092	2,438	1,828	1,316	17,935
10月	第1号	1,599	2,637	4,236	3,885	4,020	2,358	1,792	1,247	17,538
	第2号	19	61	80	34	96	51	32	47	340
	小計	1,618	2,698	4,316	3,919	4,116	2,409	1,824	1,294	17,878
11月	第1号	1,619	2,659	4,278	3,941	4,056	2,400	1,815	1,261	17,751
	第2号	19	66	85	36	98	50	37	51	357
	小計	1,638	2,725	4,363	3,977	4,154	2,450	1,852	1,312	18,108
12月	第1号	1,616	2,684	4,300	3,955	4,024	2,424	1,821	1,255	17,779
	第2号	20	64	84	33	99	51	38	53	358
	小計	1,636	2,748	4,384	3,988	4,123	2,475	1,859	1,308	18,137
1月	第1号	1,615	2,660	4,275	3,924	3,997	2,415	1,819	1,219	17,649
	第2号	20	65	85	35	96	54	36	58	364
	小計	1,635	2,725	4,360	3,959	4,093	2,469	1,855	1,277	18,013
2月	第1号	1,613	2,665	4,278	3,904	3,967	2,396	1,835	1,220	17,600
	第2号	22	62	84	36	95	56	35	57	363
	小計	1,635	2,727	4,362	3,940	4,062	2,452	1,870	1,277	17,963
3月	第1号	1,625	2,680	4,305	3,945	3,946	2,398	1,814	1,229	17,637
	第2号	24	68	92	34	91	58	37	57	369
	小計	1,649	2,748	4,397	3,979	4,037	2,456	1,851	1,286	18,006
累計	第1号	19,225	31,945	51,170	46,464	48,165	28,720	21,580	15,012	211,111
	第2号	244	756	1,000	386	1,128	632	451	621	4,218
	合計	19,469	32,701	52,170	46,850	49,293	29,352	22,031	15,633	215,329

(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月	第1号	14	17	31	893	854	608	376	300	3,062
	第2号	0	0	0	6	14	6	6	6	38
	小計	14	17	31	899	868	614	382	306	3,100
5月	第1号	13	16	29	872	832	587	389	300	3,009
	第2号	0	0	0	6	14	5	5	6	36
	小計	13	16	29	878	846	592	394	306	3,045
6月	第1号	17	16	33	986	913	625	396	313	3,266
	第2号	0	0	0	6	16	5	5	4	36
	小計	17	16	33	992	929	630	401	317	3,302
7月	第1号	17	13	30	1,042	942	642	423	312	3,391
	第2号	0	0	0	4	18	6	6	6	40
	小計	17	13	30	1,046	960	648	429	318	3,431
8月	第1号	15	12	27	1,011	897	635	390	304	3,264
	第2号	0	0	0	6	18	6	7	5	42
	小計	15	12	27	1,017	915	641	397	309	3,306
9月	第1号	14	15	29	1,045	909	634	414	295	3,326
	第2号	0	0	0	5	17	6	4	3	35
	小計	14	15	29	1,050	926	640	418	298	3,361
10月	第1号	14	12	26	1,046	897	628	417	293	3,307
	第2号	0	0	0	5	18	6	4	3	36
	小計	14	12	26	1,051	915	634	421	296	3,343
11月	第1号	12	15	27	1,077	911	634	436	300	3,385
	第2号	0	0	0	6	17	7	4	3	37
	小計	12	15	27	1,083	928	641	440	303	3,422
12月	第1号	12	17	29	1,045	895	635	422	297	3,323
	第2号	0	0	0	5	17	7	3	3	35
	小計	12	17	29	1,050	912	642	425	300	3,358
1月	第1号	12	13	25	1,015	871	628	417	284	3,240
	第2号	0	0	0	5	15	7	1	3	31
	小計	12	13	25	1,020	886	635	418	287	3,271
2月	第1号	11	15	26	999	855	614	417	288	3,199
	第2号	0	0	0	5	12	6	1	2	26
	小計	11	15	26	1,004	867	620	418	290	3,225
3月	第1号	10	16	26	1,025	877	620	423	285	3,256
	第2号	0	0	0	5	12	9	3	4	33
	小計	10	16	26	1,030	889	629	426	289	3,289
累計	第1号	161	177	338	12,056	10,653	7,490	4,920	3,571	39,028
	第2号	0	0	0	64	188	76	49	48	425
	合計	161	177	338	12,120	10,841	7,566	4,969	3,619	39,453

(3) 施設別介護サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

* 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している

* 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

(単位:人)

利用月	被保険者種別	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合計
4月	第1号	1,880	1,092	20	5	2,997
	第2号	14	6	0	0	20
	小計	1,894	1,098	20	5	総数 3,005
5月	第1号	1,908	1,103	20	6	3,037
	第2号	15	6	0	0	21
	小計	1,923	1,109	20	6	総数 3,048
6月	第1号	1,841	1,109	21	7	2,978
	第2号	14	5	0	0	19
	小計	1,855	1,114	21	7	総数 2,986
7月	第1号	1,857	1,123	20	6	3,006
	第2号	14	7	0	0	21
	小計	1,871	1,130	20	6	総数 3,005
8月	第1号	1,840	1,079	21	4	2,944
	第2号	14	6	0	0	20
	小計	1,854	1,085	21	4	総数 2,951
9月	第1号	1,830	1,107	21	5	2,963
	第2号	13	6	0	0	19
	小計	1,843	1,113	21	5	総数 2,970
10月	第1号	1,878	1,110	22	6	3,016
	第2号	13	6	0	0	19
	小計	1,891	1,116	22	6	総数 3,025
11月	第1号	1,876	1,118	23	7	3,024
	第2号	11	6	0	0	17
	小計	1,887	1,124	23	7	総数 3,024
12月	第1号	1,908	1,099	24	7	3,038
	第2号	10	7	0	0	17
	小計	1,918	1,106	24	7	総数 3,048
1月	第1号	1,906	1,102	24	7	3,039
	第2号	10	7	0	0	17
	小計	1,916	1,109	24	7	総数 3,053
2月	第1号	1,902	1,107	24	7	3,040
	第2号	10	8	0	0	18
	小計	1,912	1,115	24	7	総数 3,042
3月	第1号	1,910	1,120	26	7	3,063
	第2号	11	8	0	0	19
	小計	1,921	1,128	26	7	総数 3,069
累計	第1号	22,536	13,269	266	74	36,145
	第2号	149	78	0	0	227
	合計	22,685	13,347	266	74	総数 36,226

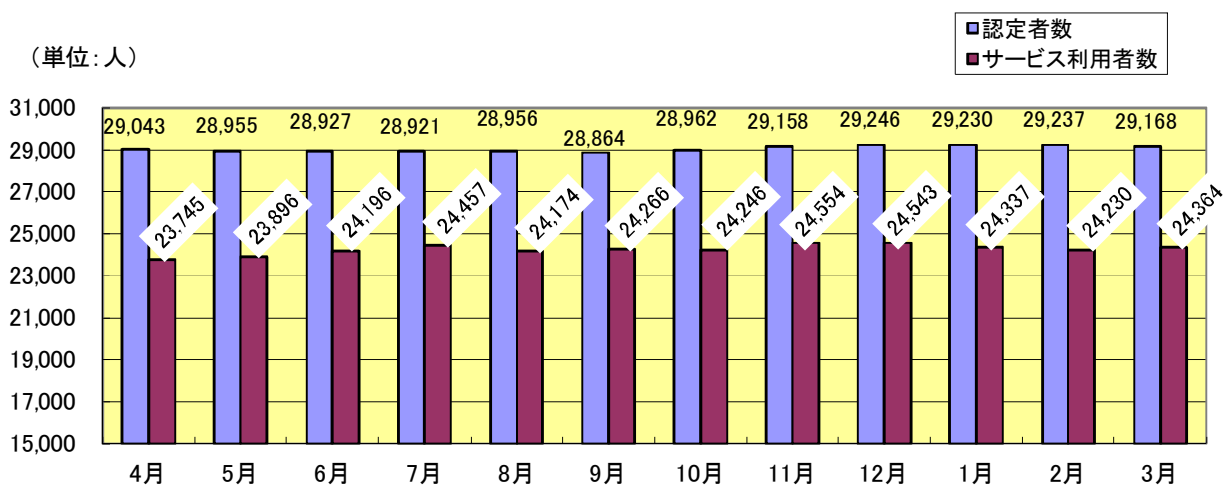
(4) 要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合

- * 利用月ベースで決算との対応はしない
- * 同一月に複数のサービスを受けた場合、それぞれ受給者数を1人として計上している

(単位:人)

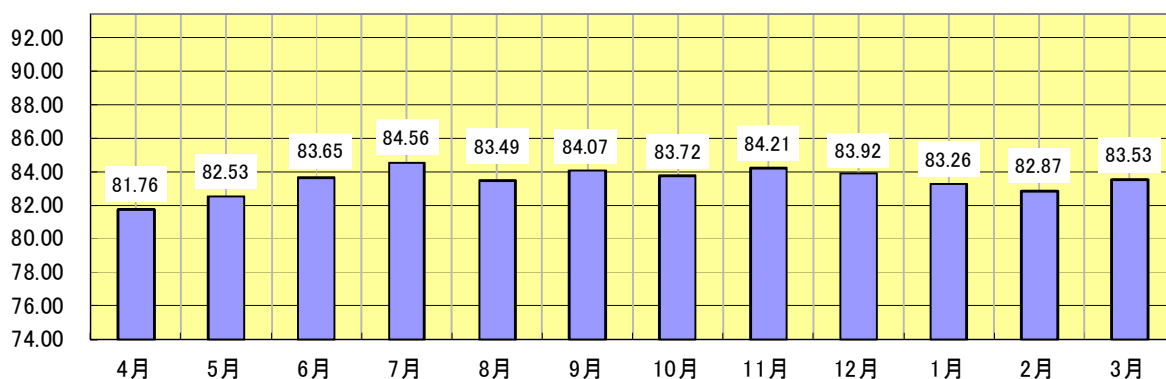
対象月	認定者数	居宅サービス利用者		地域密着型サービス利用者		施設サービス利用者		合 計	
		人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)
4月	29,043	17,640	60.74	3,100	10.67	3,005	10.35	23,745	81.76
5月	28,955	17,803	61.49	3,045	10.52	3,048	10.53	23,896	82.53
6月	28,927	17,908	61.91	3,302	11.41	2,986	10.32	24,196	83.65
7月	28,921	18,021	62.31	3,431	11.86	3,005	10.39	24,457	84.56
8月	28,956	17,917	61.88	3,306	11.42	2,951	10.19	24,174	83.49
9月	28,864	17,935	62.14	3,361	11.64	2,970	10.29	24,266	84.07
10月	28,962	17,878	61.73	3,343	11.54	3,025	10.44	24,246	83.72
11月	29,158	18,108	62.10	3,422	11.74	3,024	10.37	24,554	84.21
12月	29,246	18,137	62.02	3,358	11.48	3,048	10.42	24,543	83.92
1月	29,230	18,013	61.63	3,271	11.19	3,053	10.44	24,337	83.26
2月	29,237	17,963	61.44	3,225	11.03	3,042	10.40	24,230	82.87
3月	29,168	18,006	61.73	3,289	11.28	3,069	10.52	24,364	83.53
年平均	—	—	61.76	—	11.32	—	10.39	—	83.46

(単位:人)



(単位:%)

認定者に占めるサービス利用者の割合



2 年度別介護サービス利用者状況

(1) 居宅介護(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用者数 累計	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
25年度	31,648	35,710	0	36,221	40,142	23,285	16,205	12,729	195,940
26年度	31,575	39,179	0	37,857	41,397	24,442	17,234	13,179	204,863
27年度	31,868	41,874	0	40,935	43,099	25,141	18,456	13,568	214,941
28年度	33,052	42,841	0	43,138	45,617	26,288	19,521	13,974	224,431
29年度	23,967	34,559	0	44,713	47,482	20,234	15,007	14,474	200,436
30年度	16,958	29,024	0	46,018	47,895	28,191	20,234	15,007	203,327
元年度A	18,833	31,698	0	46,315	48,809	28,808	21,007	15,339	210,809
2年度B	19,469	32,701	0	46,850	49,293	29,352	22,031	15,633	215,329
前年度比B/A	103.4%	103.2%	0.0%	101.2%	101.0%	101.9%	104.9%	101.9%	102.1%

(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用者数 累計	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
25年度	28	20	0	1,578	1,859	2,462	1,640	1,257	8,844
26年度	48	21	0	1,549	2,204	2,417	1,841	1,516	9,596
27年度	67	62	0	1,958	2,668	2,928	2,373	1,873	11,929
28年度	61	122	0	9,112	9,376	6,612	4,271	3,040	32,594
29年度	91	163	0	10,602	10,306	7,192	4,724	3,149	36,227
30年度	137	202	0	11,476	11,093	7,452	4,983	3,438	38,781
元年度A	165	214	0	12,116	11,659	7,919	4,869	3,715	40,657
2年度B	161	177	0	12,120	10,841	7,566	4,969	3,619	39,453
前年度比B/A	97.6%	82.7%	0.0%	100.0%	93.0%	95.5%	102.1%	97.4%	97.0%

(3) 施設別介護サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

* 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している

* 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

(単位:人)

利用者数 累計	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	介護医療院	合計
25年度	18,110	12,491	1,362	0	総数 31,856
26年度	18,110	12,525	1,214	0	総数 31,705
27年度	18,228	12,076	1,174	0	総数 31,368
28年度	19,008	12,156	928	0	総数 31,978
29年度	19,680	12,454	479	0	総数 32,491
30年度	20,654	12,892	299	0	総数 33,708
元年度A	21,298	13,169	206	51	総数 34,595
2年度B	22,685	13,347	266	74	総数 36,226
前年度比B/A	106.5%	101.4%	129.1%	145.1%	総数 104.7%

3 保険給付費審査年度別・月別支給額

(1) 平成15～20年度 年度別支給額

* 決算に合致

(単位:円)

サービス種類	平成20年度合計		平成19年度合計		平成18年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	97,442	4,581,722,562	100,495	4,835,864,196	98,412	4,824,462,398
訪問入浴介護	3,470	181,033,676	3,582	188,864,943	3,530	188,249,081
訪問看護	20,697	767,819,108	20,432	793,721,446	19,286	795,286,472
訪問リハビリテーション	4,461	93,301,066	3,792	78,511,760	2,789	51,483,681
通所介護	52,036	3,242,878,142	48,704	3,048,413,102	44,965	2,756,580,124
通所リハビリテーション	15,708	1,118,818,681	15,322	1,074,309,045	15,799	1,075,626,139
福祉用具貸与	68,013	824,140,107	64,122	756,090,377	66,581	780,828,564
訪問通所計	261,827	10,809,713,342	256,449	10,775,774,869	251,362	10,472,516,459
短期入所生活介護	9,119	663,528,051	8,357	600,841,374	7,568	548,561,530
短期入所療養介護	2,129	138,601,117	2,489	174,187,564	2,655	185,450,644
短期入所計	11,248	802,129,168	10,846	775,028,938	10,223	734,012,174
居宅療養管理指導	27,972	217,755,940	24,371	189,217,700	22,827	176,558,039
地域密着型	7,005	1,212,835,267	6,071	982,287,414	5,340	890,673,226
特定施設	5,309	882,601,490	4,765	797,271,906	3,467	595,484,794
居宅サービス計画費	135,441	1,315,901,256	134,070	1,348,129,394	135,037	1,404,350,047
その他単品計	175,727	3,629,093,953	169,277	3,316,906,414	166,671	3,067,066,106
福祉用具購入費	2,091	60,580,839	2,083	58,059,816	1,890	51,569,040
住宅改修費	1,518	137,478,021	1,387	128,205,500	1,521	142,620,481
施設サービス費	32,513	8,455,280,319	31,591	8,355,488,225	31,240	8,021,870,411
介護老人福祉施設	16,223	3,920,757,231	15,227	3,770,692,466	15,418	3,697,786,463
介護老人保健施設	12,727	3,204,228,412	12,297	3,079,089,658	11,815	2,925,692,965
介護療養型医療施設	3,563	1,330,294,676	4,067	1,505,706,101	4,007	1,398,390,983
うち食費(再掲)	-	-	-	-	-	-
介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-
介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-
介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-
特定入所者サービス費	28,146	848,548,751	26,305	775,712,840	25,487	732,404,240
審査支払手数料	478,097	40,399,192	464,328	39,235,709	452,728	40,632,328
高額介護サービス費	46,278	465,862,348	44,038	440,341,913	43,404	424,655,226
合計	1,037,445	25,249,085,933	1,006,304	24,664,754,224	984,526	23,687,346,465

サービス種類	平成17年度合計		平成16年度合計		平成15年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	92,468	4,671,131,593	81,210	4,212,877,749	68,105	3,753,178,266
訪問入浴介護	3,382	176,834,687	3,524	182,544,717	3,628	173,508,698
訪問看護	18,491	765,246,074	17,075	714,128,702	16,199	675,072,828
訪問リハビリテーション	2,532	44,102,448	2,239	38,270,574	2,217	35,888,174
通所介護	42,153	2,720,952,335	37,663	2,372,812,373	30,698	1,819,821,244
通所リハビリテーション	16,776	1,186,731,964	15,953	1,143,349,829	15,272	1,072,038,630
福祉用具貸与	68,127	816,536,122	58,549	717,619,272	46,665	578,588,841
訪問通所計	243,929	10,381,535,223	216,213	9,381,603,216	182,784	8,108,096,681
短期入所生活介護	6,624	522,271,198	6,415	552,113,923	6,189	548,463,290
短期入所療養介護	2,631	197,316,148	2,268	182,128,819	1,801	139,857,368
短期入所計	9,255	719,587,346	8,683	734,242,742	7,990	688,320,658
居宅療養管理指導	19,924	162,772,860	16,970	136,236,065	16,433	127,653,450
地域密着型	2,518	610,996,205	2,173	519,086,123	1,493	351,592,755
特定施設	2,490	421,299,231	1,772	299,564,751	1,078	183,437,683
居宅サービス計画費	131,809	1,192,573,935	119,350	1,078,959,464	103,069	917,452,260
その他単品計	156,741	2,387,642,231	140,265	2,033,846,403	122,073	1,580,136,148
福祉用具購入費	2,158	59,847,885	1,994	53,578,605	2,098	52,767,518
住宅改修費	1,690	165,145,945	1,649	169,309,778	1,754	187,213,746
施設サービス費	30,419	8,758,379,827	29,342	9,004,314,543	28,382	8,685,720,672
介護老人福祉施設	14,631	3,947,389,517	14,665	4,243,877,122	14,633	4,230,452,396
介護老人保健施設	11,338	3,097,642,612	10,020	2,894,803,608	8,781	2,471,383,625
介護療養型医療施設	4,450	1,713,347,698	4,657	1,865,633,813	4,968	1,983,884,651
うち食費(再掲)	17,625	792,962,520	29,186	1,316,317,320	28,228	1,270,605,040
介護老人福祉施設	8,401	388,982,850	14,570	659,087,800	14,523	681,990,470
介護老人保健施設	6,588	278,274,600	10,019	432,267,340	8,779	355,046,120
介護療養型医療施設	2,636	125,705,070	4,597	224,962,180	4,926	233,568,450
特定入所者サービス費	10,448	285,440,864	-	-	-	-
審査支払手数料	435,483	39,084,590	390,064	37,056,080	336,550	31,972,250
高額介護サービス費	32,145	247,885,347	22,924	165,718,133	21,547	152,268,941
合計	922,268	23,044,549,258	811,134	21,579,669,500	703,178	19,486,496,614

(2) 令和2年度月別支給額及び平成21～令和元年度支給額

* 決算に合致

審査月・支出決定月	4月		5月		6月		7月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	41,406	1,693,221,652	40,178	1,625,311,714	40,277	1,644,362,274	42,007	1,716,575,731
(介護給付)	35,881	1,617,061,028	34,790	1,555,402,636	34,836	1,573,507,331	36,445	1,640,650,834
(予防給付)	5,525	76,160,624	5,388	69,909,078	5,441	70,854,943	5,562	75,924,897
訪問通所サービス	31,260	1,369,060,000	30,320	1,320,625,235	30,418	1,340,119,123	31,629	1,400,406,417
(介護給付)	26,504	1,307,759,038	25,672	1,264,102,299	25,727	1,283,354,515	26,805	1,338,516,614
(予防給付)	4,756	61,300,962	4,648	56,522,936	4,691	56,764,608	4,824	61,887,803
訪問介護	7,117	601,813,909	7,023	598,423,472	6,976	608,355,843	7,156	603,592,216
(介護給付)	7,117	601,813,909	7,023	598,423,472	6,976	608,355,843	7,156	603,592,216
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	282	16,893,251	301	17,754,938	293	17,497,084	294	17,558,121
(介護給付)	281	16,865,662	300	17,727,349	292	17,478,691	294	17,558,121
(予防給付)	1	27,589	1	27,589	1	18,393	0	0
訪問看護	3,496	128,186,959	3,400	124,697,356	3,413	121,345,832	3,675	136,223,778
(介護給付)	2,963	113,449,361	2,886	110,759,297	2,914	108,290,157	3,134	120,975,611
(予防給付)	533	14,737,598	514	13,938,059	499	13,055,675	541	15,248,167
訪問リハビリテーション	1,110	38,049,719	1,069	36,424,596	1,135	37,283,604	1,184	41,633,991
(介護給付)	902	31,179,522	861	29,720,073	928	30,872,947	962	34,273,142
(予防給付)	208	6,870,197	208	6,704,523	207	6,410,657	222	7,360,849
通所介護	4,466	316,910,902	4,068	291,417,641	3,953	292,960,778	4,378	326,972,653
(介護給付)	4,466	317,042,795	4,068	291,565,729	3,953	293,054,639	4,378	327,130,645
(予防給付)	0	-131,893	0	-148,088	0	-93,861	0	-157,992
通所リハビリテーション	2,210	126,649,790	1,863	110,189,153	1,971	119,803,399	2,151	131,195,696
(介護給付)	1,595	105,698,364	1,359	93,083,675	1,425	101,113,628	1,542	110,496,488
(予防給付)	615	20,951,426	504	17,105,478	546	18,689,771	609	20,699,208
福祉用具貸与	12,579	140,555,470	12,596	141,718,079	12,677	142,872,583	12,791	143,229,962
(介護給付)	9,180	121,709,425	9,175	122,822,704	9,239	124,188,610	9,339	124,492,391
(予防給付)	3,399	18,846,045	3,421	18,895,375	3,438	18,683,973	3,452	18,737,571
短期入所サービス(小計)	1,209	124,825,100	1,009	111,016,475	954	108,581,382	1,022	115,759,075
(介護給付)	1,190	124,001,263	994	110,502,943	939	107,918,589	1,008	115,111,517
(予防給付)	19	823,837	15	513,532	15	662,793	14	647,558
短期入所生活介護	1,111	115,572,395	927	104,052,874	882	101,988,453	943	108,622,886
(介護給付)	1,092	114,748,558	912	103,539,342	867	101,325,660	929	107,975,328
(予防給付)	19	823,837	15	513,532	15	662,793	14	647,558
短期入所療養介護	98	9,252,705	82	6,963,601	72	6,592,929	79	7,136,189
(介護給付・老健)	98	9,252,705	82	6,963,601	72	6,592,929	79	7,136,189
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	8,189	64,665,145	8,094	62,386,186	8,157	61,244,793	8,592	67,667,433
(介護給付)	7,560	60,015,765	7,484	58,170,467	7,538	56,870,736	7,989	63,321,908
(予防給付)	629	4,649,380	610	4,215,719	619	4,374,057	603	4,345,525
特定施設入居者生活介護	748	134,671,407	755	131,283,818	748	134,416,976	764	132,742,806
(介護給付)	627	125,284,962	640	122,626,927	632	125,363,491	643	123,698,795
(予防給付)	121	9,386,445	115	8,656,891	116	9,053,485	121	9,044,011
福祉用具購入	122	3,922,763	142	4,684,726	127	4,052,965	155	5,061,987
(介護給付)	80	2,808,210	106	3,745,687	95	3,263,025	111	3,785,324
(予防給付)	42	1,114,553	37	939,039	32	789,940	44	1,276,663
住宅改修費	135	11,073,454	161	13,840,949	109	9,882,492	108	9,903,281
(介護給付)	78	5,609,922	91	8,042,511	71	6,267,355	64	6,017,372
(予防給付)	57	5,463,532	70	5,798,438	38	3,615,137	44	3,885,909
介護予防支援・居宅介護支援	16,298	203,633,513	16,059	200,545,523	16,207	201,922,138	16,449	206,013,989
(居宅介護支援)	12,214	184,446,378	12,015	181,517,025	12,065	182,491,767	12,325	186,660,955
(介護予防支援)	4,084	19,187,135	4,044	19,028,471	4,142	19,430,371	4,124	19,353,034
地域密着型(介護予防)サービス	3,411	420,723,410	3,217	408,388,827	3,156	410,453,956	3,449	430,783,906
(介護給付)	3,381	418,748,458	3,184	406,334,217	3,125	408,472,499	3,415	428,577,537
(予防給付)	30	1,974,952	33	2,054,610	31	1,981,457	34	2,206,369
定期巡回・随時対応訪問介護看護	138	24,678,678	145	27,091,127	143	25,849,988	141	25,728,388
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	221	24,030,691	214	23,802,462	194	22,471,356	203	24,197,799
(介護給付)	221	24,030,691	213	23,791,971	194	22,471,356	203	24,197,799
(予防給付)	0	0	1	10,491	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	324	64,704,349	336	65,600,141	321	62,933,958	341	67,445,783
(介護給付)	294	62,729,397	304	63,556,022	290	60,952,501	307	65,239,414
(予防給付)	30	1,974,952	32	2,044,119	31	1,981,457	34	2,206,369
認知症対応型共同生活介護	480	127,017,563	477	121,653,905	480	127,874,434	484	124,492,626
(介護給付)	480	127,017,563	477	121,653,905	480	127,874,434	484	124,492,626
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	45	9,310,092	44	8,889,379	45	9,322,668	45	8,290,039
地域密着型介護老人福祉施設	70	20,092,173	71	20,340,903	70	20,295,167	73	19,944,002
複合型サービス	49	15,261,225	52	15,490,910	52	15,309,949	51	15,554,502
地域密着型通所介護	2,084	135,628,639	1,878	125,520,000	1,851	126,396,436	2,111	145,130,767
施設サービス	2,958	832,818,787	3,004	823,813,655	3,028	857,132,570	3,016	825,192,303
介護老人福祉施設	1,806	488,646,967	1,872	494,144,869	1,866	508,352,930	1,857	488,465,884
介護老人保健施設	1,130	333,961,496	1,107	320,313,064	1,135	338,010,260	1,128	324,878,541
介護療養型医療施設	22	8,055,348	20	7,378,636	21	8,259,793	21	7,933,124
介護医療院	6	2,154,976	5	1,977,086	6	2,509,587	10	3,914,754
特定入所者介護(予防)サービス費	2,806	95,016,501	2,706	93,138,022	2,680	96,227,811	2,724	93,019,603
(介護給付)	2,791	94,859,569	2,701	93,072,626	2,674	96,142,754	2,717	92,941,578
(予防給付)	15	156,932	5	65,396	6	85,057	7	78,025
計	67,136	3,260,410,080	65,467	3,169,723,416	65,584	3,224,034,206	67,908	3,286,550,800
(介護給付)	57,383	3,156,352,352	55,890	3,071,928,384	55,894	3,127,277,301	58,093	3,183,825,903
(予防給付)	9,753	104,057,728	9,577	97,795,032	9,690	96,756,905	9,815	102,724,897
高額介護(予防)サービス費	8,048	95,971,667	7,579	85,764,992	7,790	95,823,010	7,704	94,780,377
高額医療合算介護(予防)サービス費	105	3,258,254	23	826,282	2,467	87,912,712	1,506	50,711,072
審査支払手数料	63,756	3,442,824	62,148	3,355,992	62,366	3,367,764	64,582	3,487,428
合計	139,045	3,363,082,825	135,217	3,259,670,882	138,207	3,411,137,692	141,700	3,435,529,677

審査月・支出決定月	8月		9月		10月		11月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	42,236	1,751,926,556	42,145	1,731,099,342	42,542	1,729,737,842	42,367	1,772,834,067
（介護給付）	36,733	1,675,039,037	36,654	1,656,392,270	36,953	1,652,209,789	36,815	1,695,320,989
（予防給付）	5,503	76,887,519	5,491	74,707,072	5,589	77,528,053	5,552	77,513,078
訪問通所サービス	31,603	1,429,669,248	31,565	1,401,392,435	31,806	1,403,657,899	31,601	1,436,160,209
（介護給付）	26,851	1,367,066,127	26,820	1,340,627,659	26,961	1,339,529,534	26,825	1,373,409,119
（予防給付）	4,752	62,603,121	4,745	60,764,776	4,845	64,128,365	4,776	62,751,090
訪問介護	7,206	614,919,979	7,180	614,455,707	7,249	606,733,680	7,177	613,518,769
（介護給付）	7,206	614,919,979	7,180	614,455,707	7,249	606,733,680	7,177	613,518,769
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	287	17,796,722	292	17,589,984	304	18,461,087	299	18,381,423
（介護給付）	286	17,770,404	291	17,572,449	304	18,461,087	298	18,344,647
（予防給付）	1	26,318	1	17,535	0	0	1	36,776
訪問看護	3,560	133,758,800	3,613	129,139,146	3,666	134,556,617	3,655	136,750,705
（介護給付）	3,030	118,358,110	3,084	114,875,422	3,099	118,180,352	3,083	120,319,539
（予防給付）	530	15,400,690	529	14,263,724	567	16,376,265	572	16,431,166
訪問リハビリテーション	1,176	41,487,565	1,216	40,041,020	1,216	40,910,895	1,169	42,585,448
（介護給付）	958	34,176,122	995	32,941,491	991	33,900,294	952	35,324,580
（予防給付）	218	7,311,443	221	7,099,529	225	7,010,601	217	7,260,868
通所介護	4,504	341,999,460	4,445	329,205,353	4,448	325,550,233	4,480	344,214,961
（介護給付）	4,504	342,088,308	4,451	329,551,650	4,444	325,544,752	4,480	344,537,233
（予防給付）	0	-88,848	-6	-346,297	4	5,481	0	-322,272
通所リハビリテーション	2,205	136,243,213	2,113	126,553,252	2,211	132,350,391	2,153	136,808,456
（介護給付）	1,581	115,042,427	1,507	105,828,716	1,580	110,760,131	1,548	116,172,014
（予防給付）	624	21,200,786	606	20,724,536	631	21,590,260	605	20,636,442
福祉用具貸与	12,665	143,463,509	12,706	144,407,973	12,712	145,094,996	12,668	143,900,447
（介護給付）	9,286	124,710,777	9,312	125,402,224	9,294	125,949,238	9,287	125,192,337
（予防給付）	3,379	18,752,732	3,394	19,005,749	3,418	19,145,758	3,381	18,708,110
短期入所サービス(小計)	1,129	118,035,187	1,139	123,715,108	1,141	122,498,398	1,184	124,839,803
（介護給付）	1,115	117,401,599	1,121	122,965,236	1,129	122,010,529	1,161	124,031,396
（予防給付）	14	633,588	18	749,872	12	487,869	23	808,407
短期入所生活介護	1,035	110,143,810	1,037	114,164,252	1,044	113,930,956	1,088	116,430,885
（介護給付）	1,022	109,534,711	1,020	113,446,873	1,032	113,443,087	1,067	115,687,464
（予防給付）	13	609,099	17	717,379	12	487,869	21	743,421
短期入所療養介護	94	7,891,377	102	9,550,856	97	8,567,442	96	8,408,918
（介護給付・老健）	93	7,866,888	101	9,518,363	97	8,567,442	94	8,343,932
（介護給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
（予防給付・老健）	1	24,489	1	32,493	0	0	2	64,986
（予防給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	8,742	69,365,160	8,672	67,113,028	8,827	69,016,362	8,797	70,369,121
（介護給付）	8,125	64,932,288	8,060	62,743,201	8,208	64,520,500	8,163	65,651,306
（予防給付）	617	4,432,872	612	4,369,827	619	4,495,862	634	4,717,815
特定施設入居者生活介護	762	134,856,961	769	138,878,771	768	134,565,183	785	141,464,934
（介護給付）	642	125,639,023	653	130,056,174	655	126,149,226	666	132,229,168
（予防給付）	120	9,217,938	116	8,822,597	113	8,415,957	119	9,235,766
福祉用具購入	154	5,085,979	155	5,255,803	154	4,690,730	145	5,023,983
（介護給付）	111	3,757,928	118	4,011,560	108	3,403,218	97	3,620,420
（予防給付）	43	1,328,051	37	1,244,243	46	1,287,512	48	1,403,563
住宅改修費	113	10,415,436	116	9,437,614	92	7,717,154	138	11,268,498
（介護給付）	67	5,771,285	78	6,375,543	57	4,550,646	77	6,645,657
（予防給付）	46	4,644,151	38	3,062,071	35	3,166,508	61	4,622,841
介護予防支援・居宅介護支援	16,346	205,765,929	16,386	206,913,515	16,470	208,000,608	16,444	207,337,627
（居宅介護支援）	12,233	186,479,397	12,277	187,651,723	12,345	188,639,365	12,334	188,096,791
（介護予防支援）	4,113	19,286,532	4,109	19,261,792	4,125	19,361,243	4,110	19,240,836
地域密着型（介護予防）サービス	3,546	439,689,598	3,413	424,110,012	3,531	437,742,347	3,487	440,107,852
（介護給付）	3,516	437,813,490	3,386	422,429,896	3,500	435,805,321	3,461	438,524,789
（予防給付）	30	1,876,108	27	1,680,116	31	1,937,026	26	1,583,063
定期巡回・随時対応訪問介護看護	149	26,856,493	145	26,533,100	148	26,767,856	135	24,956,533
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	207	23,559,058	191	23,436,491	209	23,531,950	193	23,522,923
（介護給付）	207	23,559,058	191	23,436,491	209	23,531,950	193	23,522,923
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	326	64,779,028	338	67,828,765	332	65,098,995	332	65,408,541
（介護給付）	296	62,902,920	311	66,148,649	301	63,161,969	307	63,891,510
（予防給付）	30	1,876,108	27	1,680,116	31	1,937,026	25	1,517,031
認知症対応型共同生活介護	478	127,996,192	451	119,693,560	491	127,368,922	491	128,882,419
（介護給付）	478	127,996,192	451	119,693,560	491	127,368,922	490	128,816,387
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	1	66,032
地域密着型特定施設	47	9,139,535	45	9,060,689	47	9,461,591	49	9,907,038
地域密着型介護老人福祉施設	73	20,123,505	74	21,365,048	73	19,790,046	71	20,806,462
複合型サービス	57	16,752,029	58	17,073,976	61	18,396,022	61	18,255,992
地域密着型通所介護	2,209	150,483,758	2,111	139,118,383	2,170	147,326,965	2,155	148,367,944
施設サービス	3,018	843,678,946	2,983	849,272,453	3,012	825,068,196	3,040	861,825,653
介護老人福祉施設	1,875	507,003,605	1,851	507,482,470	1,851	488,743,972	1,874	510,107,584
介護老人保健施設	1,117	326,800,021	1,106	331,469,802	1,135	326,574,777	1,137	340,746,919
介護療養型医療施設	20	7,989,512	22	8,708,359	21	7,864,754	23	8,783,283
介護医療院	6	1,895,808	4	1,611,822	5	1,884,693	6	2,187,867
特定入所者介護(予防)サービス費	2,779	95,359,830	2,735	94,961,109	2,759	93,061,826	2,825	97,288,106
（介護給付）	2,770	95,273,002	2,727	94,855,123	2,753	93,003,960	2,812	97,160,054
（予防給付）	9	86,828	8	105,986	6	57,866	13	128,052
計	68,192	3,351,922,274	67,933	3,321,049,848	68,560	3,306,018,703	68,446	3,395,685,786
（介護給付）	58,448	3,247,813,085	58,223	3,220,988,568	58,728	3,202,680,495	58,636	3,291,194,353
（予防給付）	9,744	104,109,189	9,710	100,061,280	9,832	103,338,208	9,810	104,491,433
高額介護(予防)サービス費	7,740	99,195,719	7,659	97,210,467	7,618	98,602,682	8,129	108,941,785
高額医療費合算介護(予防)サービス費	595	19,700,759	186	5,708,515	69	1,983,235	25	1,084,868
審査支払手数料	64,810	3,499,740	64,574	3,486,996	65,202	3,520,908	64,985	3,509,190
合計	141,337	3,474,318,492	140,352	3,427,455,826	141,449	3,410,125,528	141,585	3,509,221,629

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	43,620	1,749,246,971	43,097	1,748,908,149	42,557	1,692,843,510	42,369	1,626,364,699
(介護給付)	37,866	1,669,465,956	37,439	1,670,630,409	36,955	1,617,719,542	36,706	1,551,525,145
(予防給付)	5,754	79,781,015	5,658	78,277,740	5,602	75,123,968	5,663	74,839,554
訪問通所サービス	32,674	1,413,341,154	32,108	1,409,711,419	31,825	1,363,935,762	31,562	1,322,861,351
(介護給付)	27,680	1,347,465,991	27,205	1,345,720,168	26,970	1,302,482,855	26,619	1,260,367,884
(予防給付)	4,994	65,875,163	4,903	63,991,251	4,855	61,452,907	4,943	62,493,467
訪問介護	7,365	612,918,068	7,227	614,640,184	7,299	621,182,647	7,147	581,200,784
(介護給付)	7,365	612,918,068	7,227	614,640,184	7,299	621,182,647	7,147	581,200,784
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	312	18,123,531	308	17,741,607	321	17,790,339	326	17,993,914
(介護給付)	309	18,063,067	307	17,723,214	319	17,753,978	325	17,975,521
(予防給付)	3	60,464	1	18,393	2	36,361	1	18,393
訪問看護	3,731	129,912,708	3,701	135,436,353	3,711	129,078,419	3,723	126,796,434
(介護給付)	3,147	114,504,931	3,136	119,671,198	3,123	113,919,905	3,131	111,483,576
(予防給付)	584	15,407,777	565	15,765,155	588	15,158,514	592	15,312,858
訪問リハビリテーション	1,309	42,684,980	1,260	42,656,680	1,230	40,193,337	1,244	40,066,393
(介護給付)	1,070	35,438,612	1,022	35,204,365	1,008	33,374,823	1,008	33,125,489
(予防給付)	239	7,246,368	238	7,452,315	222	6,818,514	236	6,940,904
通所介護	4,580	327,004,839	4,440	322,514,122	4,294	290,840,246	4,140	291,566,299
(介護給付)	4,586	327,204,510	4,435	322,555,159	4,291	290,770,868	4,140	291,566,299
(予防給付)	(6)	(199,671)	5	-41,037	3	69,378	0	0
通所リハビリテーション	2,327	134,192,665	2,201	129,946,501	2,078	117,884,108	2,057	116,744,885
(介護給付)	1,634	110,541,994	1,574	108,666,259	1,487	97,990,365	1,455	96,587,278
(予防給付)	693	23,650,671	627	21,280,242	591	19,893,743	602	20,157,607
福祉用具貸与	13,050	148,504,363	12,971	146,775,972	12,892	146,966,666	12,925	148,492,642
(介護給付)	9,569	128,794,809	9,504	127,259,789	9,443	127,490,269	9,413	128,428,937
(予防給付)	3,481	19,709,554	3,467	19,516,183	3,449	19,476,397	3,512	20,063,705
短期入所サービス(小計)	1,216	127,602,513	1,196	126,331,162	1,103	118,293,336	1,014	105,250,529
(介護給付)	1,196	126,963,556	1,179	125,625,994	1,087	117,708,874	1,007	104,994,138
(予防給付)	20	638,957	17	705,168	16	584,462	7	256,391
短期入所生活介護	1,112	118,193,330	1,094	117,345,887	1,026	111,879,096	932	98,452,817
(介護給付)	1,093	117,586,866	1,080	116,740,343	1,012	111,341,179	926	98,228,919
(予防給付)	19	606,464	14	605,544	14	537,917	6	223,898
短期入所療養介護	104	9,409,183	102	8,985,275	77	6,414,240	82	6,797,712
(介護給付・老健)	103	9,376,690	99	8,885,651	75	6,367,695	81	6,765,219
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	1	32,493	3	99,624	2	46,545	1	32,493
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	8,938	70,274,411	9,018	71,584,410	8,846	68,563,089	9,010	69,227,741
(介護給付)	8,316	65,906,879	8,395	67,001,098	8,226	64,316,822	8,409	65,207,001
(予防給付)	622	4,367,532	623	4,583,312	620	4,246,267	601	4,020,740
特定施設入居者生活介護	792	138,028,893	775	141,281,158	783	142,051,323	783	129,025,078
(介護給付)	674	129,129,530	660	132,283,149	672	133,210,991	671	120,956,122
(予防給付)	118	8,899,363	115	8,998,009	111	8,840,332	112	8,068,956
福祉用具購入	163	4,795,876	175	5,494,653	158	4,827,914	167	6,465,216
(介護給付)	107	3,632,598	117	3,931,862	105	3,213,427	117	4,501,107
(予防給付)	56	1,163,278	58	1,562,791	53	1,614,487	50	1,964,109
住宅改修費	115	9,312,296	131	10,501,182	112	9,761,923	102	8,686,027
(介護給付)	62	5,729,413	68	5,268,113	61	4,796,094	56	4,728,115
(予防給付)	53	3,582,883	63	5,233,069	51	4,965,829	46	3,957,912
介護予防支援・居宅介護支援	16,852	212,457,287	16,711	211,177,412	16,597	208,395,687	16,493	206,791,538
(居宅介護支援)	12,639	192,645,791	12,529	191,537,587	12,417	188,813,265	12,274	186,987,271
(介護予防支援)	4,213	19,811,496	4,182	19,639,825	4,180	19,582,422	4,219	19,804,267
地域密着型(介護予防)サービス	3,539	429,259,344	3,515	442,665,201	3,346	417,743,786	3,323	403,865,566
(介護給付)	3,507	427,022,105	3,482	440,447,988	3,321	416,018,426	3,298	401,995,364
(予防給付)	32	2,237,239	33	2,217,213	25	1,725,360	25	1,870,202
定期巡回・随時対応訪問介護看護	145	25,997,190	149	27,199,873	150	27,451,500	150	27,296,207
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	210	24,136,401	201	25,117,617	185	21,652,315	194	21,898,694
(介護給付)	210	24,136,401	201	25,117,617	185	21,652,315	194	21,898,694
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	344	67,960,638	338	66,788,267	321	64,301,341	321	63,937,117
(介護給付)	313	65,882,107	306	64,808,897	297	62,746,351	297	62,277,473
(予防給付)	31	2,078,531	32	1,979,370	24	1,554,990	24	1,659,644
認知症対応型共同生活介護	469	120,175,562	495	131,310,706	479	126,889,602	479	115,674,730
(介護給付)	468	120,016,854	494	131,072,863	478	126,719,232	478	115,464,172
(予防給付)	1	158,708	1	237,843	1	170,370	1	210,558
地域密着型特定施設	49	9,729,880	51	10,816,317	50	10,814,739	50	9,772,513
地域密着型介護老人福祉施設	70	20,180,940	71	20,359,545	73	20,331,740	71	19,003,112
複合型サービス	63	19,649,208	62	19,217,472	61	18,748,552	64	18,436,933
地域密着型通所介護	2,189	141,429,525	2,148	141,855,404	2,027	127,553,997	1,994	127,846,260
施設サービス	3,045	831,209,252	3,020	854,419,076	3,021	854,950,359	2,998	770,738,380
介護老人福祉施設	1,859	490,750,786	1,873	509,197,209	1,866	509,763,769	1,843	452,110,909
介護老人保健施設	1,156	330,174,972	1,116	333,757,806	1,124	333,074,082	1,125	307,778,610
介護療養型医療施設	23	8,244,131	24	8,991,068	24	9,274,247	24	8,427,812
介護医療院	7	2,039,363	7	2,472,993	7	2,838,261	6	2,421,049
特定入所者介護(予防)サービス費	2,857	94,102,087	2,843	97,974,974	2,788	97,094,076	2,671	86,075,113
(介護給付)	2,847	94,014,952	2,836	97,890,540	2,781	97,011,813	2,668	86,062,133
(予防給付)	10	87,135	7	84,434	7	82,263	3	12,980
計	70,191	3,330,383,113	69,492	3,371,140,647	68,579	3,285,617,255	68,123	3,108,986,539
(介護給付)	60,073	3,223,720,057	59,491	3,264,125,575	58,661	3,182,522,926	58,117	3,006,537,515
(予防給付)	10,118	106,663,056	10,001	107,015,072	9,918	103,094,329	10,006	102,449,024
高額介護(予防)サービス費	7,902	97,361,066	7,773	102,790,332	7,711	96,167,192	7,649	97,974,801
高額医療合算介護(予防)サービス費	18	727,951	10	382,831	41	583,439	8	275,873
審査支払手数料	66,701	3,601,854	66,014	3,564,756	65,190	3,520,260	64,883	3,503,682
合計	144,812	3,432,073,984	143,289	3,477,878,566	141,521	3,385,898,146	140,663	3,210,740,895

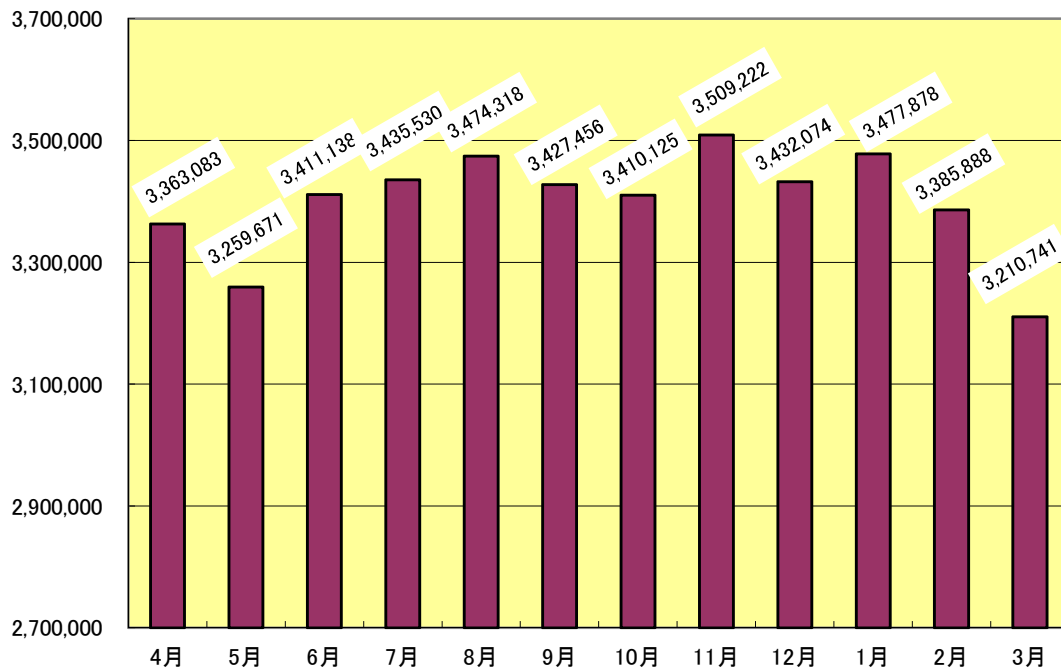
	令和2年度合計 A		令和元年度合計 B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	504,801	20,482,432,507	496,508	20,013,340,551	101.7%	102.3%
(介護給付)	438,073	19,574,924,966	430,955	19,116,351,116	101.7%	102.4%
(予防給付)	66,728	907,507,541	65,553	896,989,435	101.8%	101.2%
訪問通所サービス	378,371	16,610,940,252	376,137	16,211,340,579	100.6%	102.5%
(介護給付)	320,639	15,870,403,803	319,607	15,477,502,900	100.3%	102.5%
(予防給付)	57,732	740,536,449	56,530	733,837,679	102.1%	100.9%
訪問介護	86,122	7,291,755,258	84,233	6,782,751,042	102.2%	107.5%
(介護給付)	86,122	7,291,755,258	84,233	6,782,751,042	102.2%	107.5%
(予防給付)	0	0	0	0	-	-
訪問入浴介護	3,619	213,582,001	3,475	201,755,796	104.1%	105.9%
(介護給付)	3,606	213,294,190	3,463	201,440,180	104.1%	105.9%
(予防給付)	13	287,811	12	315,616	108.3%	91.2%
訪問看護	43,344	1,565,883,107	41,598	1,518,342,712	104.2%	103.1%
(介護給付)	36,730	1,384,787,459	35,131	1,338,428,121	104.6%	103.5%
(予防給付)	6,614	181,095,648	6,467	179,914,591	102.3%	100.7%
訪問リハビリテーション	14,318	484,018,228	13,597	455,532,877	105.3%	106.3%
(介護給付)	11,657	399,531,460	11,188	379,539,927	104.2%	105.3%
(予防給付)	2,661	84,486,768	2,409	75,992,950	110.5%	111.2%
通所介護	52,196	3,801,157,487	57,750	4,053,578,633	90.4%	93.8%
(介護給付)	52,196	3,802,612,587	57,752	4,054,690,660	90.4%	93.8%
(予防給付)	0	-1,455,100	-2	-1,112,027	0.0%	130.9%
通所リハビリテーション	25,540	1,518,561,509	26,919	1,549,787,718	94.9%	98.0%
(介護給付)	18,287	1,271,981,339	19,169	1,290,243,068	95.4%	98.6%
(予防給付)	7,253	246,580,170	7,750	259,544,650	93.6%	95.0%
福祉用具貸与	153,232	1,735,982,662	148,565	1,649,591,801	103.1%	105.2%
(介護給付)	112,041	1,506,441,510	108,671	1,430,409,902	103.1%	105.3%
(予防給付)	41,191	229,541,152	39,894	219,181,899	103.3%	104.7%
短期入所サービス(小計)	13,316	1,426,748,068	16,375	1,589,672,710	81.3%	89.8%
(介護給付)	13,126	1,419,235,634	16,099	1,580,542,295	81.5%	89.8%
(予防給付)	190	7,512,434	276	9,130,415	68.8%	82.3%
短期入所生活介護	12,231	1,330,777,641	15,051	1,474,724,974	81.3%	90.2%
(介護給付)	12,052	1,323,598,330	14,792	1,466,099,568	81.5%	90.3%
(予防給付)	179	7,179,311	259	8,625,406	69.1%	83.2%
短期入所療養介護	1,085	95,970,427	1,324	114,947,736	81.9%	83.5%
(介護給付・老健)	1,074	95,637,304	1,307	114,442,727	82.2%	83.6%
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	-	-
(予防給付・老健)	11	333,123	17	505,009	64.7%	66.0%
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	-	-
居宅療養管理指導	103,882	811,476,879	95,494	743,328,357	108.8%	109.2%
(介護給付)	96,473	758,657,971	88,112	690,617,684	109.5%	109.9%
(予防給付)	7,409	52,818,908	7,382	52,710,673	100.4%	100.2%
特定施設入居者生活介護	9,232	1,633,267,308	8,502	1,468,998,905	108.6%	111.2%
(介護給付)	7,835	1,526,627,558	7,137	1,367,688,237	109.8%	111.6%
(予防給付)	1,397	106,639,750	1,365	101,310,668	102.3%	105.3%
福祉用具購入	1,817	59,362,595	1,901	59,767,038	95.6%	99.3%
(介護給付)	1,271	43,674,356	1,297	43,106,603	98.0%	101.3%
(予防給付)	546	15,688,239	604	16,660,435	90.4%	94.2%
住宅改修費	1,432	121,800,306	1,808	146,809,462	79.2%	83.0%
(介護給付)	830	69,802,026	1,038	80,853,836	80.0%	86.3%
(予防給付)	602	51,998,280	770	65,955,626	78.2%	78.8%
介護予防支援・居宅介護支援	197,312	2,478,954,766	194,065	2,419,810,162	101.7%	102.4%
(居宅介護支援)	147,667	2,245,967,342	145,894	2,193,318,275	101.2%	102.4%
(介護予防支援)	49,645	232,987,424	48,171	226,491,887	103.1%	102.9%
地域密着型(介護予防)サービス	40,933	5,105,533,805	42,314	4,946,286,769	96.7%	103.2%
(介護給付)	40,576	5,082,190,090	41,911	4,921,115,376	96.8%	103.3%
(予防給付)	357	23,343,715	403	25,171,393	88.6%	92.7%
定期巡回・随時対応訪問介護看護	1,738	316,406,933	1,724	302,777,240	100.8%	104.5%
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	2,422	281,357,757	2,823	305,595,303	85.8%	92.1%
(介護給付)	2,421	281,347,266	2,813	304,952,056	86.1%	92.3%
(予防給付)	1	10,491	10	643,247	10.0%	1.6%
小規模多機能型居宅介護	3,974	786,786,923	3,946	746,093,887	100.7%	105.5%
(介護給付)	3,623	764,297,210	3,553	721,565,741	102.0%	105.9%
(予防給付)	351	22,489,713	393	24,528,146	89.3%	91.7%
認知症対応型共同生活介護	5,754	1,499,030,221	5,524	1,413,863,622	104.2%	106.0%
(介護給付)	5,749	1,498,186,710	5,524	1,413,863,622	104.1%	106.0%
(予防給付)	5	843,511	0	0	-	-
地域密着型特定施設	567	114,514,480	557	109,906,231	101.8%	104.2%
地域密着型介護老人福祉施設	860	242,632,643	863	239,579,932	99.7%	101.3%
複合型サービス	691	208,146,770	644	194,890,151	107.3%	106.8%
地域密着型通所介護	24,927	1,656,658,078	26,233	1,633,580,403	95.0%	101.4%
施設サービス	36,149	10,030,119,630	34,825	9,477,080,497	103.8%	105.8%
介護老人福祉施設	22,293	5,954,770,954	21,200	5,571,313,778	105.2%	106.9%
介護老人保健施設	13,516	3,947,540,350	13,354	3,803,545,934	101.2%	103.8%
介護療養型医療施設	265	99,910,067	215	80,387,976	123.3%	124.3%
介護医療院	75	27,898,259	56	21,832,809	133.9%	127.8%
特定入所者介護(予防)サービス費	33,173	1,133,319,058	33,510	1,087,923,352	99.0%	104.2%
(介護給付)	33,077	1,132,288,104	33,387	1,087,031,298	99.1%	104.2%
(予防給付)	96	1,030,954	123	892,054	78.0%	115.6%
計	815,617	39,411,522,667	804,931	38,151,017,831	101.3%	103.3%
(介護給付)	697,643	38,178,966,514	689,307	36,918,857,001	101.2%	103.4%
(予防給付)	117,974	1,232,556,153	115,624	1,232,160,830	102.0%	100.0%
高額介護(予防)サービス費	93,302	1,170,584,090	82,983	1,061,373,163	112.4%	110.3%
高額医療合算介護(予防)サービス費	5,053	173,155,791	4,745	169,364,931	106.5%	102.2%
審査支払手数料	775,211	41,861,394	763,673	41,238,342	101.5%	101.5%
合計	1,689,183	40,797,123,942	1,656,332	39,422,994,267	102.0%	103.5%

	平成30年度合計		平成29年度合計		平成28年度合計		平成27年度合計		平成26年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	476,451	19,174,813,538	486,354	19,535,605,730	504,427	19,449,351,346	497,446	19,976,882,827	466,019	19,254,077,139
〔介護給付〕	418,394	18,404,728,970	402,030	18,096,926,341	384,962	17,130,292,108	383,896	17,716,954,862	358,702	16,864,776,002
〔予防給付〕	58,057	770,084,568	84,324	1,438,679,389	119,465	2,319,059,238	113,550	2,259,927,965	107,317	2,389,301,137
訪問通所サービス	363,232	15,633,994,193	383,443	16,176,998,270	408,313	16,255,974,901	406,778	16,833,609,226	385,137	16,270,247,289
〔介護給付〕	313,002	14,997,763,459	306,247	14,870,604,744	295,279	14,058,588,494	299,139	14,687,684,748	283,645	14,021,999,693
〔予防給付〕	50,230	636,230,734	77,196	1,306,393,526	113,034	2,197,386,407	107,639	2,145,924,478	101,492	2,248,247,596
訪問介護	84,609	6,590,642,607	104,096	6,926,145,571	122,168	6,798,678,219	119,934	6,622,297,518	117,536	6,321,857,829
〔介護給付〕	84,594	6,590,405,967	84,438	6,532,344,747	81,983	6,004,496,810	79,409	5,811,009,128	76,850	5,476,881,666
〔予防給付〕	15	236,640	19,658	393,800,824	40,185	794,181,409	40,525	811,288,390	40,686	844,976,163
訪問入浴介護	3,591	211,482,991	3,543	203,809,387	3,451	198,490,872	3,465	196,945,509	3,668	203,340,332
〔介護給付〕	3,576	211,094,145	3,520	203,214,068	3,408	197,170,334	3,438	196,010,327	3,638	202,170,729
〔予防給付〕	15	388,846	23	595,319	43	1,320,538	27	935,182	30	1,169,603
訪問看護	39,089	1,436,654,145	35,703	1,307,564,160	33,539	1,243,397,368	31,258	1,170,317,303	29,614	1,127,628,053
〔介護給付〕	33,354	1,275,166,276	30,983	1,173,485,851	28,981	1,110,719,928	27,024	1,049,468,733	25,925	1,020,807,474
〔予防給付〕	5,735	161,487,869	4,720	134,078,309	4,558	132,677,440	4,234	120,848,570	3,689	106,820,579
訪問リハビリテーション	12,628	415,983,655	12,029	398,960,438	10,398	334,233,169	8,876	270,956,857	8,663	258,318,596
〔介護給付〕	10,596	353,147,945	10,130	341,969,826	8,734	285,416,419	7,423	228,366,727	7,219	217,277,341
〔予防給付〕	2,032	62,835,710	1,899	56,990,612	1,664	48,816,750	1,453	42,590,130	1,444	41,041,255
通所介護	57,595	3,941,269,775	69,994	4,336,789,106	90,508	4,861,966,242	105,736	5,921,666,907	97,152	5,729,652,558
〔介護給付〕	57,576	3,941,525,408	57,551	3,989,184,801	58,423	3,971,109,452	75,000	5,048,505,101	69,051	4,784,121,628
〔予防給付〕	19	-255,633	12,443	347,604,305	32,085	890,856,790	30,736	873,161,806	28,101	945,530,930
通所リハビリテーション	24,308	1,454,858,902	23,810	1,492,796,185	21,838	1,400,251,138	20,022	1,315,411,156	19,857	1,367,171,604
〔介護給付〕	18,147	1,244,435,916	18,026	1,301,520,600	16,906	1,237,077,702	15,672	1,168,243,457	15,798	1,196,131,789
〔予防給付〕	6,161	210,422,986	5,784	191,275,585	4,932	163,173,436	4,350	147,167,699	4,059	171,039,815
福祉用具貸与	141,412	1,583,102,118	134,268	1,510,933,423	126,411	1,418,957,893	117,487	1,336,013,976	106,647	1,262,278,317
〔介護給付〕	105,159	1,381,987,802	101,599	1,328,884,851	98,844	1,252,597,849	91,173	1,186,081,275	85,164	1,124,609,066
〔予防給付〕	36,253	201,114,316	32,669	182,048,572	29,567	166,360,044	26,314	149,932,701	23,483	137,669,251
短期入所サービス(小計)	16,656	1,580,859,076	16,178	1,522,773,659	16,015	1,499,597,680	16,236	1,541,352,493	15,663	1,463,803,755
〔介護給付〕	16,405	1,573,193,837	15,912	1,513,094,697	15,765	1,492,003,390	15,948	1,531,145,622	15,333	1,451,549,358
〔予防給付〕	251	7,665,239	266	9,678,962	250	7,594,290	288	10,206,871	330	12,254,397
短期入所生活介護	15,268	1,468,810,266	14,720	1,408,839,812	14,626	1,384,096,934	14,801	1,418,771,093	14,258	1,352,981,124
〔介護給付〕	15,029	1,461,614,676	14,456	1,399,416,569	14,393	1,377,029,506	14,528	1,409,031,856	13,942	1,341,161,318
〔予防給付〕	239	7,195,590	264	9,423,243	233	7,067,428	273	9,739,237	316	11,819,806
短期入所療養介護	1,388	112,048,810	1,456	113,933,847	1,389	115,500,746	1,435	122,581,400	1,405	110,822,631
〔介護給付-老健〕	1,376	111,579,161	1,432	112,794,365	1,372	112,973,884	1,420	122,113,766	1,391	112,388,040
〔介護給付-病院等〕	0	0	2	255,719	0	0	0	0	0	0
〔予防給付-老健〕	12	469,649	22	883,763	17	526,862	15	467,634	14	434,591
〔予防給付-病院等〕	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	89,044	682,764,126	79,558	614,255,100	73,386	557,304,953	68,201	518,752,900	59,173	454,519,851
〔介護給付〕	82,605	636,424,438	73,813	571,630,470	68,251	518,912,365	63,649	483,626,479	54,718	421,663,218
〔予防給付〕	6,436	46,339,688	5,745	42,624,630	5,135	38,392,588	4,712	35,126,421	4,455	32,856,633
特定施設入居者生活介護	7,519	1,277,196,143	7,175	1,221,578,701	6,713	1,136,473,812	6,231	1,082,968,206	6,046	1,065,506,244
〔介護給付〕	6,379	1,197,347,236	6,058	1,141,598,430	5,667	1,067,787,859	5,320	1,014,489,013	5,006	969,563,733
〔予防給付〕	1,140	79,848,907	1,117	79,982,271	1,046	75,885,953	911	68,479,195	1,040	95,942,511
福祉用具購入	1,796	55,124,774	1,944	59,802,935	2,030	59,587,353	2,020	61,068,960	2,105	61,441,859
〔介護給付〕	1,249	40,346,041	1,346	43,917,518	1,406	43,125,238	1,374	42,993,396	1,411	44,557,973
〔予防給付〕	547	14,778,733	598	15,885,417	624	16,462,115	646	18,075,564	694	16,883,886
住宅改修費	1,650	131,768,712	1,776	148,113,774	1,805	148,082,842	1,825	159,525,920	1,833	159,066,166
〔介護給付〕	958	76,636,136	1,029	84,923,623	1,042	84,476,162	1,056	93,336,547	1,063	90,526,865
〔予防給付〕	692	55,132,576	747	63,190,151	763	63,606,680	769	66,189,373	770	68,539,301
介護予防支援・居宅介護支援	186,887	2,336,902,684	197,289	2,315,390,518	211,743	2,351,762,363	203,000	2,278,238,331	192,901	2,161,761,693
〔居宅介護支援〕	143,392	1,132,497,077	141,187	2,052,471,538	136,916	1,999,564,742	130,492	1,937,327,477	123,591	1,847,286,613
〔介護予防支援〕	43,495	204,405,607	56,102	262,918,980	74,827	352,197,621	72,508	340,910,854	69,310	314,475,080
地域密着型(介護予防)サービス	40,973	4,688,691,947	38,394	4,314,297,399	34,681	3,880,322,463	11,969	2,334,848,786	9,576	1,938,241,934
〔介護給付〕	40,622	4,664,932,210	38,130	4,297,284,271	34,485	3,867,764,226	11,835	2,327,966,446	9,507	1,934,371,541
〔予防給付〕	351	23,759,737	264	17,013,128	196	12,558,237	134	6,882,340	69	3,870,393
定期巡回・随時対応訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	1,551	264,147,619	916	148,743,973	924	143,549,423	880	141,668,449	343	52,196,007
認知症対応型通所介護	2,853	309,316,120	2,927	327,203,065	2,881	312,716,150	3,017	312,187,348	2,668	283,387,195
〔介護給付〕	2,838	309,074,326	2,912	326,463,561	2,862	312,993,191	3,003	311,747,924	2,668	283,387,195
〔予防給付〕	15	1,241,794	15	739,504	19	422,959	14	439,424	0	0
小規模多機能型居宅介護	3,480	629,570,758	2,894	542,812,153	2,486	465,430,415	1,825	339,736,047	1,021	203,482,325
〔介護給付〕	3,160	610,681,010	2,651	527,838,877	2,312	454,708,035	1,706	333,308,874	953	199,787,622
〔予防給付〕	320	18,909,748	243	14,973,276	174	10,722,380	119	6,427,173	68	3,714,703
認知症対応型共同生活介護	5,416	1,358,317,325	5,213	1,308,827,946	4,975	1,232,521,392	4,974	1,244,663,771	4,661	1,189,104,095
〔介護給付〕	5,400	1,354,709,130	5,207	1,307,527,598	4,969	1,231,108,494	4,973	1,244,648,028	4,660	1,188,948,405
〔予防給付〕	16	3,608,195	6	1,300,348	6	1,412,898	1	15,743	1	155,690
地域密着型特定施設	557	111,077,816	490	99,266,802	495	95,849,275	456	86,573,162	349	70,476,807
地域密着型介護老人福祉施設	874	244,156,013	877	237,729,851	851	226,864,756	791	204,962,329	534	139,595,505
複合型サービス	659	189,709,197	545	122,295,406	186	41,180,896	26	5,057,680		
地域密着型通所介護	25,583	1,582,397,099	24,532	1,527,418,203	21,886	1,362,210,156				
施設サービス	34,591	9,134,898,005	32,542	8,447,292,974	32,158	8,298,981,685	31,602	8,209,255,868	31,712	8,381,195,164
介護老人福祉施設	21,039	5,383,451,172	19,475	4,889,368,854	18,896	4,651,787,315	18,259	4,557,556,698	17,955	4,555,574,984
介護老人保健施設	13,255	3,648,513,309	12,578	3,379,663,720	12,336	3,298,176,405	12,283	3,255,934,282	12,529	3,355,527,540
介護療養型医療施設	285	98,667,889	489	178,262,400	926	349,118,325	1,060	396,764,888	1,228	470,092,640
特定入所者介護(予防)サービス費	32,794	1,035,497,306	32,378	990,760,782	31,689	1,030,431,975	32,972	1,113,049,066	34,527	1,114,273,174
〔介護給付〕	32,706	1,034,947,456	32,222	989,903,172	31,597	1,029,922,905	32,815	1,111,740,191	34,307	1,112,047,874
〔予防給付〕	88	549,850	156	857,610	92	609,070	157			

	平成25年度合計		平成24年度合計		平成23年度合計		平成22年度合計		平成21年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	440,980	18,157,466,265	407,929	16,845,052,262	380,516	15,828,764,552	350,569	14,831,072,572	323,460	13,721,418,325
(介護給付)	341,397	15,945,019,685	320,112	14,894,898,485	305,966	14,161,361,698	287,511	13,389,254,590	263,080	12,307,772,616
(予防給付)	99,583	2,212,446,580	87,817	1,950,153,777	74,550	1,667,402,854	63,058	1,441,817,982	60,380	1,413,645,709
訪問通所サービス	364,517	15,389,103,444	338,820	14,344,521,493	319,051	13,463,010,029	295,811	12,571,505,776	274,673	11,602,550,597
(介護給付)	270,505	13,315,160,577	255,786	12,513,529,044	248,264	11,901,564,059	236,148	11,238,776,338	217,878	10,319,339,822
(予防給付)	94,012	2,073,942,867	83,034	1,830,992,449	70,787	1,561,445,970	59,663	1,332,729,438	56,795	1,283,210,775
訪問介護	115,315	6,076,621,329	110,995	5,740,592,448	107,339	5,441,127,737	102,876	5,174,632,696	98,491	4,857,508,907
(介護給付)	75,069	5,240,007,744	72,572	4,949,179,849	72,074	4,743,419,314	70,503	4,534,433,343	66,566	4,229,109,890
(予防給付)	40,246	836,613,585	38,423	791,412,599	35,265	697,708,423	32,373	640,199,353	31,925	628,399,017
訪問入浴介護	3,751	204,501,924	3,857	212,861,492	3,896	212,418,655	3,604	193,519,284	3,335	182,670,096
(介護給付)	3,723	203,359,460	3,838	212,010,311	3,882	211,966,114	3,600	193,371,254	3,332	182,620,755
(予防給付)	28	1,142,464	19	851,181	14	452,541	4	148,030	3	49,341
訪問看護	28,544	1,090,579,258	26,184	1,006,911,413	24,750	927,810,468	23,467	876,901,239	21,865	809,036,898
(介護給付)	25,200	995,524,065	23,286	928,549,683	22,028	855,568,719	21,293	819,560,106	19,636	752,081,788
(予防給付)	3,344	95,055,193	2,898	78,361,730	2,722	72,241,749	2,174	57,341,133	2,229	56,954,910
訪問リハビリテーション	8,148	234,926,057	7,125	195,329,529	7,129	189,358,942	6,483	169,656,594	5,570	132,942,681
(介護給付)	6,936	202,089,193	6,097	169,230,540	6,288	168,841,026	5,806	153,651,667	5,099	122,774,643
(予防給付)	1,212	32,836,864	1,028	26,098,989	841	20,517,916	677	16,004,927	471	10,168,038
通所介護	88,592	5,286,043,251	79,316	4,786,956,951	72,219	4,394,230,170	63,993	3,972,402,910	57,522	3,549,737,565
(介護給付)	63,745	4,459,932,246	58,528	4,090,799,203	55,598	3,816,620,224	50,677	3,496,787,045	44,965	3,100,093,836
(予防給付)	24,847	826,111,005	20,788	696,157,748	16,621	577,609,946	13,316	475,615,865	12,557	449,643,729
通所リハビリテーション	18,791	1,312,433,482	17,945	1,297,218,776	17,151	1,262,138,282	15,991	1,227,364,967	15,812	1,188,222,764
(介護給付)	15,076	1,156,683,001	14,889	1,165,449,384	14,533	1,150,116,092	14,027	1,141,925,233	13,796	1,098,640,838
(予防給付)	3,715	155,750,481	3,056	131,769,392	2,618	112,022,200	1,964	85,439,734	2,016	89,582,126
福祉用具貸与	101,376	1,183,998,143	93,398	1,104,650,884	86,567	1,035,925,775	79,937	957,028,086	72,078	882,431,886
(介護給付)	80,756	1,057,564,848	76,576	998,310,074	73,861	955,032,580	70,242	899,047,690	64,484	834,018,272
(予防給付)	20,620	126,433,295	16,822	106,340,810	12,706	80,893,195	9,155	57,980,396	7,594	48,413,614
短期入所サービス(小計)	15,285	1,329,042,055	13,979	1,120,750,569	13,744	1,042,374,656	13,066	999,156,929	12,278	932,438,085
(介護給付)	14,979	1,317,907,240	13,785	1,115,003,102	13,528	1,036,044,894	12,859	992,935,628	12,062	925,365,333
(予防給付)	306	11,134,815	194	5,747,467	216	6,329,762	207	6,221,301	216	7,072,752
短期入所生活介護	13,739	1,208,728,660	11,905	973,721,750	11,684	904,307,270	11,022	866,192,859	10,245	792,025,153
(介護給付)	13,444	1,197,941,615	11,738	969,000,019	11,528	900,276,527	10,867	861,953,110	10,084	787,069,383
(予防給付)	295	10,786,045	167	4,721,731	156	4,030,743	155	4,239,749	161	4,955,770
短期入所療養介護	1,546	120,312,395	2,074	147,028,819	2,060	138,067,386	2,044	132,964,070	2,033	140,412,932
(介護給付-老健)	1,535	119,965,625	2,047	146,003,083	2,000	135,768,367	1,992	130,982,518	1,978	138,295,950
(介護給付-病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付-老健)	11	346,770	27	1,025,736	60	2,299,019	52	1,981,552	55	2,116,982
(予防給付-病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	55,273	428,301,762	49,433	387,909,178	42,142	343,996,035	36,136	301,168,205	31,076	263,007,435
(介護給付)	51,111	397,205,126	45,795	360,181,880	39,389	321,543,215	33,768	281,699,545	28,730	244,192,065
(予防給付)	4,162	31,096,636	3,638	27,727,298	2,753	22,452,820	2,368	19,468,660	2,346	18,815,370
特定施設入居者生活介護	5,905	1,011,019,004	5,697	991,871,022	5,579	979,383,832	5,556	959,241,662	5,433	923,422,208
(介護給付)	4,802	914,746,742	4,746	906,184,459	4,785	902,209,530	4,736	875,843,078	4,410	818,875,396
(予防給付)	1,103	96,272,262	951	85,686,563	794	77,174,302	820	83,398,583	1,023	104,546,812
福祉用具購入	2,210	66,414,035	2,129	65,049,487	2,227	68,596,006	2,231	67,991,389	2,157	65,521,217
(介護給付)	1,510	47,581,646	1,504	47,987,456	1,610	52,506,640	1,681	53,350,020	1,588	50,401,731
(予防給付)	700	18,832,389	625	17,062,031	617	16,089,366	550	14,641,369	569	15,119,486
住宅改修費	1,795	167,510,213	1,858	167,499,233	1,742	163,952,571	1,552	144,330,967	1,582	149,808,577
(介護給付)	997	90,307,990	1,074	92,995,587	1,089	99,917,198	1,066	98,608,664	1,044	97,388,871
(予防給付)	798	77,202,223	784	74,503,646	653	64,035,373	486	45,722,303	538	52,419,646
介護予防支援-居宅介護支援	183,016	2,039,846,687	168,430	1,919,743,527	162,886	1,852,306,237	153,050	1,747,975,481	143,201	1,570,561,421
(介護給付)	117,589	1,743,765,365	109,743	1,653,402,653	110,965	1,616,736,157	107,512	1,541,319,730	99,312	1,373,281,775
(介護予防支援)	65,427	296,081,322	58,687	266,340,874	51,921	235,570,080	45,538	206,655,751	43,889	197,279,646
地域密着型(介護予防)サービス	8,928	1,789,658,656	8,960	1,763,903,007	8,688	1,661,506,682	8,793	1,595,329,822	7,702	1,400,140,643
(介護給付)	8,877	1,785,130,714	8,921	1,761,837,055	8,659	1,659,598,081	8,745	1,592,462,238	7,671	1,398,534,314
(予防給付)	51	4,527,942	39	2,065,952	29	1,908,601	48	2,867,584	31	1,606,329
定期巡回・随時対応訪問介護看護	32	3,280,974	32	3,280,974	32	3,280,974	32	3,280,974	32	3,280,974
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	2,729	286,377,390	2,886	296,212,614	3,035	296,567,997	3,095	305,639,815	3,220	316,952,879
(介護給付)	2,724	286,249,373	2,870	295,648,170	3,029	296,447,368	3,076	305,057,956	3,193	316,179,009
(予防給付)	5	128,017	16	563,444	6	120,629	19	565,919	27	773,870
小規模多機能型居宅介護	839	163,500,055	812	161,366,175	859	174,785,559	787	154,799,650	611	123,008,825
(介護給付)	803	161,456,186	789	159,863,667	836	172,997,587	758	152,497,985	611	123,008,825
(予防給付)	36	2,043,869	23	1,502,508	23	1,787,972	29	2,301,665	0	0
認知症対応型共同生活介護	4,460	1,132,488,319	4,392	1,102,604,296	3,927	985,786,083	4,063	936,475,590	3,384	838,223,662
(介護給付)	4,450	1,130,132,263	4,392	1,102,604,296	3,927	985,786,083	4,063	936,475,590	3,380	837,391,203
(予防給付)	10	2,356,056	0	0	0	0	0	0	4	832,459
地域密着型特定施設	344	70,159,104	342	69,405,343	341	67,351,243	306	58,029,403	9	1,307,905
地域密着型介護老人福祉施設	524	133,852,814	528	134,314,579	526	137,015,800	542	140,385,364	478	120,647,372
複合型サービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設サービス	31,438	8,235,978,040	30,467	8,005,546,642	30,019	7,903,593,365	30,813	8,155,016,345	31,396	8,364,743,391
介護老人福祉施設	17,241	4,339,331,045	16,016	4,017,184,500	15,231	3,805,889,300	15,568	3,895,035,105	15,944	4,013,153,511
介護老人保健施設	12,799	3,366,712,372	12,850	3,394,480,116	13,088	3,466,765,980	13,320	3,543,412,731	12,946	3,440,815,831
介護療養型医療施設	1,398	529,934,623	1,601	593,882,026	1,700	630,938,085	1,925	716,568,509	2,506	910,774,049
特定入所者介護(予防)サービス費	33,852	1,055,867,801	31,359	960,682,474	30,641	898,521,815	30,121	904,414,593	28,942	880,887,833
(介護給付)	33,665	1,053,993,896	31,266	960,088,774	30,509	897,918,235	29,999	903,652,353	28,616	880,027,183
(予防給付)	187	1,873,905	93	599,200	132	603,580	123	762,240	126	860,650
計	702,219	31,512,741,697	651,132	29,727,476,632	616,719					

(単位:千円)

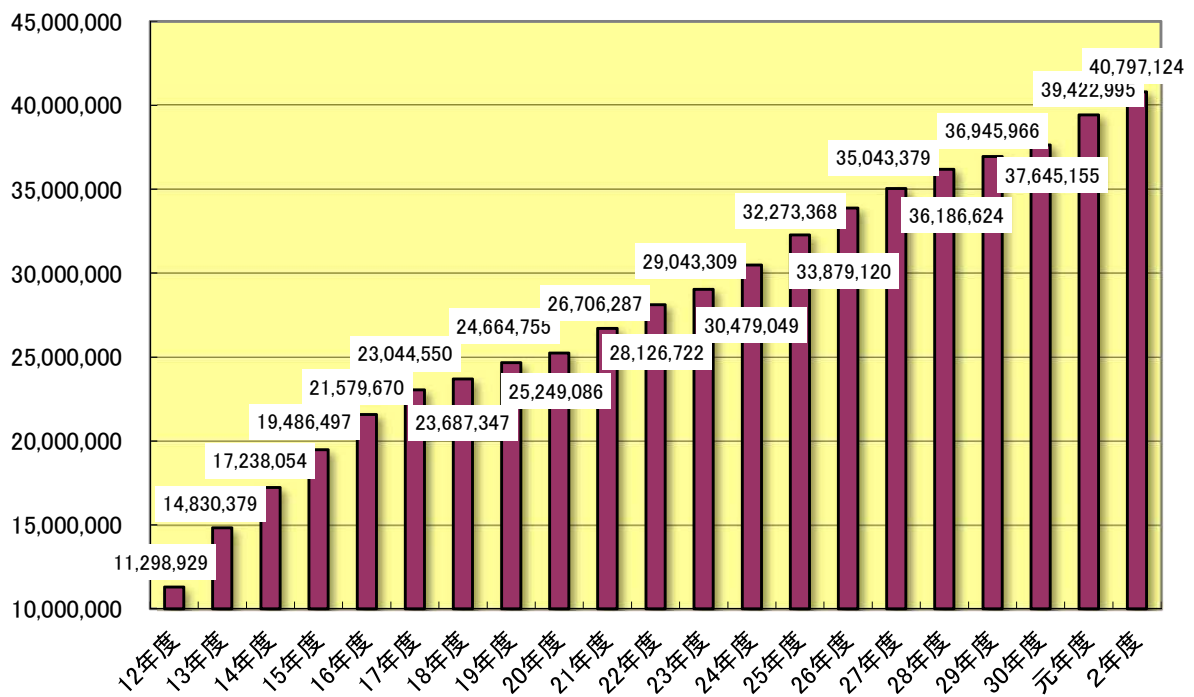
保険給付費 月別推移



(審査月)

(単位:千円)

保険給付費合計 年度別推移



4 負担割合証交付状況 (各年度 3月31日現在)
(単位:人)

	1割	2割	3割	合計
30年度	26,068	1,330	953	28,351
元年度A	26,677	1,357	956	28,990
2年度B	26,919	1,330	919	29,168
前年度比B/A	100.9%	98.0%	96.1%	100.6%

5 減免認定状況

(1) 食費・居住費に係る負担額限度額認定

(単位:件)

		介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着型 サービス	その他	合計	前年度比 B/A
		30年度	第1段階	172	146	5	0	614
	第2段階	247	128	5	5	491	876	
	第3段階	820	467	6	38	1,766	3,097	
	小計	1,239	741	16	43	2,871	4,910	
元年度A	第1段階	187	205	7	0	590	989	105.5%
	第2段階	246	138	3	10	488	885	101.0%
	第3段階	886	476	7	35	1,798	3,202	103.4%
	小計	1,319	819	17	45	2,876	5,076	103.4%
2年度B	第1段階	165	162	6	0	527	860	87.0%
	第2段階	260	131	4	11	460	866	97.9%
	第3段階	908	479	6	35	1,698	3,126	97.6%
	小計	1,333	772	16	46	2,685	4,852	95.6%

(2) 利用者負担減額・免除認定

(単位:件)

	法定	災害	合計
30年度	0	3	3
元年度	0	0	-
2年度	5	1	6

(3) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定

(単位:件)

	特定標準負担		合計	前年度比 B/A
	30年度	第1段階		
	第2段階	6		
	第3段階	2		
	課税	0		
元年度A	第1段階	0	5	62.5%
	第2段階	5		
	第3段階	0		
	課税	0		
2年度B	第1段階	1	4	80.0%
	第2段階	3		
	第3段階	0		
	課税	0		

(単位:件)

	減免 (本人負担 3~10%)	免除 (本人負担 0%)	合計
30年度	7	1	8
元年度	4	1	5
2年度	3	1	4

※ 旧措置入所者は課税対象者も認定者として含まれる。

6 高額介護(予防)サービス費支給状況

			世帯合算	その他	合計	前年度比
30 年度	第1段階 (上限額:15,000円)	件数(件)	28	18,976	19,004	
		支給額(円)	471,597	192,604,689	193,076,286	
	第2段階 (上限額:15,000円)	件数(件)	1,466	34,752	36,218	
		支給額(円)	15,198,240	431,277,666	446,475,906	
	第3段階 (上限額:24,600円)	件数(件)	1,698	12,038	13,736	
		支給額(円)	14,289,645	85,145,833	99,435,478	
	第4段階 (上限額:44,400円)	件数(件)	3,365	4,621	7,986	
		支給額(円)	39,391,266	90,428,569	129,819,835	
	第5段階 (上限額:44,400円)	件数(件)	※平成29年8月の制度改正により、第4段階と第5段階の 上限額が同額となったため、第4段階に合算している。			
		支給額(円)				
小計	件数(件)	6,557	70,387	76,944		
	支給額(円)	69,350,748	799,456,757	868,807,505		
元 年度	第1段階 (上限額:15,000円)	件数(件)	1	20,774	20,775	109.3%
		支給額(円)	5,486	223,874,446	223,879,932	116.0%
	第2段階 (上限額:15,000円)	件数(件)	1,806	39,036	40,842	112.8%
		支給額(円)	19,164,171	498,674,007	517,838,178	116.0%
	第3段階 (上限額:24,600円)	件数(件)	2,318	13,742	16,060	116.9%
		支給額(円)	21,039,833	102,650,034	123,689,867	124.4%
	第4段階 (上限額:44,400円)	件数(件)	3,759	5,580	9,339	116.9%
		支給額(円)	46,135,637	143,736,852	189,872,489	146.3%
	第5段階 (上限額:44,400円)	件数(件)	※平成29年8月の制度改正により、第4段階と第5段階の 上限額が同額となったため、第4段階に合算している。			
		支給額(円)				
小計	件数(件)	7,884	79,132	87,016	113.1%	
	支給額(円)	86,345,127	968,935,339	1,055,280,466	121.5%	
2 年度	第1段階 (上限額:15,000円)	件数(件)	7	21,069	21,076	101.4%
		支給額(円)	85,149	240,263,298	240,348,447	107.4%
	第2段階 (上限額:15,000円)	件数(件)	1,593	41,836	43,429	106.3%
		支給額(円)	15,053,165	555,991,247	571,044,412	110.3%
	第3段階 (上限額:24,600円)	件数(件)	2,682	15,990	18,672	116.3%
		支給額(円)	24,304,916	123,879,177	148,184,093	119.8%
	第4段階 (上限額:44,400円)	件数(件)	3,833	6,087	9,920	106.2%
		支給額(円)	50,101,577	154,176,139	204,277,716	107.6%
	第5段階 (上限額:44,400円)	件数(件)	※平成29年8月の制度改正により、第4段階と第5段階の 上限額が同額となったため、第4段階に合算している。			
		支給額(円)				
小計	件数(件)	8,115	84,982	93,097	107.0%	
	支給額(円)	89,544,807	1,074,309,861	1,163,854,668	110.3%	

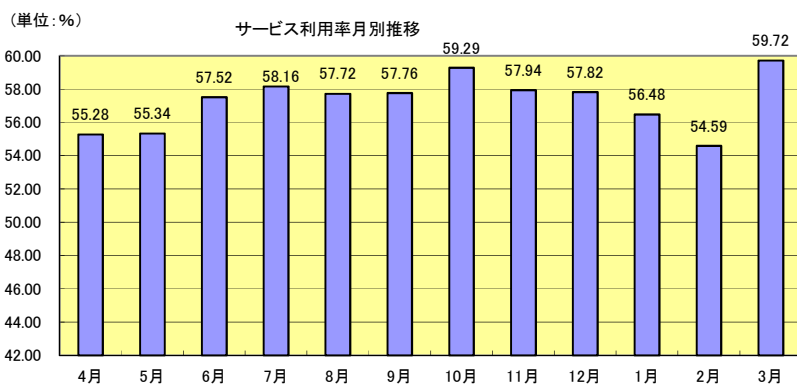
7 高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況

		国民健康保険 加入者	後期高齢者医療 加入者	その他医療保険 加入者	合計	前年度比
30 年度	件数(件)	138	2,654	0	2,792	46.3%
	支給額(円)	5,382,988	82,747,190	0	88,130,178	43.8%
元 年度	件数(件)	124	4,621	0	4,745	169.9%
	支給額(円)	4,911,212	164,453,719	0	169,364,931	192.2%
2 年度	件数(件)	139	4,914	0	5,053	106.5%
	支給額(円)	4,928,103	168,227,688	0	173,155,791	102.2%

8 居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率

	支給限度額 (単位)	4月			5月			6月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,032	1,597	2,781,834	34.62	1,593	2,790,439	34.81	1,614	2,834,198	34.90
要支援2	10,531	2,703	6,561,968	23.05	2,735	6,695,462	23.25	2,762	7,195,712	24.74
要介護1	16,765	3,721	30,047,539	48.17	3,768	29,961,160	47.43	3,852	32,470,559	50.28
要介護2	19,705	4,095	44,933,161	55.68	4,121	45,913,920	56.54	4,140	47,914,639	58.73
要介護3	27,048	2,418	38,582,950	58.99	2,437	39,016,144	59.19	2,419	39,693,167	60.67
要介護4	30,938	1,801	35,987,012	64.59	1,837	36,588,503	64.38	1,810	38,057,282	67.96
要介護5	36,217	1,305	33,453,739	70.78	1,312	33,529,549	70.56	1,311	34,464,608	72.59
計(平均)	-	17,640	192,348,203	55.28	17,803	194,495,177	55.34	17,908	202,630,165	57.52

	支給限度額 (単位)	7月			8月			9月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,032	1,626	2,912,458	35.60	1,603	2,907,009	36.04	1,625	2,976,480	36.40
要支援2	10,531	2,737	7,190,054	24.95	2,699	6,976,162	24.54	2,694	7,223,362	25.46
要介護1	16,765	3,906	33,778,093	51.58	3,899	32,586,771	49.85	3,942	33,167,007	50.19
要介護2	19,705	4,146	48,555,259	59.43	4,114	47,402,958	58.47	4,092	47,663,811	59.11
要介護3	27,048	2,461	40,838,433	61.35	2,468	41,174,106	61.68	2,438	40,534,331	61.47
要介護4	30,938	1,836	38,564,152	67.89	1,808	37,832,140	67.63	1,828	38,562,863	68.19
要介護5	36,217	1,309	34,591,830	72.97	1,326	35,237,664	73.38	1,316	34,014,060	71.37
計(平均)	-	18,021	206,430,279	58.16	17,917	204,116,810	57.72	17,935	204,141,914	57.76



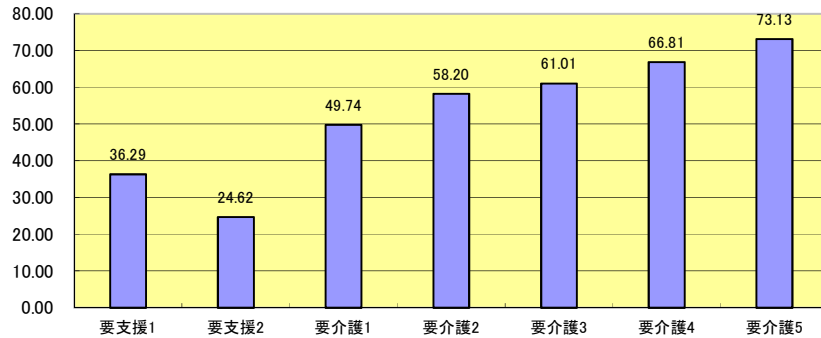
* 利用月ベース (単位:利用者数(人))

	支給限度額 (単位)	10月			11月			12月			1月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,032	1,618	3,025,820	37.16	1,638	3,126,777	37.94	1,636	3,083,509	37.46	1,635	3,013,567	36.63
要支援2	10,531	2,698	7,142,502	25.14	2,725	7,346,106	25.60	2,748	7,214,505	24.93	2,725	6,930,971	24.15
要介護1	16,765	3,919	34,572,700	52.62	3,977	32,886,836	49.32	3,988	33,447,657	50.03	3,959	31,767,977	47.86
要介護2	19,705	4,116	49,121,646	60.56	4,154	48,422,919	59.16	4,123	47,216,306	58.12	4,093	45,784,853	56.77
要介護3	27,048	2,409	41,211,957	63.25	2,450	40,431,815	61.01	2,475	41,575,670	62.11	2,469	39,975,764	59.86
要介護4	30,938	1,824	38,123,723	67.56	1,852	38,696,060	67.54	1,859	38,628,446	67.16	1,855	38,682,272	67.40
要介護5	36,217	1,294	35,376,755	75.49	1,312	35,686,747	75.10	1,308	35,307,189	74.53	1,277	34,009,511	73.54
計(平均)	-	17,878	208,575,103	59.29	18,108	206,597,260	57.94	18,137	206,473,282	57.82	18,013	200,164,915	56.48

	支給限度額 (単位)	2月			3月			年平均			年間累計	
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数
要支援1	5,032	1,635	2,979,051	36.21	1,649	3,115,552	37.55	1,622	2,962,225	36.29	19,469	35,546,694
要支援2	10,531	2,727	6,958,544	24.23	2,748	7,331,248	25.33	2,725	7,063,883	24.62	32,701	84,766,596
要介護1	16,765	3,940	31,208,991	47.25	3,979	34,752,204	52.10	3,904	32,553,958	49.74	46,850	390,647,494
要介護2	19,705	4,062	44,210,552	55.23	4,037	48,192,798	60.58	4,108	47,111,069	58.20	49,293	565,332,822
要介護3	27,048	2,452	38,038,126	57.35	2,456	43,289,893	65.17	2,446	40,363,530	61.01	29,352	484,362,356
要介護4	30,938	1,870	36,453,530	63.01	1,851	39,213,989	68.48	1,836	37,949,164	66.81	22,031	455,389,972
要介護5	36,217	1,277	33,099,852	71.57	1,286	35,369,351	75.94	1,303	34,511,738	73.13	15,633	414,140,855
計(平均)	-	17,963	192,948,646	54.59	18,006	211,265,035	59.72	17,944	202,515,566	57.30	215,329	2,430,186,789

(単位:%)

年平均 介護度別サービス利用率



9 一般施策

(1) 社会福祉法人による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業

低所得者で特に生計が困難である者に対して、社会福祉法人が利用者負担の軽減(10%の100分の25)を行なう場合、軽減分の2分の1を助成し、低所得者の経済的負担を軽減する。

	30年度	元年度	2年度
支給件数	31	24	25
支給額(円)	1,219,720	883,486	1,510,414

(2) 障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業

制度移行措置
対象者なし

障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用の際に境界層該当として定率負担額が0円となっていた者であって、平成18年4月1日以降に介護保険の対象となったものについて、当該サービスの利用者負担を0%とし、経済的負担の軽減を図る。

VI 地域支援事業 1

1 総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

令和2年度月別支給額(総合事業費)

* 決算に合致

審査月・支出決定月	4月		5月		6月		7月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	8,400	137,044,055	7,735	125,370,745	7,612	120,809,347	8,354	136,252,890
訪問型サービス事業	2,976	54,650,524	2,855	52,594,677	2,809	51,986,398	2,886	52,930,525
通所型サービス事業	2,727	69,719,497	2,389	61,052,191	2,220	56,723,010	2,743	70,464,738
介護予防ケアマネジメント事業	2,697	12,674,034	2,491	11,723,877	2,583	12,099,939	2,725	12,857,627
高額介護予防サービス費等相当事業	58	111,755	55	133,827	148	1,612,713	155	1,509,355
高額介護(予防)サービス費	58	111,755	55	133,827	62	138,243	75	179,540
高額医療合算介護(予防)サービス費	0	0	0	0	86	1,474,470	80	1,329,815
審査支払手数料	8,393	453,222	7,729	417,366	7,606	410,724	8,349	450,846
合計	16,851	137,609,032	15,519	125,921,938	15,366	122,832,784	16,858	138,213,091

審査月・支出決定月	8月		9月		10月		11月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	8,379	137,092,127	8,412	133,704,400	8,279	135,679,565	8,369	137,156,747
訪問型サービス事業	2,868	52,585,953	3,103	52,647,229	2,869	53,000,542	2,871	53,017,674
通所型サービス事業	2,812	71,771,952	2,685	68,739,240	2,758	70,161,415	2,821	71,490,140
介護予防ケアマネジメント事業	2,699	12,734,222	2,624	12,317,931	2,652	12,517,608	2,677	12,648,933
高額介護予防サービス費等相当事業	8,403	861,626	8,295	832,514	8,362	674,164	8,455	690,910
高額介護(予防)サービス費	14	20,734	114	263,608	85	195,904	93	239,362
高額医療合算介護(予防)サービス費	20	388,966	8	127,564	2	31,410	0	0
審査支払手数料	8,369	451,926	8,173	441,342	8,275	446,850	8,362	451,548
小計	25,151	138,405,679	24,880	134,978,256	24,916	136,800,579	25,186	138,299,205

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	8,499	138,741,099	8,335	136,078,892	8,028	130,775,781	8,084	129,925,421
訪問型サービス事業	2,944	53,777,951	2,918	53,800,317	2,868	52,836,566	2,933	50,901,110
通所型サービス事業	2,864	72,268,344	2,752	69,717,225	2,602	65,942,303	2,616	66,940,896
介護予防ケアマネジメント事業	2,691	12,694,804	2,665	12,561,350	2,558	11,996,912	2,535	12,083,415
高額介護予防サービス費等相当事業	8,589	728,240	8,404	638,170	8,115	608,775	7,982	591,019
高額介護(予防)サービス費	94	269,510	73	188,296	89	175,371	75	164,041
高額医療合算介護(予防)サービス費	0	0	0	0	0	0	0	0
審査支払手数料	8,495	458,730	8,331	449,874	8,026	433,404	7,907	426,978
合計	25,583	139,928,069	25,070	137,166,936	24,169	131,817,960	23,973	130,943,418

	令和2年度合計 A		令和元年度合計 B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	98,486	1,598,631,069	109,183	1,764,926,108	90.2%	90.6%
訪問型サービス事業	34,900	634,729,466	37,195	670,336,868	93.8%	94.7%
通所型サービス事業	31,989	814,990,951	36,670	928,110,370	87.2%	87.8%
介護予防ケアマネジメント事業	31,597	148,910,652	35,318	166,478,870	89.5%	89.4%
高額介護予防サービス費等相当事業	1,083	5,432,416	824	4,027,223	131.4%	134.9%
高額介護(予防)サービス費	887	2,080,191	650	1,786,954	136.5%	116.4%
高額医療合算介護(予防)サービス費	196	3,352,225	174	2,240,269	112.6%	149.6%
審査支払手数料	98,015	5,292,810	108,758	5,872,932	90.1%	90.1%
小計	197,584	1,609,356,295	218,765	1,774,826,263	90.3%	90.7%

(2) 生活支援サポーター養成研修

日常生活支援総合事業において、比較的軽度な状態にある要支援者等に対する支援者としての生活支援サポーターを養成する。

令和2年度 尼崎市生活支援サポーター養成研修修了者年代別一覧表

	修了者数	平均年齢	最高(最少)	年 代							
				10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
男	9	52.4歳	68歳(21歳)	0	1	0	3	2	3	0	0
女	23	58.6歳	79歳(33歳)	0	0	1	5	5	5	7	0
計	32	55.5歳	79歳(21歳)	0	1	1	8	7	8	7	0

2 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

(1) 住宅改修支援事業

福祉住環境コーディネーター等が行う住宅改修費申請に必要な理由書の作成業務に対し助成する。(1件2,000円)

(単位:件)

年度	30年度	元年度	2年度
支給件数	66	80	56
支給額(円)	132,000	160,000	112,000

(2) 介護サービス相談員派遣事業

介護サービスの適正化と質的な向上を図るため、介護保険施設入所者等を対象として介護相談員の派遣を行う。

ア 介護サービス相談員数(令和3年3月31日現在) 14人

イ 派遣先(令和3年3月31日現在)

介護老人福祉施設 21施設 介護老人保健施設 5施設

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 27施設

特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム) 1施設

(単位:件)

	活動件数 合計	活動内容					各年度末	
		面接	声かけ	気づき	相談	その他	相談員数	派遣先
30年度	26,075	12,417	13,367	281	5	5	11人	52箇所
元年度	25,404	11,495	13,532	373	4	0	14人	52箇所
2年度	0	0	0	0	0	0	14人	54箇所

※元年度の3月及び2年度は、コロナ禍により訪問活動中止

(3) 介護給付適正化事業

利用者に対する適切な介護サービスを確保・維持するとともに、不適切な介護給付費を削減することを目的に、ケアプラン点検や医療と介護の突合点検等の点検を行う。

なお、本市においてはサービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいが増加傾向にあるため、当該住宅に焦点を当てたケアプラン点検を実施する。

(単位:件)

項目	説明	単位	30年度	元年度	2年度
給付費通知の送付	介護保険サービスの利用者に給付実績に係る通知書を送付する。(年1回)	通知件数	22,046	22,776	22,927
ケアプラン点検	自立支援・重度化防止に資する適正なケアプランが作成されているか点検する。	点検件数	380	284	268
		指導件数	257	125	92
縦覧点検	複数月の給付実績を利用者単位で確認し、サービスの整合性を点検する。 (点検項目:初回加算、居宅療養管理指導)	点検件数	54	14	19
		過誤件数	48	13	17
医療情報との突合	医療と介護の重複請求を点検する。 (点検項目:福祉用具貸与)	点検件数	11	5	7
		過誤件数	9	5	5
給付適正化支援システムによる点検	介護給付適正化支援システムを活用し給付内容の整合性を点検する。 (点検項目:例外給付、認知症加算)	点検件数	138	129	86
		過誤件数	94	87	59

VII 地域支援事業 2

1 介護予防事業

一般高齢者施策

第1号被保険者全てを対象とした、介護予防に資する自発的な活動への支援、健康教育、健康相談等の取り組みを行う。

① いきいき100万歩運動事業費

介護が必要となる状態を予防するため、ウォーキングを奨励し、健康に対する意識啓発を行う。
(委託先: 社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

ア 申込者数

(ア) 男女別内訳

	申込者数(人)	構成比
男	4,014	43.4%
女	5,240	56.6%
合計	9,254	100.0%

※平成16年からの申込者総数9,254人(死亡・転出を含む)

(イ) 年度別申込者数

(単位: 人)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	累計
男	149	176	181	168	102	76	127	90	57	1,126
女	170	191	216	278	145	147	197	137	91	1,572
合計	319	367	397	446	247	223	324	227	148	2,698

(ウ) 月別内訳(令和2年度)

(単位: 人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
男	2	0	3	2	15	6	8	5	6	2	4	4	57
女	3	1	6	5	9	12	21	14	3	2	9	6	91
合計	5	1	9	7	24	18	29	19	9	4	13	10	148

(エ) 年代別内訳

(単位: 人)

	男	女	合計	構成比
90歳以上	275	474	749	9.9%
80~89歳	1,597	2,269	3,866	51.1%
70~79歳	1,086	1,630	2,716	35.9%
65~69歳	106	131	237	3.1%
合計	3,064	4,504	7,568	100.0%
構成比	40.5%	59.5%	100.0%	-

イ 達成者数

(単位: 人)

	男	女	合計	構成比
100万歩達成者	159	212	371	9.1%
(記念品: 帽子)	1,000	1,054	2,054	50.5%
70~79歳	745	775	1,520	37.4%
65~69歳	69	50	119	2.9%
合計	1,973	2,091	4,064	100.0%
構成比	48.5%	51.5%	100.0%	-

(単位: 人)

	男	女	合計	構成比
200万歩達成者	135	162	297	8.6%
(記念品: ウィンドブレーカー)	859	846	1,705	49.6%
70~79歳	672	667	1,339	38.9%
65~69歳	57	40	97	2.8%
合計	1,723	1,715	3,438	100.0%
構成比	50.1%	49.9%	100.0%	-

(単位: 人)

	男	女	合計	構成比
500万歩達成者	92	85	177	7.2%
(記念品: ウェストポーチ)	640	553	1,193	48.7%
70~79歳	558	468	1,026	41.9%
65~69歳	42	14	56	2.3%
合計	1,332	1,120	2,452	100.0%
構成比	54.3%	45.7%	100.0%	-

(単位: 人)

	男	女	合計	構成比
1000万歩達成者	71	48	119	6.6%
(記念品: リュックサック)	524	402	926	51.2%
70~79歳	427	319	746	41.3%
65~69歳	12	4	16	0.9%
合計	1,034	773	1,807	100.0%
構成比	57.2%	42.8%	100.0%	-

(年齢は令和2年度末時点。なお死亡、転出者は除く)

② 栄養・口腔機能低下予防事業

地域活動に協力してくれる在宅の「管理栄養士・栄養士」「歯科衛生士」や「健康づくり推進員」等を「担い手」として育成し、65歳以上の高齢者を対象に、「低栄養」「口腔機能の低下」予防をテーマとした介護予防教室（講話、お口の体操、レシピ紹介等）を実施する。

(単位:回数(回)、人数(人))

		30年度	元年度	2年度
研修会(管理栄養士・栄養士、歯科衛生士、健康づくり推進員等)	開催回数	25	27	18
	延参加者数	592	435	275
介護予防教室 「おいしく食べよう健口教室」	定期講座	開催回数	18	18
		延参加者数	270	304
	出前講座	開催回数	60	55
		延参加者数	1,256	1,277

③ 介護予防普及啓発事業

介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。

		30年度	元年度	2年度
広報紙:介護保険だより(介護予防版)	発行部数	229,000	229,000	229,000
	発行時期	1月	12月	12月

④ 介護予防対策事業

高齢者がより身近な地域で気軽に参加できる地域ぐるみの自主的な取組に支援を行い、介護予防体制を構築していく。

ア 住民団体による「いきいき百歳体操」の取組

(単位:団体数(団体)、人数(人))

		30年度	元年度	2年度
いきいき百歳体操の登録団体数等	登録団体数	137	150	151
	登録者数	3,128	3,540	3,800

イ 住民フレイルサポーターによるフレイルチェック会

13回 132人実施

⑤ 高齢者ふれあいサロン運営費補助事業

身近な地域の集いの場での高齢者等の住民同士の交流を通して、見守りや安否確認、参加者間の支え合い、体操等の取組を通じた介護予防の充実を図る。

		30年度	元年度	2年度
週一回以上の定期的な活動を行う 高齢者ふれあいサロン	サロン数	94	101	114
	登録者数	2,379	2,688	2,660

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの設置状況

6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	上段: 名称 下段: 運営法人名	上段: 住所(尼崎市) 下段: 職員の定数
中 央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター (福)ほがらか会	東本町4-103-11 特別養護老人ホーム ほがらか苑内 定数4名
	尼崎市「中央西」地域包括支援センター 尼崎医療生活協同組合	神田中通9-291 ナニワ診療所 内 定数5名
小 田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター (福)きらくえん	金楽寺町2-7-7 喜楽苑地域ケアセンターあんしん24内 定数5名
	尼崎市「小田北」地域包括支援センター (医)中央会	潮江1-15-2-120 尼崎中央病院 北東 定数7名
大 庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター (福)サンシャイン	大庄西町4-3-9 老人保健施設サンプラザ平成内 定数5名
	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター (福)平成会	崇徳院2丁目159 KマンションJIN II-1階 定数5名
立 花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター (福)あかね	大西町3-17-18 ~あなたの街の相談室~介護と医療の窓口内 定数8名
	尼崎市「立花北」地域包括支援センター (福)みなみの	富松町3-3-6 デイサービスセンター 南野の庭内 定数8名
武 庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター (福)きらくえん	南武庫之荘1-25-18 阪急武庫之荘駅南西 定数5名
	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター (福)真澄会	武庫元町1-26-3 西武庫交番東 定数6名
園 田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター (福)阪神共同福祉会	小中島2-10-20 特別養護老人ホーム 園田苑南西 定数7名
	尼崎市「園田北」地域包括支援センター (福)田能老人福祉会	田能5-10-25 特別養護老人ホーム 春日苑内 定数6名

※地域包括支援センターに配置されている職種(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)

※保健師等の等は、高齢者支援を含む地域ケア、地域保健等に関する経験を概ね1年以上有する看護師

※令和3年4月1日現在

(2) 総合相談支援、権利擁護業務(地域包括支援センター)

地域の高齢者に対して、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、実態の把握、相談業務を行い、適切な保健・医療・福祉等のサービス利用への支援及び権利擁護のための支援を行う。

相談実績

(単位:件)

地域包括支援センター名	中央東	中央西	小田南	小田北	大庄南	大庄北
総合相談	1,500	1,266	2,539	2,594	2,672	1,862
権利擁護	76	146	904	387	431	271
合計	1,576	1,412	3,443	2,981	3,103	2,133

地域包括支援センター名	立花南	立花北	武庫東	武庫西	園田南	園田北	合計
総合相談	3,186	4,436	1,282	4,646	4,034	3,009	33,026
権利擁護	385	514	160	431	856	301	4,862
合計	3,571	4,950	1,442	5,077	4,890	3,310	37,888

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(地域包括支援センター)

地域の高齢者が安心して暮らせるように、介護支援専門員・主治医・関係機関等の職種相互の連携を構築し、状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援を行う。

① 包括的・継続的ケアマネジメント

介護保険以外の関わりも含め包括的・継続的ケアマネジメントを可能にする体制を作り、その体制のもとで、主任介護支援専門員が地域の介護支援専門員を支援して、個々の介護支援専門員が他職種・他機関と連携をとりながら高齢者を支える活動ができるような取り組みとして、主に次の業務を行った。

ア 行政機関(担当課、保健所、福祉事務所等)、病院等関係機関及び各種職能団体との連携

イ 地域福祉活動専門員、生活支援コーディネーターとの連携と協力体制の整備

ウ 地域の保健・医療・福祉サービス等に関する情報の収集及びつなぎ

エ 高齢者を対象とする効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整

オ ボランティア活動、NPO等によるサービス提供、地域の助け合いなどインフォーマルサービスと連携できる体制づくりの強化

カ 医療・介護連携支援センター「あまつなぎ」と協働した介護予防支援の推進や、研修会の企画・実施

② 介護支援専門員に対する個別支援

担当地域の介護支援専門員を支援して、そのケアマネジメント力を高めるために、主に次の業務を行った。

- ア 地域の介護支援専門員や居宅介護支援事業所の把握や必要に応じた、同行訪問等のスーパーバイズ
- イ 施設・病院と在宅との連携、他制度を円滑に利用するための関係機関との連携体制の構築と推進(関係機関がサービス担当者会議に参加できるような環境づくり)
- ウ 地域の介護支援専門員に対し、相談窓口の開設・研修の実施や様々な機関が行う研修会等の情報提供
- エ 支援困難事例に対する事例検討会議開催など
- オ 介護支援専門員同士のネットワーク組織の育成
- カ 個別のケアプランの作成指導、自立支援ケアマネジメントの理解促進

③ 地域ケア会議の開催

ア 個別ケア会議の開催

- ・ 課題解決型
- ・ 開催回数 32回
- ・ 内容 地域の介護支援専門員等から寄せられた支援困難事例の検討。関係機関や地域住民を交え、課題への対応策を図るとともに、事例に関係する関係者間のネットワークを強化した。

- ・ 気付き支援型
- ・ 開催回数 12回(19ケース検討)
- ・ 内容 介護保険の理念に基づき、高齢者の健康寿命を伸ばし、生活の質(QOL)を高めるために、ケアマネジャーや多職種(その他の医療介護専門職等)の気付き(学び)を支援する多職種連携による事例の検討を実施した。

イ 代表者会議の開催

- ・ 開催回数 0回(他、アドバイザー会議:2件)
- ・ 内容 個別ケア会議で検討した事例の中から、地域課題を含むものを抽出し、地域の関係機関の代表が集まって、個別事例の対応方法を検討するとともに、地域課題の発見や地域に必要な資源開発や地域づくりを検討するもの。
※令和2年度は、コロナ禍により、100人規模の参集型で行っていた代表者会議は中止。アドバイザー会議はWeb形式で2回行った。
①今後の会議運営について(令和2年10月8日開催)
②アドバイザーに一部専門職を加えた拡大アドバイザー会議での事例検討(令和3年1月26日開催)

(4) 生活支援サービス体制整備

生活支援コーディネーターを配置するなどにより、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、地域の支え合い体制の推進を図る。

- ① 配置人数 6人
- ② 配置先 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
- ③ 活動実績

・市民に対する地域福祉活動の理解促進に向けた啓発 ・担い手の確保・育成及び担い手と地域福祉活動を結びつける事業	開催回数	59
	参加者数	780
・地域福祉活動(見守り活動を含む)の立ち上げ支援 ・地域福祉活動グループの組織化及び活動支援	訪問型見守り活動	70
	集いの場・介護予防	60
	生活支援活動	31
	その他	95
	開催回数	69
・地域福祉のネットワーク形成に向けた支援	開催回数	69
	参加団体・者数	748

(5) 医療・介護連携推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な医療・介護を提供するための連携体制の構築を図る。

① 医療・介護連携協議会における取組(コアメンバーワーキングを含めて全8回開催)

ア 人づくり

- ・テストWeb研修の開催(5回)
- ・あまつなぎ研修会の開催(2回)
- ・地域包括支援センターとの共催研修(7回)
- ・その他研修(3回)

イ ものづくり

- ・バイタルリンクの導入
- ・入退院調整シートの改訂
- ・あまつなぎホームページにて「新型コロナウイルス感染症への対応」を公開

ウ 市民の意識づくり

- ・「介護予防・重度化防止動画」の作成
- ・学生を巻き込んだ地域住民向けワークショップの開催(1回)
- ・提案型協働事業による地域団体とのフォーラム等の開催(1回)
- ・協議会委員等による出前講座の実施(1回)
- ・講演会やフォーラム等での周知

(6) 認知症総合支援事業

高齢化の進展に伴い、認知症の人は更に増加が見込まれていることから、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域包括ケアを実現する。

① 認知症施策推進会議の設置

本市が取り組むべき課題及び認知症施策の推進方策について関係機関と連携を図るとともに、広く意見を求めることを目的として設置する。

ア 設置年月日 平成26年8月4日

イ 組織

- ・構成員数 11人以内（令和3年3月31日現在 10人）
- ・任期 3年
- ・構成 学識経験者、認知症に係る保健医療関係者、認知症の人の家族の代表者、介護サービス等に関する事業者及び職能団体、地域における福祉関係者のうちから市長が委嘱する。

ウ 令和2年度開催回数 2回

② 認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センター(12ヶ所)に認知症地域支援推進員を配置し認知症相談センターの機能と医療・介護と地域の連携に向けた取り組みを開始。認知症相談 5,352件（令和2年度）

③ 認知症ケアネット作成

ア 各地域包括支援センターと社会福祉協議会各支部で日常生活圏域ごとに地域資源情報を共有し、認知症の状態に応じて利用できる資源情報を相談時に活用できるように整理。尼崎市版として市ホームページで公開。

イ 早期発見と支援につなぐため「もの忘れ気づきのチェックシート(相談窓口も掲載)」を作成し配布

ウ 認知症に関する不安や心配を抱える市民対象に認知症に関する地域のさまざまな情報を盛り込んだ「尼崎市認知症あんしんガイド」を発行。

④ 認知症高齢者介護者支援事業

認知症高齢者を介護する家族等を支援するため、専門医による相談窓口の設置及び認知症基礎講座を実施するとともに、認知症に関する啓発事業、地域包括支援センター職員等への技術支援、認知症サポーター養成講座を行う。

ア 高齢者こころの相談

(単位:人)

年度	30年度	元年度	2年度
相談人数	17	15	17

イ 家族のための認知症基礎講座（令和元年度より認知症コミュニケーション講座）

(単位:回数(回)、人数(人))

年度	30年度	元年度	2年度
開催回数	6	2	3
参加者数	51	28	50

エ 認知症サポーター養成講座

地域や職域、学校などで認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者サポーターとして、身近なところで何ができるかなどを学ぶ講座。

(単位:人)

年度	30年度	元年度	2年度
受講者数	3,000	2,822	956
開催回数	117回	124回	32回

延受講者数 23,297人(令和2年度末)

⑤ キャラバン・メイト養成研修

地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を増やすため、サポーター養成講座の講師役「キャラバン・メイト」を養成する。(令和2年度1回開催 30名養成)

⑥ 認知症みんなで支えるSOSネットワーク事業

認知症の人が、もし行方不明になった場合に備えて、警察や協力機関と連携して早期発見・保護につなげる仕組み。行方不明が心配な人の事前登録や発見協力機関を随時拡大。

事前登録者数 647人(令和2年度末)

【参考:一般会計】 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症の人が、日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことなどによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を補償する保険。加入者数 565人(令和2年度末)

3 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

(1) 家族介護慰労事業

要介護4又は5に相当する市県民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった者を現に介護している家族に、家族介護慰労金を支給する。(年額10万円)

(単位:人)

年度	30年度	元年度	2年度
人数	0	0	0

(2) シルバーハウジング生活援助員派遣事業

災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認等を行い、在宅生活を支援する。

(市営団地7か所、県営団地2か所※)

(単位:件)

団地名	実施戸数	派遣人数	委託先	生活相談 A	安否確認 B	合計 (A+B)
神崎北	30	1	(福)阪神共同福祉会	268	1,702	1,970
久々知	10			58	882	940
水堂※	270	5	(福)長生福祉会	800	25,784	26,584
西長洲北	30	3	(福)きらくえん	194	1,602	1,796
今福	30			371	2,080	2,451
金楽寺※	32			338	1,724	2,062
潮江	60			358	2,800	3,158
道意	30	1	(福)サンシャイン	2,339	4,100	6,439
築地北	30	1	(福)ほがらか会	1,283	2,819	4,102
合計	522	11		6,009	43,493	49,502

(3) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

在宅の認知症高齢者(若年性認知症により要介護認定を受けている者を含む。)が屋外で徘徊したときに、早期に発見する位置情報検索システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図る。(端末機利用登録手数料:7,700円(税込)又は6,490円(税込)を市が負担)
(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:人)

年度	30年度末	元年度末	2年度末
登録者数	33	37	55

(4) 高齢者向けグループハウス運営事業

要支援2、要介護1または2の認定を受けている65歳以上の在宅独居高齢者に対し、24時間見守り等のケアを行い自立した生活が営めるよう支援する。(委託先:社会福祉法人 阪神共同福祉会)

(単位:人)

年度	30年度	元年度	2年度
年度末入居者数	15	16	15

(5) 高齢者自立支援型食事サービス事業

食事サービスを提供することにより、ひとり暮らし高齢者等の生活をサポートするとともに、安否の確認や孤独の解消を図り、在宅生活を支援する。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

年度	30年度	元年度	2年度
延べ利用者数(件)	1,090	883	919
配食総数(食)	16,343	12,930	13,376

※当事業は令和2年度末をもって廃止

(6) 住宅改造相談事業

要支援1以上の認定を受けている者の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造を行う場合、相談及び助言を行う。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:件)

年度	30年度	元年度	2年度
助成件数	54	57	73

(7) 家族介護用品支給事業

重度(要介護4・5)で、市県民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族に対して、介護用品(紙おむつ等)を支給し、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。

年度	30年度	元年度	2年度
支給件数(件)	2,514	2,404	2,381
支給額(円)	10,112,953	9,919,308	9,837,891

(8) 介護マーク普及事業

介護する方が周囲から誤解や偏見を受けないよう、介護中に利用していただく「介護マーク」を配布するとともに、マークの普及・啓発を図る。

(単位:件)

年度	30年度	元年度	2年度
配布者数	23	22	14

(9) 成年後見制度利用支援事業

契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。

(単位:件)

年度	30年度	元年度	2年度
申立件数	22	16	14
助成件数	106	136	189

(10) 高齢者緊急一時保護事業

虐待を受けたり、認知症で徘徊中に警察などに保護された高齢者、または入院等により介護者がいなくなった要介護高齢者等を緊急に福祉施設に一時保護し、その間に施設入所やショートステイ等次の支援につなげていく。

(単位:件数(件)、日数(日))

年度	30年度	元年度	2年度
発生件数	12	10	11
保護延日数	115	169	171

※平成22年10月より事業を開始し、23年度までは一般会計で予算執行

(11) 権利擁護推進事業

成年後見支援に係るセンターを運営し、権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター等の窓口と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人を就任させるなどにより、対応後の支援にも継続的に関わる。

(単位:件)

年度	30年度	元年度	2年度
高齢者相談件数	745	1,049	1,153

VIII その他

1 広報活動

- (1) パンフレットの作成・配布 【令和元年4月～令和3年3月】
- ・ 介護保険事業担当課、各支所地域福祉担当、各地域包括支援センター等で窓口配布
- (2) 保険料のしおり
【保険料決定通知書に同封、令和2年度中に65歳到達者、転入者へは随時発送】
- (3) 介護保険だよりの発行 【令和2年6月、令和2年12月発行】
- | | |
|-------------------|-------------------|
| 令和2年6月 | 令和2年12月 |
| 229,000部発行配布 | 229,000部発行配布 |
| 市内一円戸別配布 225,000部 | 市内一円戸別配布 225,000部 |
| 公共施設窓口設置 4,000部 | 公共施設窓口設置 4,000部 |
- ・ 点字版・CD版の作成・配付
市報希望者等への郵送および公共施設等への設置
- (4) 市報あまがさきへの掲載
- ・ 4月号 65歳以上の方の介護保険料について
 - ・ 6月号 介護保険料の決定、減免申請について
- (5) 市民への説明(市政出前講座)等

種 別	回数	参加者
市政出前講座	1	12
その他講座等	-	-
合 計	1	12

※回数減の理由はコロナ禍による自治会等の研修会の中止による

- (6) ホームページへの掲載
- ・ 随時 介護保険事業担当課ホームページ更新

2 苦情相談件数 ※対応困難事例のみ

項 目	件 数
サービスの質・量に関するもの	18
サービス事業所等に関するもの	21
従業者に関するもの	12
契約等に関するもの	9
不正等の通報に関するもの	8
介護保険制度に関するもの	7
その他(利用者間のトラブル等)	23
合 計	98

3 尼崎市 介護保険事業所・施設数

(1) 介護保険事業所・施設数

区分	サービス種類	30年度	元年度	2年度
ア	居宅介護支援	213	226	222
	訪問介護	284	287	282
	訪問入浴介護	6	6	6
	訪問看護	61	70	76
	訪問リハビリテーション	5	5	5
	居宅療養管理指導	0	0	0
	通所介護	84	85	85
	通所リハビリテーション	12	12	12
	短期入所生活介護	27	27	28
	短期入所療養介護	13	13	13
	特定施設入居者生活介護	10	13	13
	福祉用具貸与	31	33	34
	特定福祉用具販売	29	31	33
イ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	4	4
	夜間対応型訪問介護	1	1	1
	地域密着型通所介護	95	103	106
	認知症対応型通所介護	14	16	14
	小規模多機能型居宅介護	16	17	17
	認知症対応型共同生活介護	26	27	28
	地域密着型特定施設入居者生活介護	2	2	2
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	3	3
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	2	3	3
ウ	介護老人福祉施設	22	22	22
	介護老人保健施設	13	13	13
	介護療養型医療施設	0	0	0
合計		973	1,019	1,022

※1 事業所・施設数は各年度3月31日現在の数。ただし、医療機関のみなし指定は除く。

※2 区分アは居宅介護支援及び居宅サービス、イは地域密着型サービス、ウは介護保険施設を指す。

※3 平成28年度以降の数値は、それぞれ翌年度の6月1日現在、届出済(処理済)の事業所データに基づく。

(2) 市内の介護保険施設(令和3年3月31日現在)

① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	特別養護老人ホームほがらか苑	東本町4丁目103-11	97
2	中央	特別養護老人ホームはなみずき	西難波町5丁目12-1	100
3	小田	特別養護老人ホーム西長洲荘	西長洲町3丁目3-20	114
4	小田	特別養護老人ホーム喜楽苑	長洲西通2丁目8-3	50
5	小田	特別養護老人ホーム高齢者総合福祉施設あまの里	下坂部3丁目2-40	60
	小田	特別養護老人ホームゆめパラティース	下坂部3丁目3-1	100
7	小田	特別養護老人ホーム芦風荘	西長洲町1丁目3-1	110
8	小田	特別養護老人ホームアマルネス・ガーデン	西長洲町2丁目35-1	100
9	大庄	特別養護老人ホームサンホームあまがさき	大庄北3丁目15-1	70
10	大庄	特別養護老人ホームサンホーム大庄西	大島3丁目9-1	100
11	立花	特別養護老人ホーム南野の月	富松町3丁目2-37	65
12	立花	特別養護老人ホーム南野の庭	富松町3丁目6-20	30
13	立花	特別養護老人ホームロータス・ガーデン	栗山町1丁目20-20	85
14	武庫	特別養護老人ホームサンフォート武庫之荘	武庫之荘9丁目34-16	80
15	武庫	特別養護老人ホーム博寿苑	武庫元町2丁目23-15	60
16	武庫	特別養護老人ホーム武庫之荘ホール	武庫町4丁目4-20	70
17	園田	特別養護老人ホーム春日苑	田能5丁目10-25	57
18	園田	特別養護老人ホームらくらく苑	田能4丁目2-50	105
19	園田	特別養護老人ホーム北之庄らくらく苑	田能3丁目5-28	70
20	園田	特別養護老人ホーム園田苑	小中島1丁目1-18	50
21	園田	特別養護老人ホームアマリリス	若王寺3丁目16-3	90
22	園田	特別養護老人ホームけま喜楽苑	食満2丁目22-1	55

② 地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	立花	地域密着型特別養護老人ホーム立花あまの里	水堂町1丁目10-37	29
2	園田	春日苑東館地域密着型特養	田能5丁目10-55	15
3	園田	特別養護老人ホームカラー尼崎	口田中1丁目16-2	29

③ 介護老人保健施設(老人保健施設)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	老人保健施設友の家	東本町2丁目51	50
2	中央	介護老人保健施設なにわローランド	東難波町1丁目3-10	96
3	中央	介護老人保健施設はくほう	昭和通2丁目12-8	100
4	中央	フローリス介護老人保健施設	西難波町6丁目11-6	100
5	中央	介護老人保健施設だいもつ	東大物町1丁目1-1	100
6	小田	介護老人保健施設ローランド	潮江2丁目1-10	126
7	大庄	老人保健施設サンプラザ平成	大庄西町4丁目3-9	50
8	立花	老人保健施設南野の郷	富松町3丁目33-22	100
9	立花	医療法人尼崎厚生会(財団)立花介護老人保健施設	立花町4丁目4-23	68
10	立花	介護老人保健施設武庫之荘	南武庫之荘2丁目10-30	54
11	武庫	尼崎医療生協介護老人保健施設ひだまりの里	南武庫之荘11丁目12-1	95
12	園田	医療法人旭会そのだ介護老人保健施設	東園田町2丁目48-8	65
13	園田	尼崎老人保健施設ブルーベリー	上坂部2丁目24-5	150

⑤ 特定施設入居者生活介護事業所(養護老人ホーム・介護付有料老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	長安寮	東難波町4丁目9-27	50
2	小田	ウエルハウス尼崎	杭瀬南新町4丁目5-3	146
3	小田	ウエルハウス尼崎II番館	杭瀬南新町4丁目5-3	75
4	小田	パストラルニ崎	潮江1丁目10-2	174
5	小田	介護付有料老人ホームトワイエ久々知	久々知3丁目2-1	48
6	小田	ソーシャルコート杭瀬	杭瀬本町3丁目1-11	66
7	大庄	介護付有料老人ホームラウレート武庫川	武庫川町1丁目9	45
8	立花	介護付有料老人ホームプレザンメゾン塚口	塚口本町1丁目30-1	100
9	立花	介護付有料老人ホームプレザンメゾン立花	立花町1丁目24-42	48
10	武庫	そんぼの家武庫之荘	常松1丁目22-3	48
11	園田	そんぼの家尼崎田能	田能5丁目1-28	45
12	園田	介護付有料老人ホームアットホームふじた	東園田町1丁目77	50
13	園田	チャーム尼崎東園田	東園田町5丁目61-1	64

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所(介護付有料老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	大庄	コウダイケアサービス株式会社介護付有料老人ホームうさぎの里	稲葉元町2丁目1-12	29
2	大庄	介護付有料老人ホームラウレート	武庫川町1-8	29

(3) 市内の地域密着型サービス事業所(令和3年3月31日現在)

※ 宿泊又は入居を伴うサービスに限る。

※ (2)に掲げた地域密着型介護老人福祉施設及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所は除く。

① 小規模多機能型居宅介護

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	小規模多機能型居宅介護のむら	大物町1丁目10-17	25
2	中央	小規模多機能型居宅介護ゆとり庵西難波町	西難波町2丁目28-7	29
3	小田	小規模多機能型居宅介護園田苑	善法寺町10-3(2階)SAドーム	24
4	小田	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎下坂部・小規模多機能	下坂部3丁目18-8	24
5	小田	ルミネ尼崎	潮江2丁目19-7	25
6	小田	セントケア小規模多機能尼崎	杭瀬寺島1丁目4-48	29
7	大庄	サンホームあまがさき東館ゆとり庵『一步』	大庄北3丁目14-27	29
8	大庄	小規模多機能型居宅介護プチとまとちゃん	大庄中通5丁目14-17	24
9	大庄	パナソニックエイジフリーケアセンター大島・小規模多機能	大島1丁目10-1	29
10	立花	オアシス尼崎立花小規模多機能型居宅介護事業所	上ノ島町3丁目25-25	29
11	立花	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎三反田・小規模多機能	三反田町2丁目11-33	24
12	武庫	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎南武庫之荘・小規模多機能	南武庫之荘10丁目1-7	24
13	武庫	愛・小規模多機能武庫之荘	南武庫之荘4丁目18-31	29
14	武庫	パンセ武庫之荘ホーム	武庫之荘本町1丁目18-26	29
15	武庫	小規模多機能型居宅介護ゆとり庵武庫之荘	武庫之荘8丁目13-1	29
16	武庫	小規模多機能型居宅介護たのしい家武庫之荘	武庫之荘5丁目13-12-2	6
17	園田	小規模多機能ホーム園田館	若王寺2丁目20-5	24

※ 定員は登録定員であり、宿泊定員の数とは異なる。

② 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	小田	かんたき尼崎	次屋1丁目9-1	29
2	武庫	かんたき武庫之荘	武庫豊町2丁目12-6	29
3	大庄	看護小規模多機能型居宅介護桜うさぎ	稲葉元町2丁目1-12	24

※ 定員は登録定員であり、宿泊定員の数とは異なる。

③ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	グループホームほのぼの建家	建家町68	18
2	中央	グループホームたのしい家出屋敷	宮内町2丁目123-1	18
3	中央	グループホームほのぼの	神田南通2-50	18
4	小田	グループホームたのしい家金楽寺	金楽寺町2丁目6-4	18
5	小田	セントケアホーム尼崎	杭瀬寺島1丁目4-48	18
6	小田	次屋の郷いな穂	次屋4丁目3-9	18
7	小田	グループホームここから尼崎小田	西川2丁目37-3	18
8	大庄	グループホームいなばの夢うさぎ	稲葉元町2丁目14-1	18
9	大庄	ニチイケアセンター尼崎稲葉荘	稲葉荘4丁目5-10	18
10	大庄	グループホームはたなか	大庄西町1丁目10-15	18
11	大庄	グループホームサンプラザやすらぎ	蓬川町331-4	18
12	大庄	グループホームひだまりの郷大島五番館	道意町4丁目33-2	18
13	立花	シニアケア塚口	南塚口町8丁目3-15	18
14	立花	シニアケアサザン塚口	南塚口町8丁目3-21	18
15	立花	愛の家グループホーム尼崎尾浜町	尾浜町3丁目25-1	18
16	立花	丸尾グループホーム「なごみ苑」	水堂町3丁目16-8	18
17	立花	愛の家グループホーム尼崎武庫之荘	武庫之荘東2丁目19-39	18
18	武庫	愛・グループホーム尼崎武庫之荘	武庫之荘本町3丁目18-19	18
19	武庫	グループホームころあひ武庫之荘	南武庫之荘8丁目17-28	18
20	武庫	武庫の里ケアハートガーデングループホームときとも	武庫の里2丁目26-20	18
21	武庫	グループホームあじさい	武庫町1丁目29-18	17
22	武庫	グループホームきらら尼崎武庫之荘	武庫之荘本町3丁目12-23	18
23	武庫	グループホームたのしい家武庫之荘	武庫之荘5丁目13-12-2	18
24	園田	グループホーム「春日の家」	田能5丁目10-25	18
25	園田	グループホームたのしい家園田	東園田町9丁目15-7	18
26	園田	グループホームきらら尼崎園田	瓦宮2丁目10-41	18
27	園田	グループホームいなの家	食満2丁目22-1	18
28	園田	尼崎ケアセンターそよ風	食満7丁目17-1	18

4 尼崎市地域包括支援センター運営部会

(1)設置年月日 平成26年4月1日

(2)設置目的

地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として設置される「地域包括支援センター」の公正・中立を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、尼崎市地域包括支援センター運営部会(以下「部会」という)を設置する。

本部会は、平成18年4月1日に設置した「尼崎市地域包括支援センター運営協議会」を平成26年4月1日から、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の部会として位置付けたものである。

(3)組織

- ・委員数 20人以内 (令和2年3月31日現在 17人)
- ・任期 3年
- ・構成 委員は、次の者のうちから市長が委嘱する。
 - ① 介護サービス等に関する事業者及び職能団体等
 - ② 介護サービスの利用者及び介護保険の被保険者等
 - ③ 地域における福祉関係者
 - ④ 地域ケア等に関する学識経験を有する者
 - ⑤ その他、保健・医療・福祉について知識経験を有する者

(4)所掌事項

- ① 地域包括支援センターの設置に関すること
- ② 地域包括支援センターの運営に関すること
- ③ 地域包括支援センターの介護予防マネジメントの委託に関すること
- ④ 地域包括支援センターの業務の公正・中立を確保するための、事業内容等の評価に関すること
- ⑤ 地域包括ケアシステムの形成に向けた地域資源のネットワーク化に関すること
- ⑥ その他地域包括支援センターに関し必要なこと

(5)令和2年度開催回数

運営部会 3回(令和2年7月6日、令和2年11月16日、令和3年2月26日)

(6)地域包括支援センターについて

6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	名 称	
中 央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	尼崎市「中央西」地域包括支援センター
小 田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	尼崎市「小田北」地域包括支援センター
大 庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター
立 花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	尼崎市「立花北」地域包括支援センター
武 庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター
園 田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	尼崎市「園田北」地域包括支援センター

5 尼崎市地域密着型サービス運営部会

(1)設置年月日

平成26年4月1日

(2)設置目的

本市における地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、尼崎市地域密着型サービス運営部会(以下「部会」という。)を設置する。

本部会は、平成18年4月1日に設置した「尼崎市地域密着型サービス運営委員会」を、平成26年4月1日から、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の部会として位置付けたものである。

(3)組織

- ・委員数 14人 (令和2年3月31日現在)
- ・任期 3年
- ・組織 委員は、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会に属する委員(専門委員及び臨時委員を含む。)で組織する。

(4)所掌事項

- ① 地域密着型サービスの指定、指定拒否及び指定取消に関すること
- ② 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬に関すること
- ③ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他地域密着型サービスの適正な運営の確保の観点から必要と認められる事項

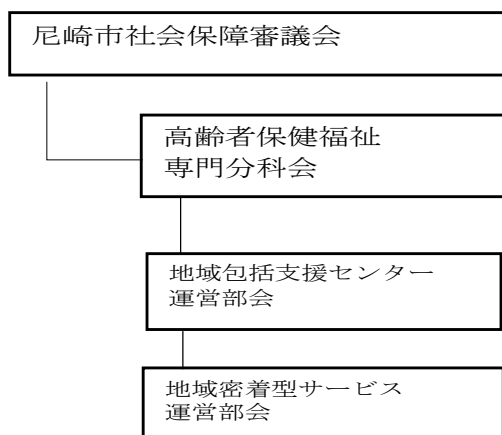
(5)令和2年度開催回数

1回 (令和3年2月1日)

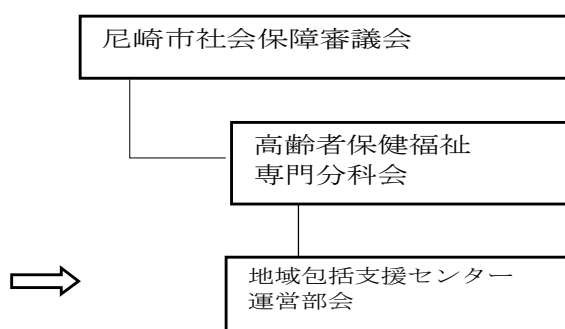
※令和3年度より、当該運営部会で審議している地域密着型サービスを専門分科会の審議に加えることにより、効果的・効率的な会議運営が可能となることから、当該運営部会を廃止する。

令和3年度からの尼崎市社会保障審議会の構成

令和2年度



令和3年度



6 尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会

(1) 設置年月日

平成25年10月9日

(2) 設置目的

尼崎市介護保険事業計画に基づく指定地域密着型サービス事業者(介護予防を含む。以下「事業者」という。)の指定を受けるべき事業者の選定に関する事項を調査審議させるため、尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

本委員会は、平成19年8月1日に設置した「尼崎市地域密着型サービス事業者選定委員会」を、平成25年10月9日から、市長の附属機関として位置付けたものである。

(3) 組織

- ・委員数 5人以内 (令和2年3月31日現在 5人)
- ・任期 3年
- ・構成 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(4) 所掌事項

- ① 事業者の募集に係る条件等に関すること
- ② 事業者選定の基準を策定すること
- ③ 事業者の審査を行うこと
- ④ ②による選定の基準に基づき審査し、最適な事業者を選定し、市長に意見を述べること
- ⑤ その他事業者の選定に係る必要な事項を決定すること

(5) 令和2年度開催回数

0回

7 在宅医療・介護連携推進部会

(1) 設置年月日

平成28年4月1日

(2) 設置目的

団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)に向けて、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する仕組みを構築していくにあたり、本市の実態や専門的な見地、現場体験等を踏まえた審議を行う部会として位置付けたものである。

(3) 組織

- ・委員数 19人以内 (令和3年3月31日現在 19人)
- ・任期 3年
- ・構成 委員は、次の者のうちから市長が委嘱する。
 - ① 医療関係団体13団体
 - ② 福祉関係団体 5団体
 - ③ 学識経験者 1人

(4) 所掌事項

- ① 地域の医療・介護サービス資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ④ 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援
- ⑤ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ⑥ 医療・介護関係者の研修
- ⑦ 地域住民への普及啓発
- ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

(5) 令和2年度開催回数

2回(令和2年11月19日、令和3年2月4日)

8 尼崎居宅介護支援事業連絡会

(1) 設立

平成12年2月3日

(2) 目的

尼崎市で事業展開を行う居宅介護支援事業者間の連携、相互補完を図り、介護サービスの安定的な供給体制づくり、及びサービスの質の向上等に取り組むことを目的とする。

(3) 会員数

144事業者(令和2年5月25日現在)

(4) 主な活動内容

- ① 介護サービスの質の向上に関する研修会・連絡会等の開催
- ② 介護サービスに関する情報の共有のための諸事業
- ③ 介護保険等に関する事業者間の連絡及び協力体制の確保

日 時	項 目	内 容	
令和2年4月16日 (2020年)	幹事会	5月総会及び全体研修会について	
2年4月16日	会計監査	令和元(2019)年度会計監査の実施	
2年5月25日	幹事会	定例会(総会資料確認及び具体的研修計画)	
2年5月25日	総会(書面表決)	令和元(2019)年度事業報告・決算報告・会計監査報告 令和2(2020)年度事業計画及び予算等について	
2年5月25日	第1回 全体研修会	【講義】 テーマ: ~ 身寄りのない人への対応 ~ 講 師: 谷村慎介法律事務所 弁護士 谷村 慎介 氏	新型コロナウイルス感染症 予防の緊急事態宣言に 従い中止
2年7月14日	幹事会	定例会	
2年7月14日	第2回 全体研修会	【講義】 テーマ: 生活保護制度について ~ 保護の現状(貧困の連鎖) ~ 講師: 関西国際大学 教授 道中 隆 氏	新型コロナウイルス感染症 予防の緊急事態宣言 に従い中止
2年9月18日	幹事会	定例会	
2年10月16日	幹事会	定例会	
2年10月16日	第1回 全体研修会	【講義】 テーマ: ケアマネに必要な実践的知識【ケアマネジメントについて】 講師: 株式会社 フジケア 取締役社長 日本ケアマネジメント学会副理事 白木 裕子 氏	
2年11月10日	幹事会	定例会	
2年11月10日	第2回 全体研修会	【講義】 テーマ: コロナ禍における事業所の対応 講 師: みつばウエルビーイング株式会社 代表取締役社長 山内 知樹 氏	
2年11月10日	情報交換会 懇親会	開催中止	
3年1月15日 (2021年)	幹事会	定例会	
3年2月26日 (2021年)	幹事会	定例会	
3年2月26日 (2021年)	第3回 全体研修会	【講義】 テーマ: 介護保険制度改正(報酬改定)及び今後の動向について 講 師: 国際医療福祉大学大学院 教授 白澤 政和 氏	

Ⅸ 財政・条例等

1 財政

(歳入) (単位: 円)

款 項 目	30決算	R元決算	R2当初予算	R2決算見込	R3当初予算
04 介護保険料	9,075,111,158	8,799,327,646	8,459,256,000	8,458,715,904	8,676,384,000
05 介護保険料	9,075,111,158	8,799,327,646	8,459,256,000	8,458,715,904	8,676,384,000
05 第1号被保険者保険料	9,075,111,158	8,799,327,646	8,459,256,000	8,458,715,904	8,676,384,000
35 使用料及び手数料	874,080	881,510	1,012,000	748,983	983,000
10 手数料	874,080	881,510	1,012,000	748,983	983,000
05 手数料	874,080	881,510	1,012,000	748,983	983,000
40 国庫支出金	10,150,936,923	10,548,227,829	10,459,520,000	11,171,117,396	11,399,091,000
05 国庫負担金	7,125,945,828	7,330,840,000	7,506,950,000	7,625,174,019	7,926,990,000
10 介護給付費負担金	7,125,945,828	7,330,840,000	7,506,950,000	7,625,174,019	7,926,990,000
10 国庫補助金	3,024,991,095	3,217,387,829	2,952,570,000	3,545,943,377	3,472,101,000
10 調整交付金	2,313,196,000	2,530,811,000	2,295,484,000	2,772,287,000	2,664,550,000
25 地域支援事業交付金	624,471,095	600,056,829	650,002,000	596,060,377	640,941,000
30 介護保険事業費補助金	87,324,000	0	7,084,000	6,490,000	10,462,000
35 保険者努力支援交付金	-	-	-	77,130,000	79,296,000
35 保険者機能強化推進交付金	-	86,520,000	0	76,218,000	76,852,000
45 介護保険災害臨時特例補助金	-	-	-	17,758,000	-
41 支払基金交付金	10,753,589,278	11,089,944,000	11,500,034,000	11,519,684,744	12,109,632,000
05 支払基金交付金	10,753,589,278	11,089,944,000	11,500,034,000	11,519,684,744	12,109,632,000
05 介護給付費交付金	10,254,182,000	10,598,629,000	10,971,798,000	11,060,882,744	11,599,821,000
10 地域支援事業交付金	499,407,278	491,315,000	528,236,000	458,802,000	509,811,000
45 県支出金	5,649,666,000	5,845,553,000	6,073,754,000	6,162,663,421	6,403,432,000
05 県負担金	5,306,304,000	5,500,049,000	5,699,842,000	5,822,162,421	6,035,757,000
05 介護給付費負担金	5,306,304,000	5,500,049,000	5,699,842,000	5,822,162,421	6,035,757,000
10 県補助金	343,362,000	345,504,000	373,912,000	340,501,000	367,675,000
05 地域支援事業交付金	343,362,000	345,504,000	373,912,000	340,501,000	367,675,000
50 財産収入	4,458,288	1,399,358	1,590,000	1,203,261	6,547,000
05 財産運用収入	4,458,288	1,399,358	1,590,000	1,203,261	6,547,000
10 利子及び配当金	4,458,288	1,399,358	1,590,000	1,203,261	6,547,000
60 繰入金	5,987,970,556	6,548,300,939	7,715,874,000	6,995,772,030	7,876,248,000
05 他会計繰入金	5,987,970,556	6,548,300,939	7,140,120,000	6,961,755,030	7,433,275,000
05 他会計繰入金	5,987,970,556	6,548,300,939	7,140,120,000	6,961,755,030	7,433,275,000
10 基金繰入金	0	0	575,754,000	34,017,000	442,973,000
10 介護給付費準備基金繰入金	0	0	575,754,000	34,017,000	442,973,000
65 繰越金	602,663,126	998,081,761	1,000	465,084,559	1,000
05 繰越金	602,663,126	998,081,761	1,000	465,084,559	1,000
05 繰越金	602,663,126	998,081,761	1,000	465,084,559	1,000
70 諸収入	82,993,314	19,009,567	9,588,000	33,025,984	10,258,000
05 延滞金、及び過料	949,920	1,158,759	790,000	1,158,075	972,000
05 第1号被保険者延滞金	949,920	1,158,759	790,000	1,158,075	972,000
30 雑入	82,043,394	17,850,808	8,798,000	31,867,909	9,286,000
05 滞納処分費	0	0	1,000	0	1,000
10 第三者納付金	6,716,920	5,141,966	7,200,000	12,627,159	7,254,000
15 返納金	73,174,541	9,493,119	1,000	15,747,541	1,000
20 雑入	2,151,933	3,215,723	1,596,000	3,493,209	2,030,000
合 計	42,308,262,723	43,850,725,610	44,220,629,000	44,808,016,282	46,482,576,000

対前年度比 1.02 1.04 1.01 1.02 1.04

(歳出) (単位: 円)

款 項 目	30決算見込	R1決算決算	R2当初予算	R2決算見込	R3当初予算
05 総務費	844,177,950	837,326,142	919,462,000	766,393,572	904,715,000
05 総務管理費	844,177,950	837,326,142	919,462,000	766,393,572	904,715,000
05 一般管理費	582,636,191	549,589,086	586,734,000	538,939,515	542,347,000
10 連合会負担金	2,344,302	2,355,804	2,362,000	2,361,366	2,358,000
15 賦課徴収費	27,177,593	27,873,988	53,111,000	40,336,302	72,375,000
20 介護認定費	232,019,864	257,507,264	277,255,000	184,756,389	287,635,000
10 保険給付費	37,645,154,603	39,422,994,267	40,643,492,000	40,797,123,942	42,969,559,000
05 介護サービス等諸費	36,597,356,672	38,192,256,173	39,424,060,000	39,453,384,061	41,608,933,000
05 介護サービス等給付費	36,557,696,966	38,151,017,831	39,382,223,000	39,411,522,667	41,568,441,000
10 審査支払手数料	39,659,706	41,238,342	41,837,000	41,861,394	40,492,000
10 高額介護サービス費	1,047,797,931	1,230,738,094	1,219,432,000	1,343,739,881	1,360,626,000
05 高額介護サービス費	1,047,797,931	1,230,738,094	1,219,432,000	1,343,739,881	1,360,626,000
17 地域支援事業費	2,341,927,717	2,394,092,106	2,629,291,000	2,268,435,135	2,573,489,000
05 地域支援事業費	2,341,927,717	2,394,092,106	2,629,291,000	2,268,435,135	2,573,489,000
05 介護予防事業費(H29～日常生活支援総合事業)	1,756,411,346	1,798,906,076	1,956,433,000	1,625,895,422	1,888,189,000
10 包括的支援等事業費	585,516,371	595,186,030	672,858,000	642,539,713	685,300,000
25 基金積立金	194,571,537	288,356,000	1,590,000	1,203,261	6,547,000
05 基金積立金	194,571,537	288,356,000	1,590,000	1,203,261	6,547,000
05 介護給付費準備基金積立金	194,571,537	288,356,000	1,590,000	1,203,261	6,547,000
60 諸支出金	284,349,155	442,872,536	25,794,000	100,464,091	27,266,000
10 諸費	284,349,155	442,872,536	25,794,000	100,464,091	27,266,000
10 第1号被保険者償還金及び還付加算金	284,349,155	442,872,536	25,794,000	100,464,091	27,266,000
65 予備費	0	0	1,000,000	0	1,000,000
05 予備費	0	0	1,000,000	0	1,000,000
05 予備費	0	0	1,000,000	0	1,000,000
合 計	41,310,180,962	43,385,641,051	44,220,629,000	43,933,620,001	46,482,576,000

対前年度比 1.12 1.05 1.02 1.01 1.06

(繰越)

翌年度繰越(実質収支)	998,081,761	465,084,559		874,396,281	
-------------	-------------	-------------	--	-------------	--

(3) 介護保険事業に係る基金の状況

○ 尼崎市介護給付費準備基金

(単位:円)

	30年度	元年度	2年度
前年度末基金残高	1,788,214,810	1,982,786,347	2,271,142,347
基金積立額合計	194,571,537	288,356,000	1,203,261
保険料積立額	190,113,249	286,956,642	0
運用収入積立額	4,458,288	1,399,358	1,203,261
基金取崩額	0	0	34,017,000
年度末基金残高	1,982,786,347	2,271,142,347	2,238,328,608

2 条例等

(1) 尼崎市介護保険条例

平成12年3月24日

条例第22号

(この条例の趣旨)

第1条 本市が行う介護保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)における用語の意義による。

(平29条例14・追加)

(尼崎市介護認定審査会の委員の定数等)

第3条 法第14条の規定により設置する尼崎市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、200人以内とする。

2 認定審査会の委員の任期は、3年とする。

(平15条例14・一部改正、平29条例14・旧第2条繰下・一部改正)

(地域支援事業の実施)

第4条 本市は、介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号に掲げる事業のほか、同条第3項各号に掲げる事業を実施するものとする。

(平18条例36・平21条例15・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第3条繰下・一部改正)

(保険料率)

第5条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 38,472円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 52,707円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 57,708円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 69,250円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 76,944円

(6) 次のいずれかに該当する者 92,333円

ア 合計所得金額(当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。)をいう。以下同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、この号の額が賦課されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((2)に該当する者に限る。次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イにおいて同じ。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 100,027円

ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 115,416円

ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 130,805円

ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 140,423円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 150,041円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 159,659円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 169,277円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 178,895円

(平15条例14・平18条例36・平21条例15・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第4条繰下・一部改正、平30条例22・平30条例47・一部改正)

(普通徴収に係る納期)

第6条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から翌年1月4日まで

第8期 1月4日から同月31日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月31日まで

2 前項により難いときは、市長が別に納期を定める。

3 第1項に定める期限が土曜日であるときは、この日を休日とみなして民法(明治29年法律第89号)第142条の規定を適用する。

(平29条例14・旧第5条繰下・一部改正)

(第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定)

第7条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から、月割りをもって行う。

2 前項の規定により保険料額を算定する場合における第5条の規定の適用については、同条中「当該年度分の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の資格を取得した日」とする。

3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

4 保険料の賦課期日(同日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項(第2号を除く。))において「賦課期日」という。)後に令第39条第1項第1号イに掲げる者(賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者で同号イ(2)に該当するものに限る。)又は同号ロ若しくはニ、同項第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ若しくは第5条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに掲げる者(以下これらの者を「被保護者等」という。)に該当することとなった第1号被保険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計した額とする。

(1) 第1号被保険者が被保護者等に該当することとなった日(以下「異動日」という。)前に当該第1号被保険者に賦課されていた保険料額について、当該異動日の属する月の前月までの月割りにより算定した額

(2) 異動日を賦課期日とみなして第5条の規定を適用した場合における保険料率について、当該異動日の属する月からの月割りにより算定した額

5 第1項及び前2項の規定により算定された保険料額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平18条例36・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第6条繰下・一部改正)

(保険料額の決定通知)

第8条 保険料額を決定したときは、市長は、速やかにこれを第1号被保険者に通知する。その額を変更したときも、また同様とする。

(平29条例14・旧第7条繰下)

(保険料の減免等)

第9条 市長は、保険料の納付義務者について災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、当該保険料の納付義務者からの申請により、保険料を減免し、又は6月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。

(平29条例14・旧第8条繰下)

(指定居宅サービス事業者の指定申請手数料等)

第10条 法第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者、法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第12条繰下・一部改正、平30条例22・旧第13条繰上)

(指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料等)

第11条 法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者、法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70

条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第13条繰下・一部改正、平30条例22・旧第14条繰上)

(指定介護老人福祉施設の指定申請手数料等)

第12条 法第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者、法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者、同条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第136条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。)を受けようとする者、法第107条第1項の規定により介護医療院の開設の許可を受けようとする者、法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者又は同条第2項の規定により介護医療院の変更の許可(同令第138条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。)を受けようとする者は、これらの指定若しくは許可又は更新の申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第14条繰下・一部改正、平30条例22・旧第15条繰上、平30条例47・一部改正)

(指定事業者の指定申請手数料等)

第13条 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、指定事業者の指定又はその更新の申請の際、別表第4に定める手数料を納付しなければならない。

(平29条例14・追加、平30条例22・旧第16条繰上)

(手数料の減免等)

第14条 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、第10条から前条までの手数料を減免することができる。

2 既納の手数は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があるとき、この限りでない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第15条繰下・一部改正、平30条例22・旧第17条繰上・一部改正)

(罰則)

第15条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第12条繰下、平29条例14・旧第16条繰下、平30条例22・旧第18条繰上)

第16条 法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平18条例36・一部改正、平24条例24・旧第13条繰下、平29条例14・旧第17条繰下、平30条例22・旧第19条繰上)

第17条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料

を科する。

(平24条例24・旧第14条繰下、平29条例14・旧第18条繰下、平30条例22・旧第20条繰上・一部改正)

第18条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第15条繰下、平29条例14・旧第19条繰下、平30条例22・旧第21条繰上)

第19条 第15条から前条までの規定により科する過料の額は、あらかじめ、その過料を科す者の弁明を聴き、情状により、市長が定める。ただし、その者が正当な理由なくして弁明をしない場合においては、この限りでない。

2 第15条から前条までの規定による過料を徴収する場合において発する納入通知書により指定する納付の期限は、その納入通知書を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

(平24条例24・旧第16条繰下・一部改正、平29条例14・旧第20条繰下・一部改正、平30条例22・旧第22条繰上・一部改正)

(介護給付費準備基金)

第20条 介護保険事業の運営に要する費用の財源に充てるため、尼崎市介護給付費準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金として積み立てる額は、毎年度尼崎市特別会計介護保険事業費歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

5 基金は、基金の設置目的を達成するため、必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(平24条例24・旧第17条繰下、平29条例14・旧第21条繰下、平30条例22・旧第23条繰上)

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平24条例24・旧第18条繰下、平29条例14・旧第22条繰下、平30条例22・旧第24条繰上)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例の廃止)

2 尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例(平成11年尼崎市条例第24号)は、廃止する。

(介護予防・日常生活支援総合事業の実施の延期)

3 本市における介護予防・日常生活支援総合事業については、その円滑な実施を図るため介護予防及び日常生活の支援に係る体制の整備が必要であることから、法第115条の45第1項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は、実施しない。この場合において、第4条中「介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第115条の45第1項第1号及び第2号並びに法第115条の45第2項各号」と読み替えるものとする。

(平27条例25・追加、平29条例14・一部改正)

(平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例)

4 平成12年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,584円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,876円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 9,167円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 11,459円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 13,751円

(平27条例25・旧第3項繰下)

5 平成13年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 13,454円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 20,181円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 26,907円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 33,634円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 40,361円

(平27条例25・旧第4項繰下)

(平成12年度分の普通徴収に係る納期の特例)

6 普通徴収の方法によって徴収する平成12年度分の保険料の納期は、第5条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 第1期 平成12年10月1日から同月31日まで
- 第2期 平成12年11月1日から同月30日まで
- 第3期 平成12年12月1日から平成13年1月4日まで
- 第4期 平成13年1月4日から同月31日まで
- 第5期 平成13年2月1日から同月28日まで
- 第6期 平成13年3月1日から同年4月2日まで

(平27条例25・旧第5項繰下)

(平成13年度分の普通徴収に係る保険料の納付額の特例)

7 平成13年度分の普通徴収に係る保険料の第5条第1項に規定する各納期ごとの納付額は、第5期から第10期までの各納期ごとの納付額の合計額が第1期から第4期までの各納期ごとの納付額の合計額のおおむね2倍となるように分割して定めるものとする。

(平27条例25・旧第6項繰下)

(平成12年度及び平成13年度における第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定の特例)

8 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第3項の規定による保険料額(次項において「平成12年度特例保険料額」という。)を6で除して得た額に平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日の属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日の属する月を除く。以下この項において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第4項の規定による保険料額(以下「平成13年度特例保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- (2) 平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(平27条例25・旧第7項繰下)

9 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イに掲げる者(同号イ(2)に係るものに限る。)に該当するに至った第1号被保険者(保険料の賦課期日に同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者に限る。)並びに同号ロ及びハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ又は同項第4号ロに掲げる者に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該異動した日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 当該異動後における平成12年度特例保険料額
- (2) 当該異動した日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該異動した日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額、当該異動後における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該異動した日が、平成13年10月中である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (5) 当該異動した日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額、当該異動前における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(平27条例25・旧第8項繰下)

(平成18年度における保険料率の特例)

10 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下「改正政令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(以下「世帯主等」という。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 47,472円
- (2) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の規定の適用を受ける者に限る。次号において同じ。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成18年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 49,847円
- (3) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成18年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 61,714円

(平18条例36・追加、平27条例25・旧第9項繰下)

(平成19年度における保険料率の特例)

1 1 改正政令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成19年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において同条第2号又は第3号に該当するもの 52,223円

(2) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。)を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 56,968円

(3) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 66,465円

(平18条例36・追加、平20条例12・一部改正、平27条例25・旧第10項繰下)

(平成20年度における保険料率の特例)

1 2 前項の規定は、改正政令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「附則第4条第1項第3号又は第4号」とあるのは「附則第4条第1項第5号又は第6号」と、「平成19年度に」とあるのは「平成20年度に」と、同項第1号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第2号中「地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける」とあるのは「改正政令附則第4条第1項第5号に該当する」と、「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第3号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と読み替えるものとする。

(平18条例36・追加、平20条例12・全改、平27条例25・旧第11項繰下)

(平成24年度における保険料率の特例)

1 3 第4条第9号に該当する第1号被保険者であって、平成23年の合計所得金額が190万円以上200万円未満であるものの平成24年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、85,458円とする。

(平24条例24・追加、平27条例25・旧第12項繰下)

(平成25年度における保険料率の特例)

1 4 前項の規定は、同項に規定する者の平成25年度における保険料率について準用する。この場合において、同項中「平成23年」とあるのは「平成24年」と、「85,458円」とあるのは「90,804円」と読み替えるものとする。

(平24条例24・追加、平27条例25・旧第13項繰下)

(平成27年度から平成29年度までにおける保険料率の特例)

1 5 第5条第1号に該当する第1号被保険者の平成27年度から平成29年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,979円とする。

(平27条例35・追加、平28条例36・平29条例14・一部改正)

付 則(平成15年3月28日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成18年3月28日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成20年3月27日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月30日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成24年3月28日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成25年10月9日条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例付則第6項及び第7項の規定、第2条の規定による改正後の尼崎市国民健康保険条例付則第14項の規定、第3条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例付則第14項の規定並びに第4条の規定による改正後の尼崎市後期高齢者医療に関する条例付則第4項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付 則(平成27年3月27日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第2備考の改正規定(「第21項」を「第22項」に改める部分に限る。)は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等にする法律(平成26年法律第83号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(平成27年2月18日政令第49号で、平成28年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成27年5月22日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月28日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年3月24日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第14条を第15条とし、同条の次に1条を加える改正規定(第14条を第15条とする部分を除く。)及び別表第3の次に1表を加える改正規定並びに次項及び付則第3項の規定 公布の日の翌日

(2) 第2条の規定 平成29年4月1日

(経過措置)

- 2 次の各号に掲げる者で、当該各号に定める指定事業者の指定(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定をいう。

以下同じ。)を受けようとするものは、当該指定事業者の指定に係る事業所についての初回の当該指定事業者の指定の申請に限り、第1条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。

(1) 平成29年4月1日(以下「基準日」という。)の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされる医療介護総合確保推進法第5条の規定(医療介護総合確保推進法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法(以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定(旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧介護予防訪問介護」という。)に係るものに限る。以下「旧予防訪問介護指定」という。)を受けている者(医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業(法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。)に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。) 当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号訪問事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

(2) 基準日の前日から引き続き旧予防訪問介護指定を受けている者(前号に該当する者を除く。) 当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号訪問事業(旧介護予防訪問介護に相当するものを除く。)に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

(3) 基準日の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者の指定(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。以下「旧予防通所介護指定」という。)を受けている者(医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号通所事業(法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。)に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。) 当該旧予防通所介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号通所事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防通所介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

3 医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者で、当該指定事業者の指定の更新を受けようとするものは、当該更新に係る事業所についての初回の当該更新の申請に限り、改正後の条例第16条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。

付 則(平成30年3月26日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

3 施行日前にこの条例による改正前の尼崎市介護保険条例(以下「改正前の条例」という。)第10条第1項の規定により発せられた督促状は、尼崎市債権管理条例(平成30年尼崎市条例第4号。以下「債権管理条例」という。)第6条第1項の規定により発せられた督促状とみなす。

4 施行日前に改正前の条例第11条の規定に基づき賦課された督促手数料は、債権管理条例第6条第4項の規定に基づき賦課された督促手数料とみなす。

5 この条例の施行の際現に発生している改正前の条例第12条第1項の規定に基づく延滞金は、債権管理条例第7条第1項の規定により徴収されるべき延滞金とみなす。

6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成30年10月15日条例第47号)

この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第5条第6号アの改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1

(平24条例24・追加、平29条例14・一部改正)

種別	手数料
1 指定居宅サービス事業者の指定申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 20,000円
2 指定居宅サービス事業者の指定更新申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 10,000円
3 指定居宅介護支援事業者の指定申請手数料	1件につき 20,000円
4 指定居宅介護支援事業者の指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
5 指定介護予防サービス事業者の指定申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
6 指定介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

別表第2

(平24条例24・追加、平27条例25・平29条例14・一部改正)

種別	手数料
1 指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 20,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、30,000円)
2 指定地域密着型サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 10,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、15,000円)
3 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
4 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

別表第3

(平24条例24・追加、平29条例14・平30条例47・一部改正)

種別	手数料
1 指定介護老人福祉施設の指定申請手数料	1件につき 30,000円
2 指定介護老人福祉施設の指定更新申請手数料	1件につき 15,000円
3 介護老人保健施設の開設許可申請手数料	1件につき 63,000円
4 介護老人保健施設の開設許可更新申請手数料	1件につき 15,000円
5 介護老人保健施設の変更許可申請手数料	1件につき 33,000円
6 介護医療院の開設許可申請手数料	1件につき 63,000円
7 介護医療院の開設許可更新申請手数料	1件につき 15,000円
8 介護医療院の変更許可申請手数料	1件につき 33,000円

別表第4

(平29条例14・追加)

種別	手数料
1 指定事業者の指定申請手数料	第1号事業の種類1件につき 14,000円

2 指定事業者の指定更新申請手数料

第1号事業の種類1件につき 7,000円

(2) 尼崎市介護保険規則

平成12年3月31日
規則第40号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び尼崎市介護保険条例(平成12年尼崎市条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特例居宅介護サービス費の額)

第2条 法第42条第1項の規定により居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例居宅介護サービス費の額は、法第42条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例地域密着型介護サービス費の額)

第2条の2 法第42条の3第1項の規定により要介護被保険者(法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例地域密着型介護サービス費の額は、地域密着型サービス(法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。)又はこれに相当するサービスについての法第42条の3第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・平29規則8・一部改正)

(特例居宅介護サービス計画費の額)

第3条 法第47条第1項の規定により居宅要介護被保険者に対して支給される特例居宅介護サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例施設介護サービス費の額)

第4条 法第49条第1項の規定により要介護被保険者に対して支給される特例施設介護サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第5条 法第50条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第49条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第83条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平27規則21・一部改正)

(特例特定入所者介護サービス費の額)

第5条の2 法第51条の4第1項の規定により特定入所者(法第51条の3第1項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例特定入所者介護サービス費の額は、法第51条の4第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・一部改正)

(特例介護予防サービス費の額)

第6条 法第54条第1項の規定により居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例介護予防サービス費の額は、法第54条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例地域密着型介護予防サービス費の額)

第6条の2 法第54条の3第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例地域密着型介護予防サービス費の額は、地域密着型介護予防サービス(法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。)又はこれに相当するサービスについての同条第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・平29規則8・一部改正)

(特例介護予防サービス計画費の額)

第7条 法第59条第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例介護予防サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(介護予防サービス費等の額の特例)

第8条 法第60条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第59条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、省令第97条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例特定入所者介護予防サービス費の額)

第8条の2 法第61条の4第1項の規定により特定入所者に対して支給される特例特定入所者介護予防サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・一部改正)

(保険料端数金額の合算)

第9条 条例第6条第1項の各納期又は同条第2項の規定により定められた各納期に納付すべき保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を最初の納期に納付すべき保険料に合算する。

(平29規則8・一部改正)

(保険料額の決定通知)

第10条 条例第8条の規定による保険料額の通知は、介護保険料決定通知書又は介護保険料変更通知書により行う。

(平29規則8・一部改正)

(保険料の減免等)

第11条 条例第9条に規定する災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、省令第83条第1項各号に掲げる特別の事情があるときその他市長が特に必要があると認めるときとする。

(平29規則8・一部改正)

(保険料の減免等の申請)

第12条 条例第9条の規定により保険料の減免又は徴収の猶予(以下「減免等」という。)を受けようとする者は、介護保険料減免・徴収猶予申請書にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を申請者に通知する。

(平29規則8・一部改正)

(減免等の取消し)

第13条 市長は、減免等を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、これを取り消すことができる。

(1) 資力その他の事情が変化したため減免等を受けることが不相当であると認められるとき。

(2) 虚偽の申請その他の不正行為により減免等を受けていたとき。

2 市長は、前項の規定により減免等を取り消したときは、減免等により支払を免れた額又は徴収を猶予された額を一時に徴収するものとする。

(過誤納金の取扱い)

第14条 市長は、過納又は誤納となる徴収金(以下「過誤納金」という。)があるときは、遅滞なくこれを還付するものとする。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなった徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金をその徴収金に充当する。

3 市長は、前項の規定により充当したときは、その旨を当該納付義務者に通知する。

(第三者の行為による損害等の届出)

第15条 被保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(介護保険徴収職員証)

第16条 介護保険料その他法の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は捜索の職務に従事する職員は、これらの職務を行う場合は、その身分を示す証明書(別記様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平23規則27・追加)

(施行の細目)

第17条 この規則の規定による申請書その他の様式等条例の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(平23規則27・旧第16条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(平27規則21・旧附則・一部改正)

(特例介護予防サービス費の額に関する経過措置)

2 第6条の規定の適用については、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間、同条中「法第54条第3項」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第54条第3項」と読み替えるものとする。

(平27規則21・追加)

付 則(平成18年3月30日規則第44号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第3条の改正規定、第4条の改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年3月31日規則第21号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第2条から第3条まで、第5条の2から第7条まで及び第8条の2の改正規定 公布の日

(2) 第5条及び第8条の改正規定 平成27年8月1日

付 則(平成29年3月24日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式
(表面)

第 号	介護保険徴収職員証	↑ 5.2 セ ン チ メ ー ト ル ↓
顔写真	所属 氏名 平成 年 月 日 尼 崎 市 長 印	
← 7.4センチメートル →		

(裏面)

<p>1 本証は、介護保険料その他介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は搜索の職務に従事する際には、必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>4 本証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに市長に届け出なければならない。</p>
--

○尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業 の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

平成24年12月21日
条例第52号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準その他介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(平30条例48・一部改正)

(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第3条 法第42条第1項第2号の条例で定める基準、法第72条の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項から第13項までに規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者(以下「指定居宅サービス事業者等」という。)は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供しなければならない。
- 3 指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。
- 4 指定居宅サービスの事業を行う事業所及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所(以下「指定居宅サービス事業所等」という。)は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等(以下「暴力団等」という。)の支配を受けてはならない。
- 5 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)による評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)に規定する研修(以下この項において「研修」という。)の実施計画をその指定居宅サービス事業所等の従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めなければならない。
- 7 指定居宅サービス事業所等の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。
- 8 指定居宅サービス事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定居宅サービス事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定居宅サービス事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。

(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定居宅サービス事業所等の従業者に対して研修を行うこと。

9 指定居宅サービス事業者等(規則で定める事業のいずれかに該当する事業(以下「特定事業」という。))を行う者に限る。以下「特定指定居宅サービス事業者等」という。)は、リハビリテーションその他の機能訓練その他利用者に対して提供するサービス又はこれに付随するものとして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号又は第5号に該当する営業(以下「特定風俗営業」という。)に係る遊技その他利用者の射幸心を過度にそそるおそれ又は利用者が過度に依存するおそれがある遊技(以下「対象遊技」という。)を、通常の日常生活の範囲内における行為と認められる時間として市長が別に定める時間を超えて利用者に提供してはならない。

10 特定指定居宅サービス事業者等は、対象遊技の結果に応じて疑似通貨(物品、金銭、役務その他の経済上の利益との交換手段としての機能を有するものをいう。)を利用者に提供してはならない。

11 特定指定居宅サービス事業者等は、正当な理由なく、省令第16条に規定する居宅サービス計画(規則で定める事業にあっては、規則で定める計画)において定められた回数、時間その他の数量等を超えて居宅サービス(対象遊技を提供するものに限る。)を提供してはならない。

12 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の施設(利用者が容易に見ることができる部分に限る。以下この項において同じ。)の外観若しくは内装、当該施設における設備若しくは備品の配置又は当該事業所におけるサービスの提供の方法について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。

13 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。

(平25条例14・平26条例48・平28条例50・平30条例48・一部改正)

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準)

第4条 法第47条第1項第1号の条例で定める基準並びに法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第29条第2項(省令第30条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 介護支援専門員(省令第2条第1項に規定する介護支援専門員をいう。)は、省令第13条第8号(同条第15号及び省令第30条において準用する場合を含む。)の規定により居宅サービス計画の原案を作成するに当たっては、利用者の意向を尊重しなければならない。

3 前条第3項から第8項までの規定は、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・追加)

(指定介護予防サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第5条 法第54条第1項第2号の条例で定める基準、法第115条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する

基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第2項から第8項までの規定は指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業(以下「指定介護予防サービス事業等」という。)について、同条第9項から第13項までの規定は指定介護予防サービス事業等(規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第4条繰下・一部改正、平28条例50・平30条例48・一部改正)

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準)

第6条 法第59条第1項第1号の条例で定める基準(以下「基準該当介護予防支援事業基準」という。)並びに法第115条の24第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下「指定介護予防支援事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第28条第2項(省令第32条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第3項から第8項まで及び第4条第2項の規定は、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

- 3 前2項の規定にかかわらず、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る基準該当介護予防支援事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定介護予防支援事業基準のとおりとする。

(平26条例48・追加)

(法第70条第2項第1号の条例で定める者)

第7条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第126条の4の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第5条繰下・一部改正)

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第8条 法第78条の2第1項(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、29以下とする。

(平26条例48・旧第6条繰下)

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第9条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第131条の10の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第7条繰下・一部改正)

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第10条 法第78条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下これらを「指定地域密着型サービス事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含

む。)のおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第8項までの規定は指定地域密着型サービスの事業について、同条第9項から第13項までの規定は当該事業(規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、法第78条の2第1項の規定による市長の指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る指定地域密着型サービス事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定地域密着型サービス事業基準のおりとする。

(平26条例48・旧第8条繰下、平28条例50・平30条例48・一部改正)

(法第79条第2項第1号の条例で定める者)

第11条 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第132条の3の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・追加)

(法第86条第1項の条例で定める数)

第12条 法第86条第1項(法第86条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、30以上とする。

(平26条例48・旧第9条繰下)

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準)

第13条 法第88条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項及び第3条第1項第1号イただし書に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のおりとする。この場合において、省令第3条第1項第1号イ中「1人」とあるのは「1人(市長がやむを得ない事情があると認める場合は、4人以下)」と、省令第37条第2項(省令第49条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は指定介護老人福祉施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第10条繰下、平28条例50・一部改正)

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

第14条 法第97条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のおりとする。この場合において、省令第38条第2項(省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護老人保健施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護老人保健施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第11条繰下、平28条例50・平30条例48・一部改正)

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

第15条 法第111条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第2条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人

員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第42条第2項(省令第54条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護医療院の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護医療院について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平30条例48・追加)

(法第115条の2第2項第1号の条例で定める者)

第16条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の17の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第12条繰下・一部改正、平30条例48・旧第15条繰下)

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

第17条 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の27の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第13条繰下・一部改正、平30条例48・旧第16条繰下)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第18条 法第115条の12の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第13項まで及び第10条第3項の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第14条繰下・一部改正、平28条例50・一部改正、平30条例48・旧第17条繰下・一部改正)

(法第115条の22第2項第1号の条例で定める者)

第19条 法第115条の22第2項第1号(法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の34の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・追加、平30条例48・旧第18条繰下)

(地域包括支援センターの職員等の基準)

第20条 法第115条の46第5項の条例で定める基準は、次項から第4項までに規定するもののほか、施行規則第140条の66に規定する基準(同条第1号に規定する基準を除く。以下この条において「実施基準」という。)(実施基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。

2 地域包括支援センター(以下この条において「センター」という。)の設置者は、センターごとに、専らその職務に従事する常勤の職員で次の各号に掲げるものを、原則として別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に従って置かなければならない。

(1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条に規定する保健師その他これに準ずる者

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第1項に規定する社会福祉士その他これに準ずる者

(3) 主任介護支援専門員(施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者

3 センターの設置者は、センターにおける包括的支援事業に関する記録(市長が別に定めるものに限る。)を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

4 第3条第3項の規定はセンターの設置者について、同条第4項の規定はセンターについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・追加、平30条例48・旧第19条繰下・一部改正)

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月7日条例第14号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

付 則(平成26年12月19日条例第48号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年10月6日条例第50号)

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

付 則(平成30年10月15日条例第48号)

この条例は、平成30年11月1日から施行する。ただし、第2条及び第19条第1項の改正規定並びに第20条を削る改正規定は、公布の日から施行する。

別表

(平26条例48・追加、平30条例48・一部改正)

センターが担当する区域内に居住する第1号被保険者の人数	人員配置基準
おおむね3,000人以上6,000人未満	第20条第2項第1号から第3号までに掲げる者(以下「保健師等」という。)のそれぞれ1人
おおむね6,000人以上8,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね8,000人以上10,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人
おおむね10,000人以上12,000人未満	保健師等のそれぞれ2人
おおむね12,000人以上14,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね14,000人以上16,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人